

長期脱炭素電源オークションの制度詳細について (応札年度：2026年度)

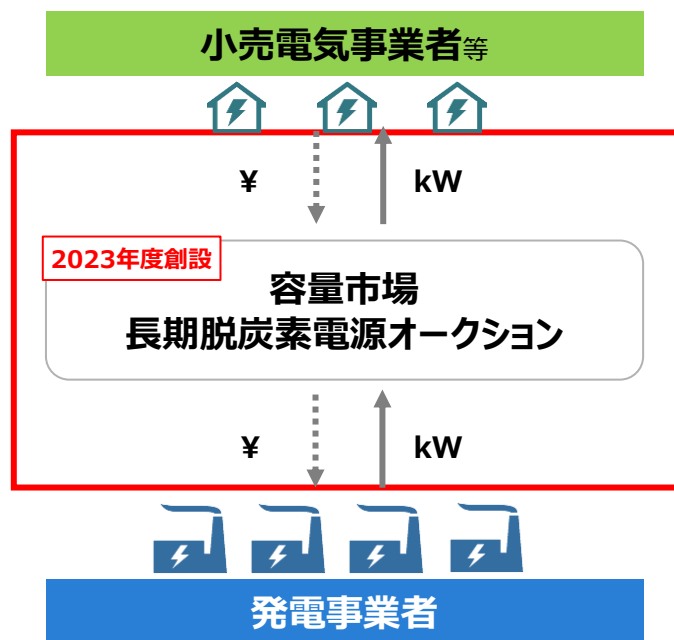
2026年 9月

電力広域的運営推進機関

- 電力広域的運営推進機関（以下「本機関」）では、容量市場の一部として新たに長期脱炭素電源オークション（以下「本オークション」）を2023年度から創設しました。
- 本資料では、本オークションへ参加を希望する電源が満たすべき要件、落札決定方法、契約条件等と小売電気事業者等※1が負担する容量拠出金について説明します※2。

本資料での説明内容

【容量市場の取引の流れ】

小売電気事業者等※1への説明事項

- ・ 長期脱炭素電源オークション実施に伴い、小売電気事業者、一般送配電事業者、配電事業者が負担する容量拠出金等（容量市場に係る容量拠出金の内数）

発電事業者※3への説明事項

- ・ 長期脱炭素電源オークションへ参加を希望する発電事業者に対して求める条件や参加方法、落札決定方法等
- ・ 長期脱炭素電源オークションで落札した場合の容量確保契約金額やリクワイアメント、アセスメント、ペナルティ等

※1 小売電気事業者、一般送配電事業者、配電事業者

※2 本資料と長期脱炭素電源オークション募集要綱・容量確保契約約款との記載が異なっている場合は、長期脱炭素電源オークション募集要綱・容量確保契約約款を優先する

※3 電源を自ら維持・運用しようとする者

- 本オークションの実施に向けて、参加可否をご判断いただけるように制度詳細説明を通して募集要綱などの内容をご説明します。実際の手続きについては実務説明等で公表していく予定です。

タイトル	内容	主な対象	スケジュール
制度概要説明	長期脱炭素電源オークションの制度概要について説明を行う	全事業者	2026/7/27
募集要綱・約款の意見募集	長期脱炭素電源オークション（応札年度：2026年度）へ参加希望する電源を自ら維持・運用しようとする者に対して求める条件や参加方法等の規定について意見募集を行う	発電事業者等	意見募集実施済 (2026/7/21～8/3)
業務マニュアルの意見募集 参加登録・応札・容量確保契約書の締結編	長期脱炭素電源オークション（応札年度：2026年度）の参加登録、応札情報の登録、容量確保契約書の締結方法に係るマニュアルについて意見募集を行う	発電事業者等	意見募集実施済 (2026/9/2～9/15)
業務マニュアルの意見募集 実需給期間前から発生するリクワイアメント対応編 (別冊) 容量停止計画の調整業務	長期脱炭素電源オークション実需給期間前から発生するリクワイアメント対応のうち容量停止計画の調整業務について意見募集を行う	発電事業者等	意見募集実施済 (2026/9/3～9/16)
制度詳細説明	長期脱炭素電源オークション（応札年度：2026年度）の募集要綱に係るオークションへ参加を希望する発電事業者及び電源が満たすべき要件、落札決定方法、契約条件等と小売電気事業者等が負担する容量拠出金について説明を行う	全事業者	2026年9月17日
実務説明 参加登録・応札・容量確保契約書の締結編	長期脱炭素電源オークション（応札年度：2026年度）の業務マニュアル内容のご留意いただきたいポイント等について説明を行う	発電事業者等	今後実施予定
業務マニュアル3編の意見募集 電源等差替・市場退出・契約の変更・登録情報の変更業務編/実需給期間前から発生するリクワイアメント対応編/ペナルティ・容量確保契約金額対応編	長期脱炭素電源オークション ①電源等差替・市場退出・契約の変更・登録情報の変更業務、②実需給期間前から発生するリクワイアメント対応、③ペナルティ・容量確保契約金額対応に係るマニュアルについて意見募集を行う	発電事業者等	改訂予定 必要に応じて 意見募集実施
業務マニュアルの意見募集 容量拠出金対応編	容量拠出金の対応に係るマニュアルについて意見募集を行う	小売電気事業者等	公表予定 意見募集実施予定
業務マニュアルの意見募集 実需給期間中のリクワイアメント対応編	長期脱炭素電源オークション実需給期間中に発生するリクワイアメント対応に係るマニュアルについて意見募集を行う	発電事業者等	公表予定 意見募集実施予定
実務説明 制度適用期間前から発生する業務	長期脱炭素電源オークション制度適用期間前から発生する業務が記載されている業務マニュアル3編のご留意いただきたいポイント等について説明を行う	発電事業者等	今後実施予定
実務説明 容量拠出金対応編	容量拠出金の対応におけるご留意いただきたいポイント等について説明を行う	小売電気事業者等	今後実施予定
実務説明 実需給期間中のリクワイアメント対応編	長期脱炭素電源オークション実需給期間中に発生するリクワイアメント対応のご留意いただきたいポイント等について説明を行う	発電事業者等	今後実施予定

- 制度概要説明会資料・動画は以下のURLを参照

https://www.occto.or.jp/various/capacity-market/youryou_setsumeikai.html

(参考) 容量市場に関連する文書類 (1/2)

- 容量市場では、関連する各種の文書類を公表・提供しています。2026年度長期脱炭素電源オークションに向けて募集要綱と容量確保契約約款、各種業務マニュアルを順次公表していきます。

関連文書		概要	公表状況	
容量市場 募集要綱 ※1	容量市場メインオークション 募集要綱	・メインオークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法等を規定	2024～30年度向け 公表済	
	容量市場追加オークション 募集要綱	・追加オークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法等を規定	2024～27年度向け 公表済	
	長期脱炭素電源オークション 募集要綱	・長期脱炭素電源オークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や 参加方法等を規定	2023～2026年度応札 公表済	
容量確保 契約書 ※1※2	容量確保契約約款	・メインオークション及び追加オークションにおける容量提供事業者に求められる要件、 容量確保契約金額その他の契約条件を規定	公表済	
	長期脱炭素電源オークション 容量確保契約約款	・長期脱炭素電源オークションにおける容量提供事業者に求められる要件、 容量確保契約金額その他の契約条件を規定	公表済	
容量市場 業務 マニュアル ※1	メイン オーク ション	参加登録・応札・容量確保 契約書の締結編	・参加登録申請の手順、提出書類等について記載 ・メインオークションの応札情報の登録から、容量確保契約書の締結までについて記載	2024～30年度向け 公表済
		実需給前に実施すべき業務 （全般）編	・余力活用契約・給電申合書等の締結、電源等情報の追加登録等について記載	2024～29年度向け 公表済
		電源等差替編	・電源等差替の手順、提出書類等について記載	2028年度以降公表済
		実効性テスト編	・電源等リストの登録・実効性テストの手順、提出書類等について記載	2024～28年度向け 公表済
		容量停止計画の調整業務編	・容量停止計画の提出・作業調整手順等について記載	2026年度以降公表済 2028年度向け公表準備中
		実需給期間中 リクワイアメント対応 （安定電源）（変動電源(単独)） （変動電源(アグリゲート)） （発動指令電源）編	・算定諸元（容量停止計画、発電計画・発電上限等）の登録・アセスメント結果の 確認手続き等について記載	2026年度向け 公表済
		実需給期間中 ペナルティ・ 容量確保契約金額対応編	・ペナルティ・容量確保契約金額、支払通知書・請求書の確認手続等について記載	2026年度向け 公表済
		容量拠出金対応編	・容量拠出金（仮算定含む）、還元額、追加請求額の確認手続き等について記載	2026年度向け 公表済

- 容量市場では、関連する各種の文書類を公表・提供しています。2026年度長期脱炭素電源オークションに向けて募集要綱と容量確保契約約款、各種業務マニュアルを順次公表していきます。

関連文書		概要	公表状況
容量市場 業務マニュアル ※1	追加 オーク ション	参加登録・応札・ 容量確保契約書の締結編 - 参加登録申請の手順、提出書類等について記載 - 追加オークションの応札情報の登録から、容量確保契約書の締結までについて記載	2024～27年度向け 公表済
	長期脱炭素電源 オークション	参加登録・応札・ 容量確保契約書の締結編 長期脱炭素電源オークションの参加登録や応札等について記載	2023～25年度応札公表済 2026年度応札向け 公表準備中
		電源等差替・市場退出・契約の 変更・登録情報の変更業務編 長期脱炭素電源オークションの電源等差替・市場退出・契約の変更・登録情報の 変更業務について記載	公表済
		実需給期間前から発生する リクワイアメント対応編 - 長期脱炭素電源オークションの実需給期間前から発生するリクワイアメント対応について記載 （別冊）容量停止計画の調整業務では、容量停止計画の提出・ 作業調整手順等について記載	
		ペナルティ・ 容量確保契約金額対応編 長期脱炭素電源オークションのペナルティ・容量確保契約金額対応について記載	
		実需給期間中 リクワイアメント対応編 長期脱炭素電源オークションの実需給期間中のリクワイアメント対応について記載	意見募集実施予定
	容量抛出金対応編 長期脱炭素電源オークションの容量抛出金対応について記載		
容量市場 システム マニュアル※2	事業者情報・電源等情報登録 期待容量登録・応札・契約 電源等差替・実効性テスト・ 容量停止計画・ アセスメント・ペナルティ・ 容量確保契約金額・支払・請求 編	容量市場システムのログイン方法や入力方法、画面等、操作方法等について記載	公表済

■ 本オークションにご参加いただく事業者の皆さまには、2026年10月から事業者情報の登録を実施し、2027年1月に応札していただく予定です。

				2026年度						2027 年度
				10月	11月	12月	1月	2月	3月	
参加登録	事業者 情報	登録受付期間	2026年10月13日～ 2026年10月16日							
		審査期間	2026年10月13日～ 2026年10月21日							
	電源等 情報	登録受付期間	2026年10月19日～ 2026年10月23日							
		審査期間	2026年10月26日～ 2026年12月8日							
	期待容量	登録受付期間	2026年12月9日～ 2026年12月15日							
		審査期間	2026年12月16日～ 2026年12月25日							
オークション	応札の受付期間		2027年1月19日～ 2027年1月26日							
	応札容量算定に用いた期待容量等 算定諸元一覧登録受付期間		2027年1月27日～ 2027年2月3日							
	約定結果の公表		応札の受付終了から 3か月後を目途とし、 翌年度に公表							

※ 「物価・金利変動等に伴う契約単価の補正」および「水素・アンモニア・CCSの補正後の応札価格」は、応札の受付期間に提出すること
※ 各情報の登録受付後に審査を行い、上記審査期間内に容量市場システムを通じて審査結果をお知らせする
※ 応札の受付期間終了後、電力・ガス取引監視等委員会により応札価格の監視が行われる。詳細については、長期脱炭素電源オークションガイドラインを参照すること
※ 公表時期はあくまで目安であり、電力・ガス取引監視等委員会の監視状況等に応じて、前後する場合がある
※ 不測の事態が生じた場合は、スケジュールが変更となる可能性がある

■ 電力安定供給WGなどでの検討を踏まえた2025年度からの主な変更・更新事項は以下のとおりです。

変更・更新事項		変更・更新内容	参照ページ
募集電源	募集量・募集上限の更新	- 脱炭素電源の募集量は500万kW、LNG専焼火力の募集量は600万kWとなる - 募集上限は以下のとおりに変更となる ✓ 脱炭素火力（水素・アンモニア専焼、水素・アンモニア混焼、CCS付火力）：50万kW ✓ 既設の原子力電源の安全対策投資：150万kW ✓ リチウムイオン蓄電池：40万kW ✓ リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池：40万kW ✓ 揚水式水力、長期エネルギー貯蔵システム：合計で40万kW ✓ 洋上風力：50万kW - 脱炭素火力、リチウムイオン蓄電池、リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池、揚水式水力・長期エネルギー貯蔵システム、洋上風力は募集上限を跨ぐ電源以下に限定される	P19
	制度適用期間の上限設定・変更	制度適用期間は、原則20年となる。 ただし、水力電源（揚水式を除く。）、揚水式水力（新設に限る。）、長期エネルギー貯蔵システム、原子力、LNG専焼火力は30年、火力、既設火力の改修（バイオマス専焼にするための改修を除く。）、揚水式水力（新設を除く。）、蓄電池は40年を上限に、20年より長期の適用期間（1年単位）を希望できる	P29
電源等要件	電源等要件の追加・変更	- 水素・アンモニアの燃料種については、CI値（Carbon Intensity：炭素集約度）が、$3.4\text{kg-CO}_2\text{e/kg-H}_2$以下となる低炭素水素、$0.87\text{kg-CO}_2\text{e/kg-NH}_3$以下となる低炭素アンモニアが対象となる - CCS付火力におけるCO_2回収率の定義が、「年間CO_2発生量に対する年間CO_2回収量の割合」に変更となる - 海洋再エネ整備法に基づく洋上風力発電事業における第2ラウンド及び第3ラウンドにおける電源のうち、プレミアム発生の可能性を完全に排除するために、公募占用計画における供給価格を0円/kWhに変更し、本オークションの参加登録までに、FIP制度の全支援期間にわたりバランシングコスト相当分のFIP交付金の受領を放棄した電源（洋上風力ゼロプレミアム電源）は本オークションへの参加が可能となる	P22,24
	供給力提供開始期限の変更	- 長期エネルギー貯蔵システム及びLNG専焼火力の供給力提供開始期限について、以下のとおりに変更となる ✓ 長期エネルギー貯蔵システム：7年後の日が属する年度の末日 ✓ LNG専焼火力：11年（法・条例アセス済・不要の場合：7年）後の日が属する年度の末日	P76

■ 電力安定供給WGなどでの検討を踏まえた2025年度からの主な変更・更新事項は以下のとおりです。

変更・更新事項		変更・更新内容	参照ページ
上限価格	新たな上限価格の設定	- LNG専焼火力の上限価格について、LNG基地の整備が必要な電源と不要な電源で、それぞれ異なる価格が設定される ※ LNG基地の整備が必要な電源は、LNGタンク、栈橋、ローディングアーム等の全てを含むLNG基地を新たに整備する電源に限る	P28,38
	上限価格の変更	洋上風力の上限価格は、20万円/kW/年の閾値に関わらず、導入が可能な水準で設定される	P28
参加登録	登録項目の追加	- 海洋再エネ整備法の公募案件のうち（第2・第3ラウンドのみ）、ゼロプレミアム案件に限り本オークションの対象として認める - LNG専焼火力について、LNG基地の整備の有無について選択を求める	P38, 41
応札価格	資本コストの要件変更	- 資本コストの計算に用いるWACCについて、供給力提供開始期限が5年未満の電源種は4.5%、5年以上10年未満の電源種は5.5%、10年以上の電源種は6.5%に変更となる - 落札価格の自動補正における「金利補正」の式で用いる応札年度2026年度のベースのWACCについては5.5%となる	P100
約定方法等	優先約定	蓄電池の供給確保計画について経済安保推進法の認定を受けているメーカー（当該メーカーが株式・持分50%超の支配力を持つ国内外の子会社・孫会社を含む）が製造するセルを使用するリチウムイオン蓄電池の電源は、優先的に落札される	P19
	応札価格の費用補正方法の追加	- 脱炭素火力（水素・アンモニア専焼、水素・アンモニア混焼、CCS付火力）について、落札電源の決定に用いる応札価格に限り、補正後の応札価格を用いる ※ 補正後の応札価格は、応札価格に含まれる可変費のうち、制度適用期間にわたって調達国のCPIで自動補正する費用項目※1について、制度適用期間にわたって過去10年の平均CPI※2が継続したと仮定して算出する ※1 CCS付火力については、貯留方法が海外貯留の場合、「輸送費用（OPEXのうち燃料費・電気代を除いた費用に限る）」と「貯留費用（OPEXのうち燃料費・電気代を除いた費用に限る）」 ※2 CCS付火力については、米国生産者物価指数と貯留対象国の企業物価指数	P58

■ 電力安定供給WGなどでの検討を踏まえた2025年度からの主な変更・更新事項は以下のとおりです。

変更・更新事項		変更・更新内容	参照ページ
リクアセペナ	リクアセの変更	- 水素・アンモニアを混焼する電源について、水素社会推進法に基づくCI値の要件を満たした水素・アンモニアで発電した混焼率を達成することを求める - 脱炭素化ロードマップにおける水素・アンモニアでの2050年の脱炭素化には、低炭素水素・低炭素アンモニアを用いた達成を求める	P90
	調整不調電源のペナルティの扱い	調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額について、調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額相当の経済的ペナルティを請求する	P77,84
廃棄等費用	廃棄等費用の積立	- 本制度で導入される風力発電について、廃棄等費用を本機関に積み立てることを求める - 海洋再エネ整備法に基づく公募案件は積立ての対象外とする	P117
他市場収益	他市場収益の還付の選択	- LNG専焼火力について、供給力提供開始年度に実際の他市場収益の約9割の金額を還付する方法の「実績ベースによる還付」又は「還付の固定化」のいずれかを制度選択することができる（予定。今後、国の審議会において検討が継続される） 「還付の固定化」における還付水準及び水準の設定方法については、今後、国の審議会（電力安定供給 ワーキンググループ）において検討が継続される	—
契約等の変更	市場退出の要件追加・ペナルティの特例条件の追加	- 水素社会推進法第7条第1項の認定を受けた計画が取り消された場合、市場退出を認める - 脱炭素火力(水素・アンモニア専焼、水素・アンモニア混焼、CCS付火力)について、本オークションでの落札後8か月以内に、本オークション以外の需要も確保する前提で水素・アンモニア供給事業やCO₂輸送・貯蔵事業を想定していた際に、容量提供事業者以外に起因する事由で当該事業が中止となったことを理由に市場から退出する場合、市場退出を認める。この事由により市場退出となった場合、経済的ペナルティを科さない	P92

第1章 容量市場の概要

容量市場導入の目的
容量市場の仕組み
容量市場の構成
メインオークション、長期脱炭素電源
オークションの違い

第2章 募集概要

募集量
オークション参加対象となる事業者
オークション参加対象となる電源
（参考）蓄電池・揚水・長期エネルギー
貯蔵システムの定義
オークション参加対象外となるケース
オークション応札単位
（参考）同時落札条件の詳細
上限価格
制度適用期間
オークション～制度適用期間の流れ

第3章 参加登録

参加登録の概要
容量市場システムの利用に向けた事前手続き
事業者情報の登録の申込み
電源等情報の登録の申込み

- 基本情報の登録
- 詳細情報（安定電源）の登録
（参考）余力活用に関する契約の締結
期限と締結に要する期間
- 詳細情報（変動電源）の登録
（参考）接続検討回答書の提出要件
- 各種様式の提出
- 事業計画書の作成
- 燃料調達計画の作成
- 蓄電池に係る事業計画の作成
- 脱炭素化ロードマップの作成

期待容量の登録の申込み

- 期待容量とは
- 期待容量の登録方法
- 期待容量等算定諸元一覧

第4章 応札、落札・約定、契約

応札、落札・約定、契約の概要
応札方法
（参考）応札容量の考え方
（参考）応札価格の補正の考え方
落札電源と約定結果

- 落札電源及び約定価格の決定方法
（参考）脱炭素電源の落札電源の
決定方法詳細
- 約定結果の公表

契約の締結

- 容量確保契約書の締結

契約の変更・解除

- 容量確保契約の変更・解除

第5章 契約の履行

契約の履行の概要

本オークションにおける主な取引の流れ

リクワイアメント・アセスメント・ペナルティの全体像

(参考) アセスメント対象容量の考え方

リクワイアメント・アセスメント・ペナルティの各項目

- ① 供給力提供開始時期の遵守
(参考) メインオークションの供給曲線への影響に係るイメージ
(参考) 供給力提供開始時期の変更に伴って適用する約定単価とリクワイアメント
- ② 供給力提供開始期限の遵守
(参考) 電源種ごとの供給力提供開始期限
- ③ 容量停止計画の調整
(参考) 容量停止計画の対象
- ④ 余力活用に関する契約の締結
(参考) 余力活用契約におけるストレージ式運用について
- ⑤ 供給力の維持
- ⑥ 市場応札
- ⑦ 供給指示への対応
(参考) 本オークションにおける供給力供出の考え方
(参考) 1電源に複数の契約容量を持つ電源に係るアセスメント
- ⑧ 脱炭素燃料の混焼率
- ⑨ 年間CO₂貯蔵率
- ⑩ 年間設備利用率
- ⑪ 脱炭素化ロードマップの遵守

供給力の提供ができなくなった場合等（市場退出）の扱い

(参考) 電源等差替

容量確保契約金額の算定

契約単価の調整

- 系統接続費の見積額と精算額の調整
(参考) 各種支援制度からの支援金額との調整
- 新設・リプレースの追加投資時の調整
- 混焼火力を専焼化で建て替える場合の調整

物価・金利変動等への対応

- 応札価格の各費用項目の補正
- 可変費の累積損益
- 消費者物価指数による補正

事後的な費用増加への対応

容量確保契約金額の支払

他市場収益の還付

(参考) 他市場収益の還付の算定例

再エネに対する事業規律の確保

太陽光発電設備及び風力発電設備に対する廃棄等費用の積立

容量提供事業者への請求・交付

第6章. 容量拠出金

容量拠出金の全体像

(参考) 小売電気事業者等と容量拠出金の関係

(参考) 既存の相対契約について

容量拠出金の算定概要

容量拠出金の請求額の算定方法

(試算例) ①エリア別の容量拠出金総額の算定

(試算例) ②一般送配電事業者・配電事業者の負担総額と請求額の算定

(試算例) ③小売電気事業者の負担総額の算定

(試算例) ④各小売電気事業者への請求額の算定

各小売電気事業者への請求額の算定

- I.前年度の当該エリアの夏季/冬季ピーク時電力kW実績の合計
- II.シェア変動
- III.シェア変動考慮後のkW (推定)
- IV.シェア変動考慮後の配分比率
- 各小売電気事業者への毎月の請求額

未回収分の追加請求及び還元の取引概要

未回収分の追加請求の配分方法

還元総額の算定概要

還元総額の配分方法

請求・支払フロー

その他の容量拠出金の関連情報

第7章. その他

本オークションの留意点

容量市場における消費税の取り扱いについて

(参考) 容量確保契約金額における消費税の取り扱い

(参考) 容量拠出金における消費税の取り扱い

容量市場取引におけるインボイス制度への対応

(参考) 容量市場口座情報等の会員情報管理システム
への登録

SNS等での情報発信

各種資料等参照先

FAQ

お問合せ先

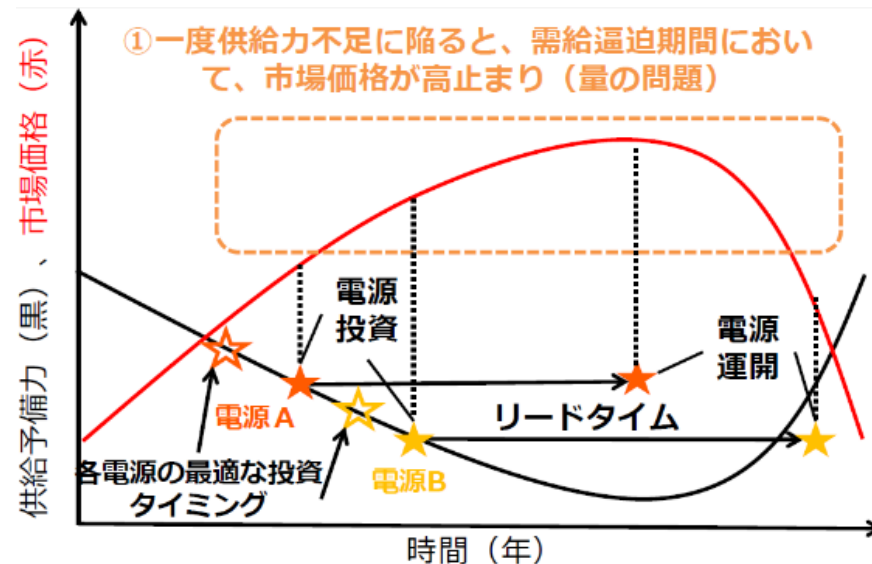
第1章 容量市場の概要

- 容量市場導入の目的
- 容量市場の仕組み
- 容量市場の構成
- メインオークション、長期脱炭素電源オークションの違い

- 小売全面自由化や再生可能エネルギーの導入拡大による卸電力市場の取引拡大や市場価格の低下により、電源の投資予見性の低下が懸念されます。投資予見性が低下すると、電源の新設・リプレース等が十分になされず、また既存発電所の閉鎖が進み、中長期的な供給力不足になる可能性があります。
- 中長期的な供給力不足が顕在化した場合、電源開発には一定のリードタイムを要することから、需給がひっ迫する期間にわたり電気料金が高止まりする問題等が生じると考えられます。
- そのため、容量市場によって、一定の投資予見性を確保して電源投資を適切なタイミングで行っていただくことで供給力不足の回避とそれによる卸電力市場価格の安定化を目指します。

【供給予備力及び市場価格の推移（イメージ）】

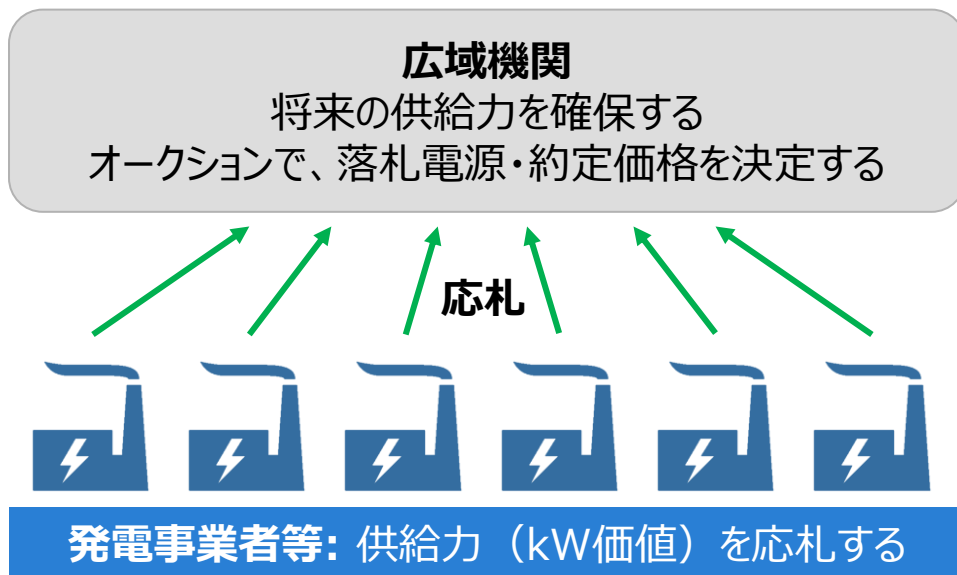
事業者が卸電力市場の中で十分な予見性を確保できず、電源投資を行うタイミングが最適な時期からずれた場合



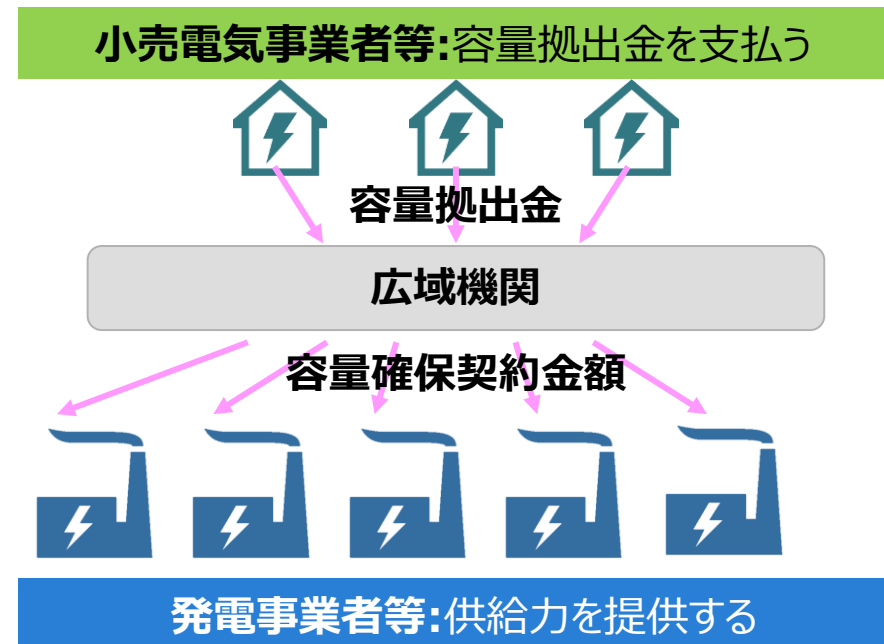
■ 本機関は、容量市場で全国で必要な将来の供給力を一括して確保します。

- 広域機関 : オークションを開催して、落札電源と約定価格を決定します。
実需給期間に、全ての小売電気事業者等※1から容量拠出金をいただき、
発電事業者等（落札電源）に容量確保契約金額を支払います。
- 発電事業者等 : オークションに応札します。落札した場合、供給力を提供します。
- 小売電気事業者等※1 : 容量拠出金を本機関に支払います。

オークションの開催



供給力の提供



第1章 容量市場の概要

容量市場の構成

- 容量市場は容量オークションと特別オークションで構成されている市場です。
- 本オークションは2023年度に容量オークションの一部として設立されました。詳細は第2章以降で説明します。

市場	市場を構成するオークション		オークション概要
容量市場	容量オークション ※1	メインオークション	将来の一定期間における需要に対して必要な供給力を調達するため、実際に供給力を提供する年度の4年前に実施する
		追加オークション	メインオークション実施後の想定需要、メインオークションで調達した供給力およびその増減等を考慮し、本機関が必要と判断した場合に、実需給年度の1年前に実施する以下2つのオークションがある <u>調達オークション</u> 必要供給力に対し、メインオークションで調達した供給力に不足が認められた場合に、追加で容量提供事業者を募集する <u>リリースオークション</u> 必要供給力に対し、メインオークションで調達した供給力に余剰が認められた場合に、本機関との間で締結した容量確保契約に定められた容量をリリースする容量提供事業者を募集する
		2023年度創設 長期脱炭素電源オークション	脱炭素化に向けた新設・リプレース等の巨額の電源投資に対し、長期固定収入が確保される仕組みにより、容量提供事業者の長期的な収入予見性を確保することで、電源投資を促進するために実施する
	特別オークション		安定供給の維持が困難となることが明らかになった場合等に実施する

第1章 容量市場の概要

メインオークション、長期脱炭素電源オークションの違い

17

- 本オークションは新規電源投資（リプレイス、改修も含む）を促進し、長期にわたって脱炭素電源による供給力を調達するという趣旨から、メインオークションと違いがあります。

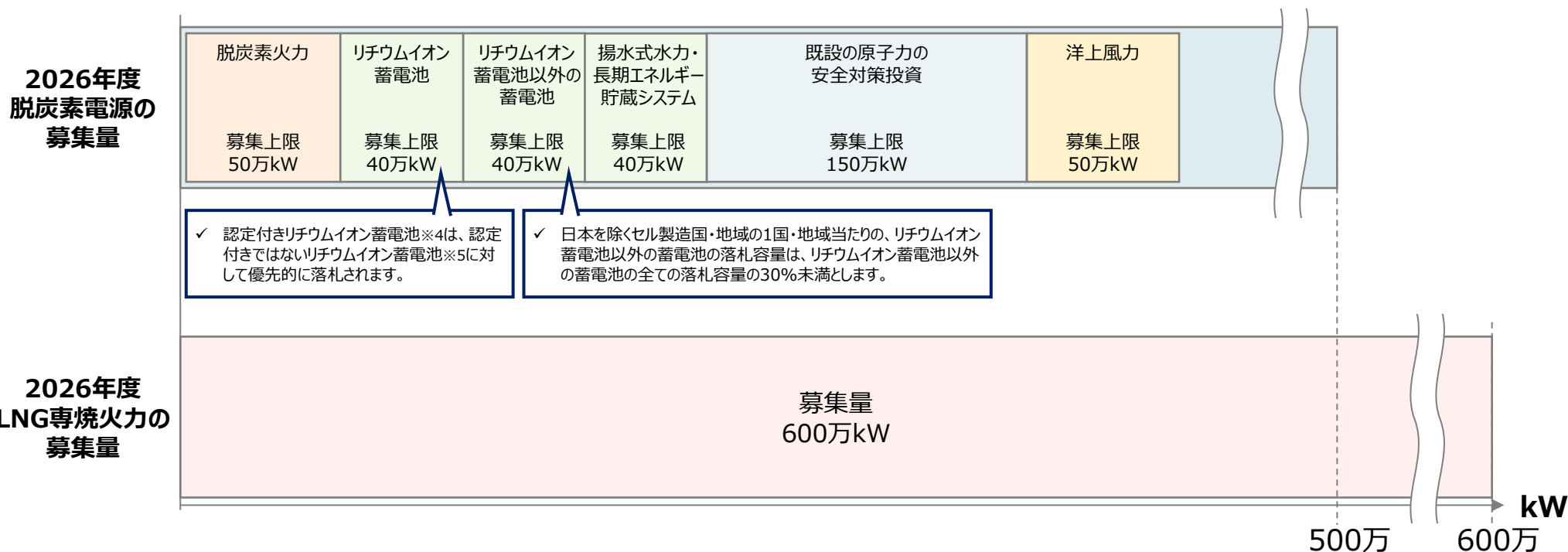
項目	メインオークション	長期脱炭素電源オークション
制度概要	一定の投資回収の予見性を確保し、将来の一定期間（単年度）における需要に対して必要な供給力を調達する	新規電源投資（リプレイス、改修も含む）を促進し、長期にわたって脱炭素電源による供給力を調達する
参加登録資格	電気供給事業者であり、自ら又は他者が所有する電源等を用いて本オークションに応札する意思がある者であること	国内法人であり、自らが維持・運用する電源等を用いて本オークションに応札する意思がある者であること
対象電源	実需給年度（メインオークションの場合、応札の4年後）に供給力を提供できる電源など	脱炭素電源の新設・リプレイス等及び改修（既設火力の脱炭素化への改修）における新規投資 LNG専焼火力の新設・リプレイスにおける新規投資（需給状況を鑑み、将来的に脱炭素化することを前提に対象）
対象容量	1,000kW以上（期待容量ベース）	電源種別等に応じ 3～10万kW以上 （本オークションに参加可能な設備容量（送電端）ベース）
オークション方式	シングルプライス方式※1	マルチプライス方式
供給力の提供期間	単年度	原則20年 （電源種別に応じて最長40年を設定することも可能）
リクワイアメント	容量停止計画の調整、余力活用に関する契約の締結、 供給力の維持、発電余力の市場応札、供給指示への対応	容量停止計画の調整、余力活用に関する契約の締結、 供給力提供開始時期・供給力提供開始期限の遵守、 供給力の維持、発電余力の市場応札、供給指示への対応、 脱炭素燃料の混焼率、年間CO₂貯蔵率、変動電源の年間設備利用率、脱炭素化ロードマップの遵守
容量提供事業者の収入	容量確保契約金額	容量確保契約金額 - 事後的な還付額
監視対象	市場支配力を有する事業者の売り惜しみ、価格つり上げ	応札価格、他市場収益

※1 地域間連系線に制約がある場合、各エリアの供給信頼度を経済的に確保するため、市場を分断して処理をすることがある

第2章 募集概要

- 募集量
- オークション参加対象となる事業者
- オークション参加対象となる電源
- オークション参加対象外となるケース
- オークション応札単位
- 上限価格
- 制度適用期間
- オークション～制度適用期間の流れ

- 本オークション(応札年度：2026年度)における脱炭素電源の募集量は500万kW※1になります。脱炭素電源の募集量500万kW※1のうち、脱炭素火力は50万kW ※1※2※3、リチウムイオン蓄電池は40万kW※1※3、リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池は40万kW※1※3、揚水式水力・長期エネルギー貯蔵システムは合計で40万kW ※1※3、既設の原子力電源の安全対策投資は150万kW※1、洋上風力は50万kW※1※3を募集量の上限とします。
- LNG専焼火力の新設・リプレースの募集量は600万kW ※1 になります。



※1 応札容量ベース

※2 脱炭素火力は新設・リプレースのうち水素専焼、水素混焼若しくはアンモニア専焼又は既設火力の改修のうち水素専焼、水素混焼、アンモニア専焼、アンモニア混焼若しくはCCS付火力を指し、募集上限は新設・リプレースの脱炭素部分の容量と既設火力の改修の脱炭素部分の容量の累計。

※3 募集上限まで（募集上限を跨ぐ電源を含む）

※4 経済安全保障推進法に基づく供給確保計画の認定を受けているメーカーが製造するセルを使用する蓄電池

※5 経済安全保障推進法に基づく供給確保計画の認定を受けていないメーカーが製造するセルを使用する蓄電池

- 本オークションの参加登録が可能な事業者は以下のとおりです。

【参加登録が可能な事業者】

下記の①及び②を満たす者を、参加登録が可能な事業者とみなします。

①	電源を自ら維持・運用しようとする者のうち、本オークションに応札する意思がある者※1※2
②	国内法人（日本の法律に基づいて設立され、日本国内に本店又は主たる事務所を持つ法人）※3

※1 なお、参加登録の時点で、発電事業者の届出が完了している必要なし。落札後に発電事業者の届出を行うこと

※2 必ずしもその設備を所有することは必要とされておらず、電源の維持・運用業務について一義的な責任及び権限を有していれば該当する。なお、一義的な責任及び権限を有する者が複数存在する場合は、その中で代表者を決めて、代表者が応札すること

※3 落札後に速やかに国内法人を設立する前提でのコンソーシアム（事業計画書に記載した議決権保有割合の構成員を中心に構成されるものに限る）を含みます。コンソーシアムの場合は代表企業が応札すること

- 本制度は巨額の初期投資に対して長期的な収入の予見可能性を付与するものであり、巨額の初期投資を伴うことが想定され、かつ、需給上の影響が大きい一定規模以上の次の電源が対象です。

脱炭素電源の新設・リプレイス等

- CO₂の排出防止対策が講じられていない火力発電所（石炭・LNG・石油）を除いた、太陽光・風力などを含む全ての発電所・蓄電池の新設・リプレイス等が対象
 - 一定の基準を満たすバイオマスや合成メタンなど、発電時にCO₂を排出するものの、発電前に温室効果ガスの削減に寄与する燃料を利用する電源を含む
 - FIT/FIP制度による支援を受けている電源を除く。太陽光・風力などの発電所は、本オークションとFIT/FIP制度のいずれに参加するかを事業者の裁量で選ぶことができる

脱炭素化に資する既設火力の改修

- 既設の火力発電所を脱炭素化のための改修が対象
（新たに脱炭素化されるkW分が対象。混焼の場合、将来的な電源全体の脱炭素化が必要）
 - 「新設」よりも投資額も少なく、社会的費用の最小化につながるため、本制度措置の中で他の脱炭素電源と競争を行いながら導入していくことが国民負担の最小化を図ることにつながると思われる

将来的な脱炭素化を前提とした、LNG専焼火力の新設・リプレイス

- 将来の需給バランスの動向や脱炭素技術の進展の不確実性を踏まえ、将来的な脱炭素化を前提としたLNG専焼火力の新設・リプレイスが対象
 - 比較的CO₂排出量が少なく調整力としても期待できるLNG火力のみを対象
 - 供給力提供開始から10年後までの間に脱炭素化に向けた対応を開始し、2050年までに脱炭素化することを条件として対象

第2章 募集概要

オークション参加対象となる電源（2/2）

22

- 本オークション（応札年度：2026年度）には、今後公表される募集要綱にて電源種ごとに定められた諸条件を満たす電源のみ参加対象となります。
- 募集対象となるエリアは、日本全国です。ただし、沖縄地域及びその他地域の離島を除きます。

対象	電源種別	燃料又は 発電方式	専焼/混焼	新設・リプレイス等/改修	本オークションに参加可能な 設備容量（送電端） [万kW以上]	電源等区分
脱炭素電源	太陽光	—	—	新設・リプレイス	10	変動電源
	風力	陸上風力、洋上風力		新設・リプレイス	10	変動電源
	蓄電池	—	—	新設・リプレイス	3※2	安定電源
	長期エネルギー 貯蔵システム	—	—	新設・リプレイス		
	水力	揚水	—	新設・リプレイス・既設の大規模改修※1		
		一般(貯水池式)	—	新設・リプレイス	3	安定電源
		一般(調整池式)	—			
		一般(流込式)※3	—			変動電源
	地熱	—	—	新設・リプレイス	10	安定電源
	原子力	—	—	新設・リプレイス・ 既設の安全対策投資※4	10	安定電源
	火力	水素※5	専焼	新設・リプレイス/改修	10（新設・リプレイス） 5（改修）	安定電源
			混焼			
		アンモニア※5	専焼	新設・リプレイス/改修	5	
			混焼	改修		
		CCS※6	—	改修	5	
		バイオマス	専焼	新設・リプレイス/改修	10	
LNG専焼火力	火力	LNG火力	専焼	新設・リプレイス	10	安定電源

※1 「オーバーホール（水車及び発電機を全て分解し、各部品の点検、手入れ、取替えや修理）を行う場合であって、主要な設備（発電機（固定子）、主要変圧器、制御盤）の全部を更新するもの」が該当

※2 本オークションに参加可能な設備容量（送電端）で、1日1回以上連続6時間以上の運転継続が可能な能力を有するもの

※3 貯水池式・調整池式においても安定的に供給力を提供できないものは、変動電源として参加可能 ※4 2013年7月に施行された新規制基準に対応するための投資を対象

※5 水素・アンモニアの燃料種については、CI値(Carbon Intensity：炭素集約度)が、3.4kg-CO₂e/kg-H₂以下となる低炭素水素、0.87kg-CO₂e/kg-NH₃以下となる低炭素アンモニアを対象

※6 年間CO₂発生量に対する年間CO₂回収量を敷地条件による設備の設置制約の範囲内で最大限増加（ただし、20%以上増加を最低限とする。）させる電源のみを対象

第2章 募集概要

(参考) 蓄電池・揚水・長期エネルギー貯蔵システムの定義

- 一般的に長期エネルギー貯蔵システムは機械式・蓄熱式・化学式・電気化学式に分類されます。
- 本オークションにおける蓄電池、揚水及び長期エネルギー貯蔵システムは以下のような定義とします。
 - 蓄電池：電気化学式に分類されるもの
 - 揚水：機械式に分類され、そのうち水力を活用してエネルギーを貯蔵するもの
 - 長期エネルギー貯蔵システム（LDES）：機械式（揚水除く）・蓄熱式・化学式に分類されるもの

■ 長期エネルギー貯蔵システムの分類（2025年2月26日 第100回制度検討作業部会 より引用・修正）

長期エネルギー貯蔵システムの分類と調査範囲

分類	概要	例	本オークション での定義	応札に向けた留意点
機械式	位置エネルギーや運動エネルギーにて貯蔵するシステムを示す。例えば、外部から調達した電気エネルギーにより重量物を持ち上げて位置エネルギーとして貯蔵し、必要な時に落下させることで電気エネルギーに変換するという機構となる。	・ 揚水 ・ 重力蓄電 ・ CAES ^{注1} 、LAES ^{注2} ・ CO ₂ バッテリー	揚水	✓ 機械式・蓄熱式・化学式などの分類ごとに応札は不要で、長期エネルギー貯蔵システムとして応札すること
蓄熱式	熱エネルギーにて貯蔵するシステムを示す。例えば、固体媒体等の蓄熱材の熱容量を利用して熱エネルギーを貯蔵し、この熱を使用してタービンを駆動して電力を生成する機構となる。	・ 岩石蓄熱 ・ PTES ^{注3}	長期エネルギー貯蔵システム	✓ LIB又はLIB以外として応札すること ✓ 本オークション（応札年度：2026年度）では、LIBとLIB以外を組み合わせること、複数のメーカーのLIBを組み合わせること、LIB以外について複数国を組み合わせることにより、1電源（ユニット、号機）とする場合は本制度の対象として認めない
化学式	化学結合の形成を通じて電気を貯蔵するシステムを示す。例えば、電気 でガスを製造し、高压タンク等に貯蔵し、ガスを電気に変換する機構となる。	・ PtGtP ^{注4}		
電気化学式	電気化学反応を利用してエネルギーを貯蔵・放出するシステムを示す。小容量のものから大容量のものまで幅広く実用化されている。	・ LIB ^{注5} ・ レドックスフロー電池	蓄電池	

注1：圧縮空気貯蔵システム
注2：液化空気貯蔵システム
注3：ヒートポンプ技術を使った蓄熱蓄電システム
注4：電気をガスに変換し、ガスを電気に変換するシステム
注5：リチウムイオン蓄電池
出所）LDES Council, “Net -zero power Long duration energy storage for a renewable grid”, 閲覧日：2024年10月21日, <https://www.ldescouncil.com/assets/pdf/LDES-brochure-F3-HighRes.pdf> ,を基にMRI作成

■ 本オークションの対象となる電源であっても、以下のケースに該当する電源は参加できません。

- ・ 既に容量オークション（メインオークション・追加オークション・本オークション）で落札されている電源（電源等差替によって、差替電源等として市場に参加した場合も不可。）※1
- ・ FIT/FIP制度を適用する電源※2
- ・ 本機関の業務規程第33条の規定に基づく電源入札で落札した電源
- ・ 専ら自家消費のみに供される電源※3
- ・ 専ら自己託送及び特定供給のみに供される電源※3
- ・ 専ら特定送配電事業者が利用する電源※3
- ・ 制度適用期間において、一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づく発電量調整供給契約がない電源

※1 ただし、以下に該当する場合は参加が可能

- ・ 既設の火力電源について、脱炭素化のための改修を前提とせずに、メインオークション・追加オークションにおいて落札した後に、脱炭素化に向けた改修を行う場合（電源等差替によって差替先として市場に参加した後に、脱炭素化に向けた改修を行う電源を含む。）
- ・ 本オークションで落札した新設・リプレースの火力電源（水素混焼又はLNG専焼）が、脱炭素化に向けた追加的な改修を行うために、本オークションに再度応札をする場合
- ・ 本オークションに落札した既設改修の火力電源が、脱炭素化に向けた追加的な改修を行うために、本オークションに再度応札をする場合

※2 ただし、以下に該当する場合は参加が可能

- ・ FIT/FIPの適用対象以外の供給力がある電源は、当該FIT/FIPの適用対象以外の供給力をもって、本オークションに応札をする場合
- ・ 海洋再エネ整備法に基づく洋上風力発電事業における第2ラウンド及び第3ラウンドのうち、プレミアム発生の可能性を完全に排除するために、公募占用計画における供給価格を0円/kWhに変更し、本オークションの参加登録までに、FIP制度の全支援期間にわたりバランシングコスト相当分のFIP交付金の受領を放棄した場合

※3 自家消費、自己託送及び特定供給、特定送配電事業者が利用するために必要な容量を上回る発電容量があり、供給力が提供できる（逆潮流が可能な）場合は、当該提供できる供給力の容量について登録可能

- 応札単位は、特定計量器を設置した電源（ユニット※1、号機）単位ごととなります※2。
- 託送供給等約款に定める1発電場所に設置され、かつ合理的理由がある場合は、複数の発電機を集約して1応札とすることが認められます。
 - 複数の電源を集約し計量することが想定される電源種の場合（例：太陽光、風力、蓄電池など）
 - その他、合理的理由が認められると本機関が判断した場合

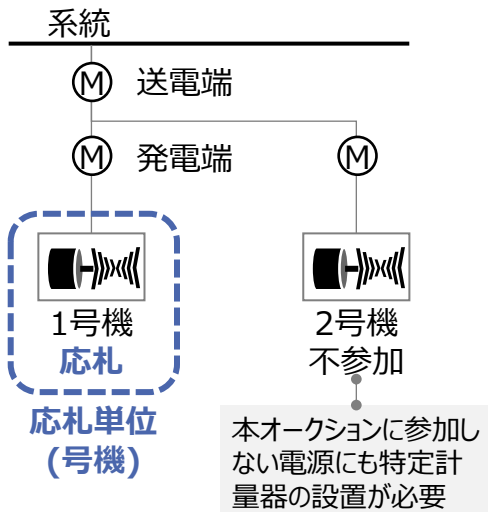
■ 応札単位のイメージ

基本的な応札単位

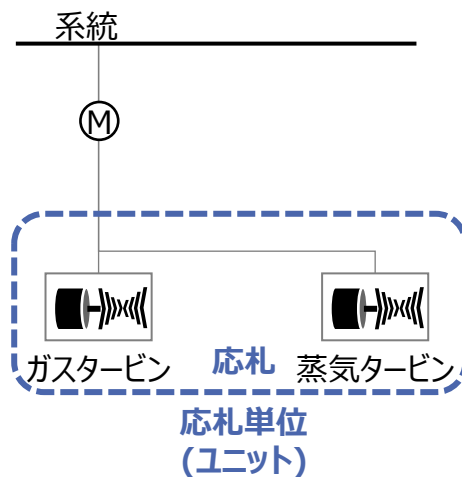
特定計量器を設置した電源（ユニット※1、号機）単位での応札
（プラントに単独の電源しかない場合はプラント単位となる）

Ⓜ：特定計量器

号機イメージ



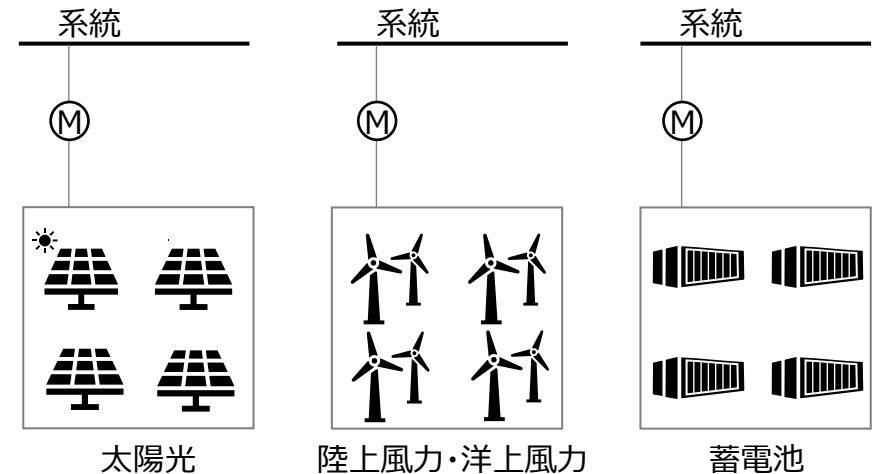
ユニットイメージ（GTCCの例）



認められる応札単位の例

託送供給等約款に定める1発電場所に設置されている、複数の発電機を集約し計量することが想定される電源種の応札

Ⓜ：特定計量器



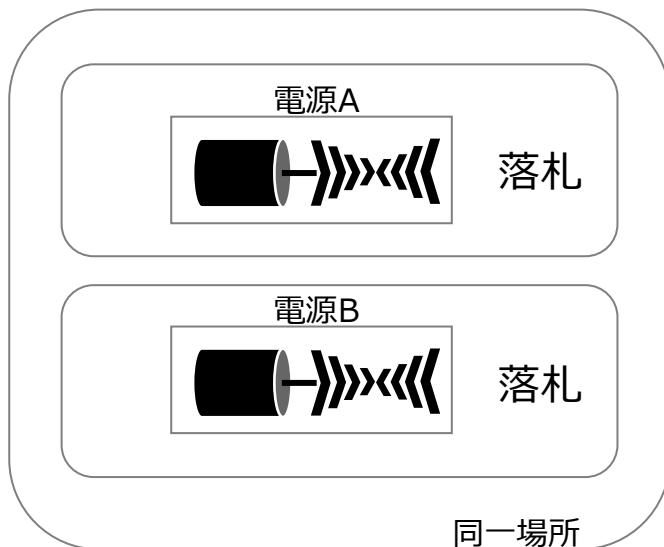
※1 託送供給等約款に定める1発電場所に設置され、かつGTCCなどのように一体的に運用されている複数の電源を集約した場合

※2 落札電源のリクワイアメント達成状況の確認のため、一般送配電事業者によって電源単位ごとに特定計量器が設置されていない場合は、容量提供事業者が電源単位ごとに特定計量器を設置すること。また、同じ発電所内に複数の電源が存在し、その中に本オークションに参加する電源がある場合、同じ発電所内の本オークションに参加しない各電源の発電端にも特定計量器の設置を求める

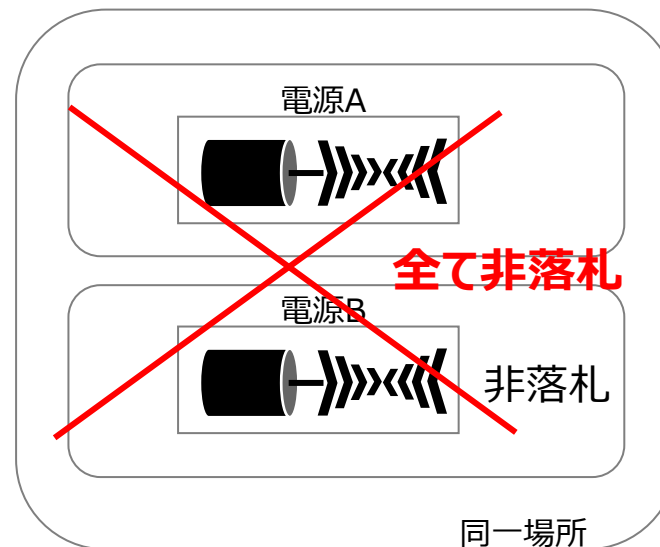
- 複数電源が共有設備を有する場合において、特定の電源が非落札となった場合は、共有設備の費用が賄えないことから、同時落札条件を付与することが可能です。
- 同時落札条件とは、同一場所、若しくは主要な共用設備を持った異なる場所の複数電源（ユニット、号機）に対し、電源ごとに応札したものの特定の電源が非落札となった場合に残りの電源も自動的に非落札とする条件です。

【同時落札条件のイメージ】

同時落札条件を付けた全ての電源が
落札した場合は落札



同時落札条件を付けた特定の電源が
非落札の場合は全ての電源が非落札



第2章 募集概要

(参考) 同時落札条件の詳細 (2/2)

27

- 以下の組合せの場合、他電源との同時落札条件を付与し、その合計の本オークションに参加可能な設備容量（送電端）をもって、電源種ごとの本オークションに参加可能な設備容量（送電端）の電源等要件を満たすことが可能です。

凡例
○：同時落札条件を付与し合算が可能
×：同時落札条件を付与し合算が不可能

同時落札条件付き電源B							
脱炭素電源				LNG専焼火力			
安定電源		変動電源		安定電源			
A.新設・リブレース又は安全対策投資 a.火力電源 b.原子力電源 c.地熱電源 d.バイオマス電源	B.既設の火力電源のバイオマス専焼への改修	C.既設の火力電源のアンモニア・水素混焼、若しくはアンモニア・水素専焼、又はCCS付きへの改修	D.新設・リブレース又は大規模改修 ・水力(調整池式、貯水池式、揚水式) ・蓄電池 ・長期エネルギー貯蔵システム	E.新設・リブレース a.太陽光電源 b.陸上風力電源 c.洋上風力電源	F.水力電源(流込式)の新設・リブレース	・LNGのみを燃料とする火力電源の新設・リブレース	
○	○	○	×	○	×	×	×
○	○	○	×	○	×	×	×
○	○	○	×	○	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×
○	○	○	×	○	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	○	○

※ 同一場所（託送供給等約款で定める1発電場所）に限る
 ※ 各電源の本オークションに参加可能な設備容量（送電端）は3万kWに達する必要がある
 ※ 本オークションに参加可能な設備容量（送電端）についてはP57で説明する

- 本オークションの応札価格には上限価格が設定されており、電源種ごとに、新設・リプレース等※1・改修の区分により上限価格が異なります。上限価格以下での応札が必要となります。

【新設・リプレース等の大規模投資】

電源種	新設の上限価格（円/kW/年）	リプレース等の上限価格（円/kW/年）
太陽光	101,396～200,000※2	
陸上風力	109,547～200,000※2	
洋上風力	345,220～701,172※2	
水力（揚水式を除く）	192,739	83,778
水力（揚水式）	200,000	70,675～74,417※2
蓄電池	70,675～74,417※2	
長期エネルギー貯蔵システム	200,000	
地熱	126,236	全設備更新型：97,104 地下設備流用型：58,262
バイオマス	100,000	
原子力（既設の原子力電源の安全対策投資を含む）	193,810	
火力（水素10%以上混焼）	132,666	
火力（水素専焼）	739,104	
火力（アンモニア専焼）	289,200	
LNG専焼火力	LNG基地の整備が必要な場合：92,068 LNG基地の整備が不要な場合：65,284	

【既設火力の改修】

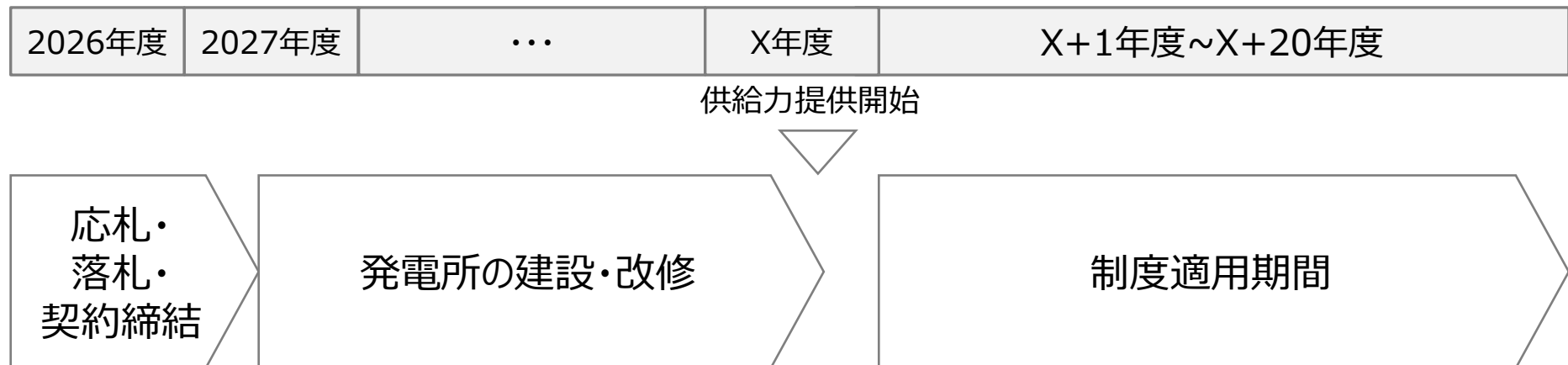
電源種	上限価格（円/kW/年）
水素10%以上の混焼又は専焼にするための改修	703,352
アンモニア20%以上の混焼にするための改修	353,563
バイオマス専焼にするための改修	100,000
既設石炭火力を20%以上のCCS付きにするための改修	324,582
既設LNG火力を20%以上のCCS付きにするための改修	114,926

※1「等」には、「既設の水力電源（ただし、揚水式に限る）の大規模改修」と「既設の原子力電源の安全対策投資」が含まれる

※2 長期脱炭素電源オークション募集要綱（応札年度：2026年度）第3章第2項第6号に記載のとおり、電源が設置されたエリアに応じて設定

- 制度適用期間は本オークションで落札した電源の容量収入を得られる期間であり、供給力提供開始年度の翌年度を始期として以降、原則20年間となります。ただし、一部の電源種については、電源種ごとに定められた上限※2までの間で、20年よりも長期の適用期間（1年単位）を希望することも可能です。

【制度適用期間の開始・終了タイミングの例】



仮に2028年度に供給力提供を開始する場合、2029年度※1より制度適用期間が開始されます

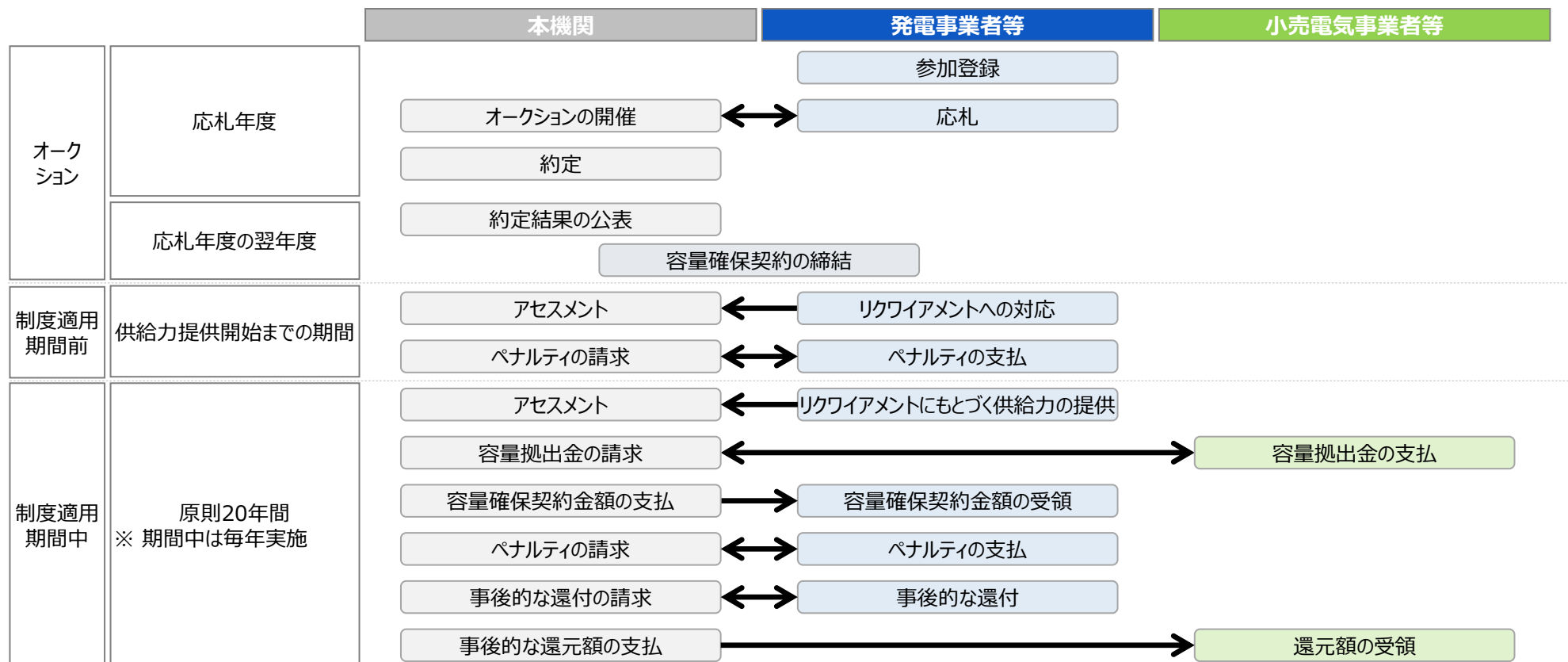
※1 各年の4月1日から翌年の3月31日までが1年度となる。例えば、2029年度は2029年4月1日から2030年3月31日まで

※2 水力電源（揚水式を除く。）、揚水式水力（新設に限る。）、長期エネルギー貯蔵システム、原子力電源、LNG専焼火力電源は30年、火力電源、既設火力の改修（バイオマス専焼にするための改修を除く。）、揚水式水力（新設を除く。）、蓄電池は40年を制度適用期間の上限に、20年より長期の適用期間（1年単位）を希望できる

第2章 募集概要 オークション～制度適用期間の流れ

30

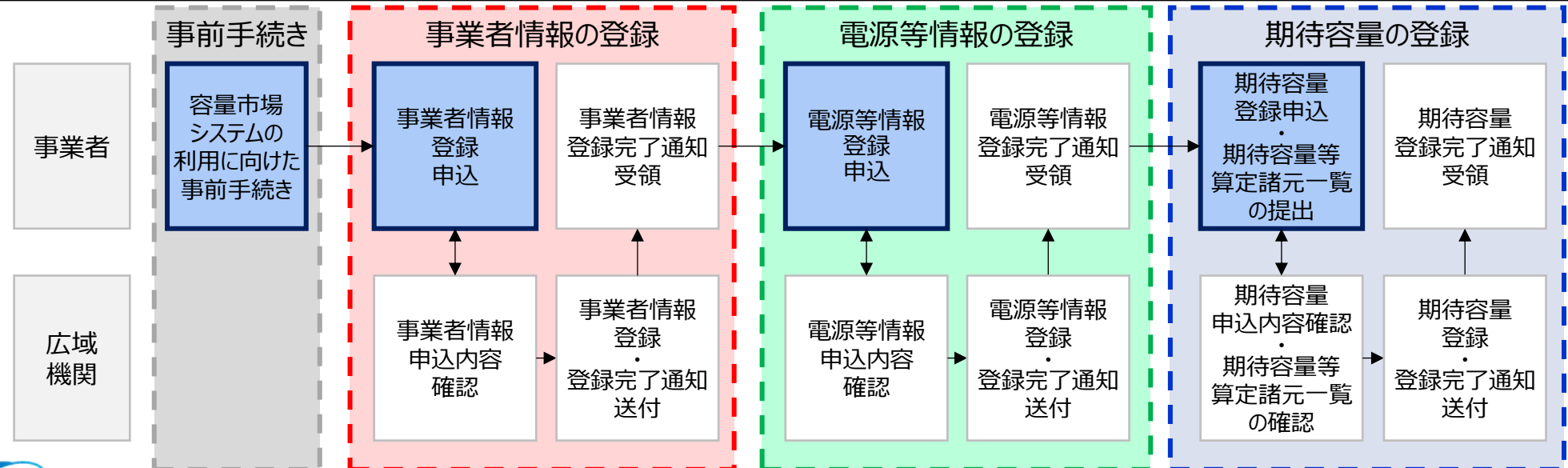
- オークションで落札した、発電事業者等は容量確保契約を締結の上、制度適用期間前及び期間中に、必要なリクワイアメントへの対応を行い、供給力を提供することで、リクワイアメントの達成/未達成状況に応じた容量確保契約金額の受領又はペナルティの支払を行います。
- 小売電気事業者等は、容量確保契約金額の原資である容量拠出金を支払います。



第3章 参加登録

- 参加登録の概要
- 容量市場システムの利用に向けた事前手続き
- 事業者情報の登録の申込み
- 電源等情報の登録の申込み
- 期待容量の登録の申込み

- 本オークションに応札するために容量市場システムを利用して参加登録を行う必要があります。
- 参加登録に係る主要手続きは、「事前手続き」、「事業者情報の登録」、「電源等情報の登録」、「期待容量の登録」の4つがあり、応札を希望する事業者は、事前に公表したマニュアルを確認の上、各手続きを滞納なく進める必要があります。
- 「事業者情報の登録」、「電源等情報の登録」、「期待容量の登録」については、それぞれ各事業者が登録した後に本機関にて審査を行い、定められた期間内に合格となった電源に対し参加登録申請者へ登録完了の旨を通知しますので、次のステップに進むことができます。
 - 登録済の情報の修正が必要と判断した場合は、各登録受付期間内に修正してください。なお、登録受付期間終了後は本機関から指示がある場合を除き、約定結果の公表まで内容の変更は行えません。
- 参加登録全ての手続きが合格になった電源には、本オークションの参加資格通知書が発行されます。



第3章 参加登録

容量市場システムの利用に向けた事前手続き

- 容量市場システムでの参加登録にあたり、事前に以下を取得しておく必要があります。
 - 事業者コード
 - クライアント証明書
- 過去の容量オークション（メインオークション・追加オークション・本オークション）において既に事業者情報を登録済の事業者は、新たに事業者情報を登録する必要はありません。
- 未取得の場合、あるいはクライアント証明書が期限切れの場合、取得手続きが必要です。
- 申込みが集中した場合、取得には最大3週間程度の時間を要する可能性がありますので、早めの事前手続きをお願いします。
- 詳細については、本機関HP「容量市場システムの利用にあたっての事前のお手続きについて」を参照してください。

- 容量市場システムの利用にあたっての事前のお手続きについて

https://www.occto.or.jp/various/capacity-market/youryou-system/youryou_jizentetsuzuki.html

クライアント証明書の有効期限が過ぎますと、容量市場システムが使用できなくなります。有効期限をご確認いただき、期限が切れる前にクライアント証明書の更新を行ってください。

- クライアント証明書については以下をご参照ください

■ クライアント証明書の認証局

https://www.occto.or.jp/various/occtosystem/client_shoumeisho.html

第3章 参加登録 事業者情報の登録の申込み

- 参加登録申請者は、容量市場システムに事業者情報の登録の申込みを行っていただきます。
- 既に容量オークションで事業者情報を登録しオークションに参加済みの事業者は、新たに事業者情報を登録する必要はありません。登録済の事業者情報について内容確認の上、必要に応じて修正してください。
- 本機関は、登録項目・提出書類を確認し、不備がなければ参加登録申請者へ、登録が完了した旨と容量市場システムへのログイン情報を通知します。

事業者情報の登録項目および提出書類

登録項目	提出書類
● 事業者コード※1 ● 参加登録申請者名※2 ● 所在地 ● 銀行口座※3 ● 担当者名 ● 担当者の連絡先 (電話番号、メールアドレス、住所、所属部署) ● 登録番号（適格請求書発行事業者） ● 収入金課税事業者への該当有無 ● クライアント証明書のシリアルNo.※1 ● クライアント証明書のID及びその有効期限※1	● 容量オークションの参加登録申請に伴う誓約書 (長期脱炭素電源オークション募集要綱 様式 1 参照、容量市場システムに捺印済み書類を登録してください。なお、本機関への原本の郵送は不要です。)

※1 未取得の場合は事業者情報の登録前に取得すること

※2 法人としての正式名称又はコンソーシアムの代表企業の正式名称を登録すること

※3 登録口座は当座預金口座又は普通預金口座とする

- 事業者情報の登録が完了した参加登録申請者は、ログイン情報の通知を受けた後、電源等情報の登録を行ってください。
- 電源等情報は、制度適用期間に想定される情報を登録してください。
- 登録項目は、基本情報・詳細情報共に、電源ごとに登録してください※1。
- 登録していただいた情報は参加要件の確認、期待容量の算定、アセスメント等に使用します。

電源等情報の登録の申込み手続き

手続き内容

基本情報の登録	・ 容量を提供する電源等の区分や、制度適用期間など、電源の基本的な情報を登録します ・ 項目は、全電源種共通です
詳細情報の登録	・ 号機の名称や設備容量など、電源の詳細な情報を登録します ・ 項目は、電源種によって異なります
事業計画書の提出	・ 事業者の事業実施能力や事業継続の確実性が十分か確認するための情報を提出します
燃料調達計画の提出	・ バイオマスの電源に係る燃料調達の確実性が十分か確認するための情報を提出します
蓄電池に係る事業計画の提出	・ 蓄電池に係る事業規律の確保状況を確認するための情報を提出します
脱炭素化ロードマップの提出	・ 火力電源の脱炭素化への道筋を確認するための情報を提出します

第3章 参加登録

電源等情報の登録の申込み ― 基本情報の登録

- 電源等情報に係る、基本情報の登録項目、及びその証憑となる提出書類は、以下のとおりです※1。
 - 基本情報の登録項目、提出書類は、安定電源・変動電源共通です。
- 原則として提出書類は全て電源等情報の登録時に提出していただきます。ただし、応札予定の電源が新設電源※2等であり、合理的な理由がある場合※3には提出期限の延長を認める場合があります。

	登録項目	提出書類
基本情報	容量オークション区分	-
	容量を提供する電源等の区分	-
	制度適用期間開始年度	-
	事業者コード	-
	電源等の名称	-
	電源等識別番号	-
	受電地点特定番号	発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表
	系統コード	-
	エリア名	系統接続するエリアが複数存在する場合は以下を提出 ・常時系統エリアを確認できる書類

第3章 参加登録

電源等情報の登録の申込み – 詳細情報（安定電源）の登録（1/2）³⁷

- 安定電源の詳細情報の登録項目、及びその証憑となる提出書類は、以下のとおりです※1。
- 原則として提出書類は全て電源等情報の登録時に提出していただきます。ただし、応札予定の電源が新設電源※2等であり、合理的な理由がある場合※3には提出期限の延長を認める場合があります。

全電源種共通	登録項目	提出書類
	号機単位の名称	-
	号機単位の所有者	接続検討申込者と応札事業者が異なる場合 ・事業実施体制図
	新設・リプレース等/既設火力の改修の区分	-
	電源種別	-
	発電方式の区分	-
	設備容量（発電端）に対する混焼率	-
	混焼率の合計値	-
	CO ₂ 回収率	敷地条件による設備の設置制約を踏まえた最大限の回収率としていることを示す説明資料（発電所の構内の図面等）
	CO ₂ 回収率の合計値	-
	設備容量（発電端）	-
	所内消費に供出する容量	-
	設備容量（送電端）	接続検討回答書
	自家消費に供出する容量	各種証憑
	自己託送に供出する容量	各種証憑
	特定供給に供出する容量	各種証憑
	特定送配電事業者に供出する容量	各種証憑
	発電所から発生する熱を熱供給することにより減少する容量	各種証憑
	本オークションの参加要件を満たさない発電容量	-
	FIT/FIPに供出する容量	-
	本オークションに参加可能な設備容量（送電端）	-

全電源種共通	登録項目	提出書類
	供給力提供開始時期	-
	調整機能※4の有無	「有」の場合 ・余力活用に関する契約を締結したことがわかる書類（契約書の写し等） ・調整機能の詳細情報（様式7）※5
	発電用の自家用電気工作物（余剰）の該当有無	-
	FIT/FIP認定ID	登録時点でFIT/FIP認定を受けている場合 ・再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について（通知）
	特定契約の終了年月 ※FIT/FIP認定IDを登録する場合に限る	-
	発電BGコード	-
	相対契約上の計画変更締切時間	-
	電源の起動時間	-
	環境アセスメント完了年度（見込みを含む）※6	-
	同時落札条件の対象有無	-
	同時落札条件の対象に係る共用設備の有無	-
	同時落札条件の対象となる電源等の名称、事業者コード及び電源等識別番号	-

- ※1 本機関が必要と判断した場合、上記以外の書類を提出していただく場合がある
- ※2 今後、設備投資が必要であり、電源等情報登録の時点で運転開始していない電源を指す
- ※3 新設電源の場合は手続き上提出できないことが明らかな書類などが該当する
- ※4 需給調整市場における商品の要件を満たす機能がある場合は調整機能「有」で登録する必要がある。なお、火力（既設火力の改修を除く）、揚水式水力、蓄電池、長期エネルギー貯蔵システムについては、調整機能「有」で登録する必要がある
- ※5 落札された電源に限り、別途公表する「容量市場業務マニュアル」を参照し、調整機能の詳細が判明次第速やかに事業者ごとに本機関の専用アドレス（youryou_chouseiryoku@occto.or.jp）へ提出すること
- ※6 環境影響評価法又は環境影響評価に係る条例の定めにおける、環境影響評価書の公告を実施した年度を環境アセスメント完了年度とする。なお、電源等情報の登録受付期間期間終了までに環境影響評価書の公告を実施した場合は法・条例アセス済と扱う

	登録項目	提出書類
脱炭素化に向けた追加的な改修を行うために本オークションに再度応札する場合に限った登録項目	脱炭素化に向けた改修のための追加投資の有無	-
	改修しようとする電源の電源等識別番号	-
	スクラップ&ビルドの有無	-
	スクラップする電源の電源等識別番号※1	-
既設の火力電源を改修し、水素混焼のガスタービン発電設備を追設する場合に限った登録項目	応札容量に対する混焼率	-
LNG専焼火力に限った登録項目※2	LNG基地整備の有無	-
	他市場収益の還付方法の選択※3	-
水素・アンモニア混焼火力、バイオマス（既設改修に限る）、CCS付火力、LNG専焼火力に限った登録項目	脱炭素化に向けた対応（改修のための本制度への応札）	脱炭素化ロードマップ（様式5）
CCS付火力に限った登録項目	設備容量（発電端）における化石燃料部分で発電する容量	-
蓄電池（リチウムイオン蓄電池に限る。）に限った登録項目	経済安全保障推進法に基づく供給確保のための取組に関する計画の認定有無 ※4※5	-
蓄電池（リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池に限る。）に限った登録項目	セル製造国・地域※6	-

- ※1 スクラップ&ビルドの建て替え後の電源（ビルドする電源）を応札する際には、建て替え前の電源（スクラップする電源）の電源等識別番号を登録する必要がある
- ※2 LNGタンク、棧橋、ローディングアーム等の全てを含むLNG基地を新たに整備する電源に限る
- ※3 他市場収益の還付方法として、実際の他市場収益の約9割の金額を還付する方法の「実績ベースによる還付」又は還付水準（円/kW/年）を還付する方法の「還付の固定化」のいずれかを供給力提供開始年度に選択する必要がある。なお、「還付の固定化」における還付水準及び水準の設定方法については、その妥当性を含め、今後、国の審議会（電力安定供給ワーキンググループ）において検討が継続され、その結果を本要綱に反映する。
- ※4 経済安全保障推進法に基づき、安定供給確保のための取組に関する蓄電池の供給確保計画の認定を受けているメーカー（当該メーカーが株式・持分50%超の支配力を持つ国内外の子会社・孫会社を含む。）が製造するセルを使用する蓄電池で応札する際は、蓄電池に係る事業計画（様式4）を通じて蓄電池の供給確保計画の認定を証する書類を提出すること。なお、「認定を受けているメーカーが製造するセル」とは、当該メーカーが、自ら保有する製造拠点で製造したセルに限るものとし、第三者への委託等により当該メーカーが自ら保有する製造拠点以外で製造したセル（OEMを含む。）は、これに該当しない
- ※5 経済安全保障推進法に基づき、安定供給確保のための取組に関する蓄電池の供給確保計画の認定を受けているメーカーが製造するセルを約定結果の公表以降に変更する場合は、認定を受けているメーカーへの変更に限り認める
- ※6 電源等情報の登録以降にセル製造国・地域を変更することは認めない

- 例：2032年度に制度適用期間が開始する場合のスケジュールイメージ



- 変動電源の詳細情報の登録項目、及びその証憑となる提出書類は、以下のとおりです。※1
- 原則として提出書類は全て電源等情報の登録時に提出していただきます。ただし、応札予定の電源が新設電源※2等であり、合理的な理由がある場合※3には提出期限の延長を認める場合があります。

		登録項目	提出書類
全電源種共通		号機単位の名称	-
		号機単位の所有者	接続検討申込者と応札事業者が異なる場合 ・事業実施体制図
		新設・リプレース等の区分	-
		電源種別	-
		発電方式の区分	-
		設備容量（発電端）	-
		所内消費に供出する容量	-
		設備容量（送電端）	接続検討回答書
		自家消費に供出する容量	各種証憑
		自己託送に供出する容量	各種証憑
		特定供給に供出する容量	各種証憑
		特定送配電事業者に供出する容量	各種証憑
		FIT/FIPに供出する容量	-
		本オークションに参加可能な設備容量（送電端）	-
		供給力提供開始時期	-

※1 本機関が必要と判断した場合、上記以外の書類を提出していただく場合がある

※2 今後、設備投資が必要であり、電源等情報登録の時点で運転開始していない電源を指す

※3 新設電源の場合は手続き上提出できないことが明らかな書類などが該当する

	登録項目	提出書類
全電源共通	FIT/FIP認定ID	参加登録時点でFIT/FIP認定を受けている場合 ・再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について（通知）
	特定契約の終了年月 ※FIT/FIP認定IDを登録する場合に限る	-
	相対契約上の計画変更締切時間	-
	発電BGコード	-
	電源の起動時間	-
	環境アセスメント完了年度（見込みを含む）※1	-
	同時落札条件の対象有無	-
	同時落札条件に係る共用設備の有無	-
	同時落札条件の対象となる電源等の名称、事業者コード及び電源等識別番号	-
太陽光に限った登録項目	PCSに係るセキュリティ対策の実施有無	セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（JC-STAR）における★1（レベル1）を取得していることを示す適合ラベル※2
陸上風力・洋上風力に限った登録項目	ウィンドファームと外部の結節点となるゲートウェイのファイアーウォールに係るセキュリティ対策の実施有無	セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（JC-STAR）における★1（レベル1）を取得していることを示す適合ラベル
洋上風力ゼロプレミアム電源に限った登録項目	balancingコスト相当分のFIP交付金の放棄の有無	balancingコスト相当分のFIP交付金の受領を放棄していることが分かる書類
	供給価格を0円/kWhにするために公募占用計画変更の実施有無	公募占用計画変更表明書※3 公募占用計画の変更認定を取得した上で、速やかに以下を提出すること ・変更後の公募占用計画※4

※1 環境影響評価法又は環境影響評価に係る条例の定めにおける、環境影響評価書の公告を実施した年度を環境アセスメント完了年度とする。なお、電源等情報の登録受付期間期間終了までに環境影響評価書の公告を実施した場合は法・条例アセス済と扱う

※2 JC-STAR制度における★1の取得対象とならない機器を導入する場合で、将来的にJC-STAR制度における★2の基準が運用開始され取得対象となった場合には、供給力提供開始までに★2を取得することが必要。供給力提供開始後に★2の基準が運用開始された場合には、速やかに★2を取得すること。なお、★2の基準の運用開始にあたり機器の変更が必要となり、追加費用が発生した場合でも契約単価の増加等の調整は行なわない

※3 別途公表する「公募占用計画変更表明書」を提出すること

※4 「変更後の公募占用計画」を2026年12月28日（月）までにご提出いただけない場合は、本オークションの参加資格通知書の発行ができず、応札に参加できない

第3章 参加登録 (参考) 接続検討回答書の提出要件

■ 本オークションにおける接続検討回答書の提出要件は以下のとおりです。

提出要件	要件詳細
提出書類として扱う 接続検討回答書	✓ 提出する接続検討回答書は、本オークションへ応札を予定している発電設備等のものである必要があります。 なお、新規に連系を予定する電源に加えて、リプレースや既設設備の改修など、応札を予定している発電設備等が、既設設備から変更となる場合においても、変更後の発電設備等の接続検討回答書を提出していただく必要があります ✓ 接続契約申込み以降の手続きに進んでいる場合は、そのことがわかる書類を接続検討回答書とあわせて提出していただくことで、証憑として受け付けます なお、接続検討回答書が存在しない場合はその旨を本機関に連絡してください。個別事例を踏まえて判断します ✓ 属地一般送配電事業者から接続検討が不要との回答を受領した場合は、そのことがわかる書類を提出していただくことで、証憑として受け付けます
提出期限	✓ 接続検討回答書は、電源等情報登録時（2026年10月19日（月）～10月23日（金））にご提出いただきます ※ 接続検討申込～申込の受付～接続検討回答書の発行までは、接続検討申込から申込の受付までに2か月程度、接続検討申込の受付から接続検討回答書の発行までに3か月程度を要します ※ 電源等情報登録時に「接続検討回答書」をご提出いただけない場合は、事業者の帰責性の有無にかかわらず応札に参加いただけませんのでご注意ください
有効期限	✓ 接続検討回答書は原則として2023年6月21日以降に発行されたものであれば、証憑として受け付けることとし、有効期限は問いません ✓ 接続契約申込み以降の手続きに進んでいる場合は、接続検討回答書の発行日は問いません ✓ 属地一般送配電事業者から接続検討が不要との回答を受領した場合、そのことがわかる書類の発行日は問いません

第3章 参加登録 電源等情報の登録の申込み ― 各種様式の提出

43

- 本オークションでは、電源等情報の登録において事業計画書および燃料調達計画、蓄電池に係る事業計画、脱炭素化ロードマップを提出していただきます。
- 各種様式は提出時点で確度の高い情報をもとに作成してください。
- 各種様式は本機関HPよりダウンロードし、必要事項を記入した上で、添付資料を容量市場システムにアップロードしてください。

様式	目的	対象電源種	作成・提出方法
事業計画書	事業者の事業実施能力や事業継続の確実性が十分かを確認すること	全電源種	① 本機関HP※1より、様式をダウンロード ② 必要事項を記入 ③ 容量市場システムにアップロード
燃料調達計画	バイオマスの電源に係る燃料調達の確実性が十分かを確認すること	バイオマス専焼火力	
蓄電池に係る事業計画	蓄電池に係る事業規律の確保状況を確認すること	蓄電池	
脱炭素化ロードマップ	火力電源の脱炭素化への道筋を確認すること	アンモニア・水素混焼火力 バイオマス専焼火力（既設改修に限る） CCS付火力 LNG専焼火力	

- 事業計画書は本オークション募集要綱「（様式2）事業計画書」のフォーマットに沿って、電源ごとに必要項目を記入してください。
- 必要となる添付書類は事業者及び電源によって異なりますので、該当有無を確認の上、提出してください。
- 電源等情報の登録受付期間後に記載された内容に変更がある場合であっても、事業計画書の更新及び本機関への提出は不要です。

事業計画書の応札電源の名称等で提出が必要な添付書類

対象者	添付書類が必要な入力項目	添付書類
全応札事業者	発電設備の出力	接続検討回答書
	系統接続に係る事項	
	事業実施計画	環境影響評価方法書に関する手続を開始したことを証する書類
CCS付火力の応札事業者	事業実施計画	応札事業者とCO ₂ 輸送貯留事業者間の輸送貯留に係る契約書又は覚書その他共同でCCSの実施を検討していることを示す書類
水素又はアンモニアを燃料とする電源の 応札事業者	事業実施計画	水素社会推進法の予備審査において、当該電源に係る事業計画が予備審査に適合していることを示す書類
発電設備の所有者と 異なる応札事業者	発電設備の所有者	応札事業者と発電設備の所有者の関係を証する事業実施体制図
プロジェクトファイナンス利用の 応札事業者	資金調達計画	金融機関のプロジェクトファイナンスの融資実績を証する書類（様式自由）
		金融機関の関心表明書又はコミットメントレター（様式自由）
プロジェクトファイナンス以外の 応札事業者		事業者名義の誓約書（様式自由）
補助金を受領する応札事業者	補助金の受領額	-

第3章 参加登録 電源等情報の登録の申込み — 燃料調達計画の作成

45

- 燃料調達計画は本オークション募集要綱「（様式3）燃料調達計画」のフォーマットに沿って、燃料種ごとに必要項目を記入の上、添付書類を用意してください。
- 電源等情報の登録受付期間後に記載された内容に変更がある場合は、速やかに変更後の計画を作成し、本機関に提出いただき、再度審査を行います。審査に合格しない限り変更は認められません。
- 「国内の森林に係る木質バイオマス燃料」に関する変更が生じる場合は、事前に変更元・変更先の都道府県・森林管理局と調整し、関係者との調整状況を更新してください。

事業計画書の応札電源の名称等で提出が必要な添付書類

対象者	添付書類が必要な入力項目	添付書類※1
共通	燃料調達計画	燃料の安定調達を確認できる書類
		ライフサイクルGHGを確認できる書類
国内の森林に係る木質バイオマスを使用するバイオマス電源の応札事業者	関係者との調整状況	「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（林野庁）に基づく木質バイオマス証明書類及び木質バイオマス証明事業者認定関係書類
		バイオマス燃料の調達及び使用計画書、調整完了通知書
輸入木質バイオマス燃料を使用するバイオマス電源の応札事業者	燃料調達計画	「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（林野庁）に基づく持続可能性（合法性）を証明するための書類
農産物バイオマス燃料を使用するバイオマス電源の応札事業者		バイオマス発電設備に係る燃料調達計画の添付書類

- 蓄電池に係る事業計画は本オークション募集要綱「（様式4）蓄電池に係る事業計画」のフォーマットに沿って、電源等情報登録時点で導入可能性が最も高い蓄電池に関して、必要項目を記入の上、添付資料を用意してください。
- 電源等情報の登録受付期間後に記載された内容に変更がある場合は、速やかに変更後の計画を作成し、本機関に提出いただき、再度審査を行います。審査に合格しない限り変更は認められません。
- 記載項目や添付資料に不備がありその旨が通知された場合は、不合格となった項目のみを修正し、再申込みを行ってください。なお、合格となった項目の修正は認められません。
- 本計画の内容は電力・ガス取引監視等委員会へ連携し、応札価格の監視時の参考とする場合があります。

記入情報		対象蓄電池	主な記入内容	添付資料
1.	参加登録申請事業者と発電設備に係る情報	全ての蓄電池	参加登録申請者名	-
			担当者名	
			電話番号	
			メールアドレス	
			電源等の名称	
			発電設備の設置場所	
2.	導入予定の蓄電池のメーカー・型番	全ての蓄電池	蓄電池セル等に係る種別※1/メーカー名/型番/セルを製造する国・地域※2/経済安全保障推進法に基づく供給確保のための取組に関する計画の認定有無※3※4	【添付資料1】各種メーカー名・型番等を記載した蓄電システムの見積書
			制御部分（BMS、EMS）に係るメーカー名/型番/JC-STAR 適合ラベル登録番号	
			電力変換装置（パワーコンディショナ部分）に係るメーカー名/型番/JC-STAR 適合ラベル登録番号	

※1 本オークションでは、リチウムイオンとその他種別を組み合わせること、複数のメーカーのリチウムイオン（蓄電池・セル）を組み合わせることにより、1電源（ユニット、号機）とする場合は本制度の対象として認めない

※2 リチウムイオンの場合は、セルを製造する国・地域の記載は「-」を記載すること。リチウムイオン以外の場合は、セルを製造する国・地域は、1つの国・地域に限定すること

※3 認定を受けているリチウムイオンの場合は「有」を、リチウムイオン以外と認定を受けていないリチウムイオンは「無」を記載すること

※4 経済安全保障推進法に基づき、安定供給確保のための取組に関する蓄電池の供給確保計画の認定を受けているメーカーが製造するセルを約定結果の公表以降に変更する場合は、認定を受けている別のメーカーへの変更に限る

記入情報		対象蓄電池	主な記入内容	添付資料
3.	安全設計	(1) 全ての蓄電池共通事項	基準を満たす蓄電池を導入することを宣誓（チェックボックス）	－
		(2) リチウムイオンのみ	添付資料2・3・4として提出	【添付資料2】第三者認証を取得していることの証明書 【添付資料3】類焼試験に適合していることの第三者機関による証明書及び証明書に関わる資料（温度プロファイル、試験時の写真等） 【添付資料4】経済安全保障推進法に基づき、安定供給確保のための取組に関する蓄電池の供給確保計画の認定を証する書類
		(3) リユースのみ	添付資料5として提出	【添付資料5】JETリユース電池認証等の第三者機関による証明書等
4.	発煙・発火の事故への対応	国内外に設置された定置用大型蓄電システムにおいて、過去に「発煙・発火」に類する事故を起こしたメーカーの蓄電池モジュールを組み込んだ蓄電システムの導入を予定している場合	添付資料6として提出	【添付資料6】当該蓄電池モジュールメーカーより、過去10年間の年間ごとの事故件数と、主要な事故10件について、事故の原因と対策を示した資料
5.	公衆安全の確保	全ての蓄電池	消防法等の適用各種法令等に準拠した計画・設備導入や、保安体制・事故検知設備の設置を行うことを宣誓(チェックボックス)	－
6.	セキュリティ対策	全ての蓄電池	「電力制御システムセキュリティガイドライン」、「IoT開発におけるセキュリティ設計の手引き」等に基づき、適切かつ十分なセキュリティ対策を行うことを宣誓（チェックボックス）	－

記入情報	対象蓄電池	主な記入内容	添付資料
6.	セキュリティ対策	全ての蓄電池	添付資料7として提出
7.	地元調整の状況	全ての蓄電池	添付資料8として提出
	地元調整の状況	全ての蓄電池	土地の地権者の有無/近隣住民の有無/ 近隣事業者の有無/ 立地市町村の企業立地を担当する部署
8.	廃棄物処理法上の広域認定取得	全ての蓄電池	添付資料9・10として提出 広域認定を取得しているメーカーに委託して廃棄処分すること等を宣誓（チェックボックス）
9.	レジリエンス	全ての蓄電池	添付資料11・12として提出

※1 外部と直接通信を行わない場合でも、外部との間接的な通信などを通じて、設備全体に影響を及ぼす可能性のある機器を含む

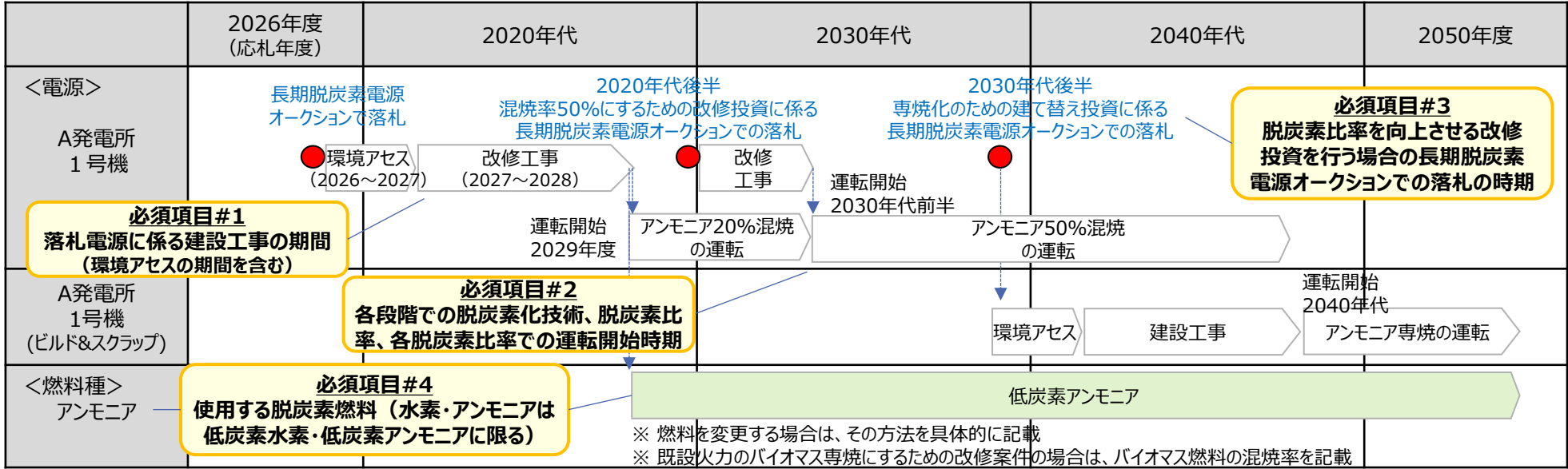
※2 JC-STAR制度における★1の取得対象とならない機器を導入するにあたり、将来的にJC-STAR制度における★2の基準が運用開始され取得対象となった場合には、供給力提供開始までに★2を取得すること。供給力提供開始後に★2の基準が運用開始された場合には、速やかに★2を取得すること。なお、★2の基準の運用開始にあたり機器の変更が必要となり、追加費用が発生した場合でも契約単価の増加等の調整は行わない

第3章 参加登録
電源等情報の登録の申込み - 脱炭素化ロードマップの作成

- 「（様式5）脱炭素化ロードマップ」のフォーマットに沿って、脱炭素化までのロードマップを、電源ごとに作成ください。
- 提出対象となる電源種は、LNG専焼火力の新設・リプレース、アンモニア・水素混焼のための新設・リプレース・既設改修、既設火力をバイオマス専焼にするための改修及び既設火力をCCS付火力にするための改修の電源を応札する場合のみです。
- 脱炭素化ロードマップにおいて、2050年までの脱炭素化の道筋が示されていない、技術開発動向に比べて脱炭素化の取り組みが明らかに遅い、将来の脱炭素化の比率が現行の技術水準に比べて一定の技術進展を織り込んでいない、トランジション期の脱炭素技術と2050年のカーボンニュートラル達成時の脱炭素技術に齟齬がある等、本制度の対象とすることがふさわしくない場合には、応札が認められない場合があります。

【記入例】●●発電所●号機の脱炭素化ロードマップ

2026年●月
●●株式会社



＜前提条件＞
✓長期脱炭素電源オークションでの落札や、燃料費回収のための制度の適用を通じた、適切な投資回収の確保
✓脱炭素化のための技術開発の実現及び実証試験の成功
必須項目#5
前提条件

※ 供給力提供開始年度は、具体的な年度で記載。次回以降の応札時点や供給力提供開始時点は、具体年度の明示は困難なため、「○○年代前半/後半、○○年代、○○年～○○年」の形で記載
※ 矢印の色使いは、上記と同様とすること（LNG専焼の期間は、白色とすること）※ 上記は、アンモニア20%混焼からスタートする場合のイメージ。脱炭素化のシナリオは、複数シナリオを記載することも可

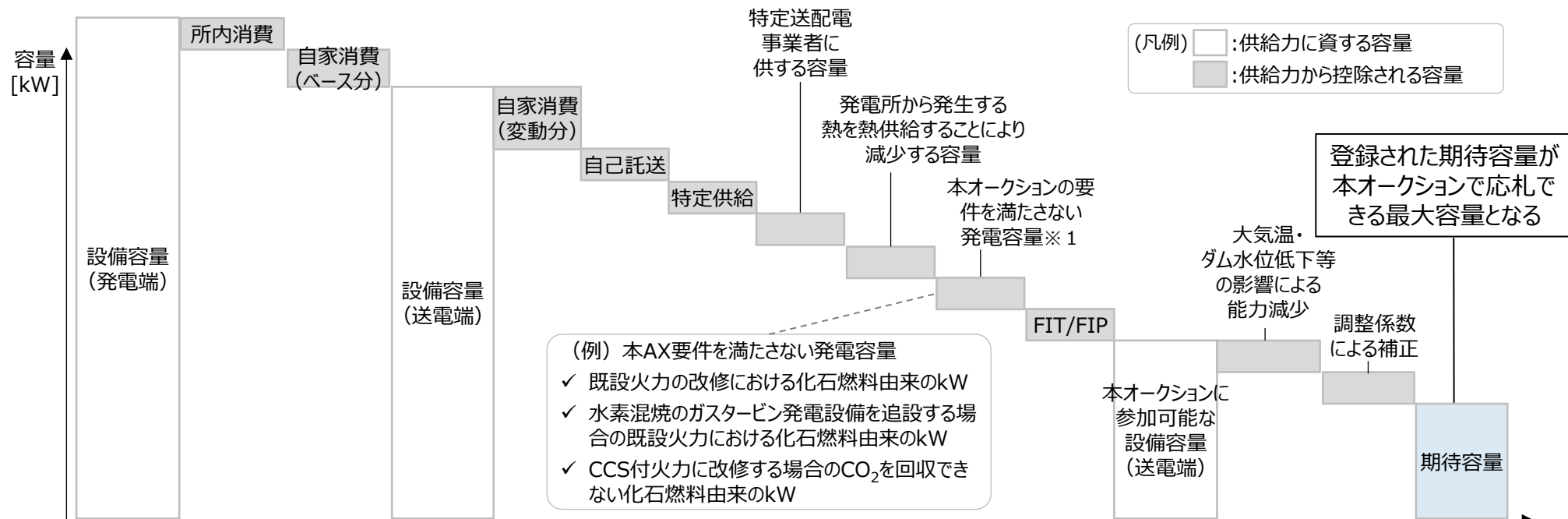
第3章 参加登録

期待容量の登録の申込み — 期待容量とは

50

- 期待容量とは、「電源等情報として登録した設備容量のうち、制度適用期間において供給区域の供給力として期待できる容量」を指し、kW単位で登録します。
- 登録していただいた期待容量は、制度適用期間（原則20年）の全年度共通の期待容量として取り扱います。
- 期待容量は、「電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン」（以下「供計ガイドライン」）に基づき、算定されます。ただし、自家消費・自己託送・特定供給・特定送配電事業者に供する容量などは除いた上で、公表された調整係数を乗じて算出します。

期待容量の考え方



- 「期待容量等算定諸元一覧」（以下「算定諸元一覧」）を用いて、期待容量を算出してください。
 - 算定諸元一覧で算出された期待容量を容量市場システムに登録してください。
 - 1電源単位の中にFITと非FITが混在する電源の場合、非FIT分の期待容量で算定します。
- 算定諸元一覧は本機関HP※1より、登録する電源に応じた様式を入手し、入力してください。
 - 入力後の算定諸元一覧は、期待容量登録時に提出してください。
- 期待容量の算定には、応札年度に本機関HP※1にて公表する調整係数を用います。ただし、調整係数は期待容量の算定に用いた値を制度適用期間にわたり適用し、実需給年度ごとに変更することはありません。

期待容量の登録

実施事項	内容
期待容量等算定諸元一覧への入力	・本機関HP※1より、登録する電源に応じた様式の、算定諸元一覧を入手し、各種情報を入力します ・調整係数などをもとに年間の期待容量が算定されます
期待容量の登録・諸元一覧の提出	・期待容量算定諸元一覧上で算定された数値を、期待容量を容量市場システムに登録してください ・入力済みの算定諸元一覧を容量市場システムにアップロードしてください

第3章 参加登録 期待容量の登録の申込み ― 期待容量等算定諸元一覧

52

- 算定諸元一覧に必要な情報を入力することで、調整係数を乗じた期待容量が自動算定されます。
- 算定された期待容量を容量市場システムに登録してください。

【安定電源（蓄電池、揚水、LDES以外）の例】

項目	事業者入力												単位
電源等識別番号	00000000000												
容量を提供する 電源等の区分	安定電源												
新設・リプレース等/ 既設火力の改修	新設												
電源種別	一般水力（貯水池式・調整池式）												
エリア名	北海道												
本オークションに 参加可能な設備容量 （送電端）	120,000												kW
各月の供給力の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	100,000	108,000	120,000	120,000	108,000	108,000	108,000	120,000	120,000	120,000	108,000	100,000	kW
期待容量	111,667												kW

「事業者入力」列の内、黄色掛けされている箇所を入力してください。白色の箇所は自動入力される箇所となります

黄色の各必要事項を入力することで、期待容量が自動算定されます。

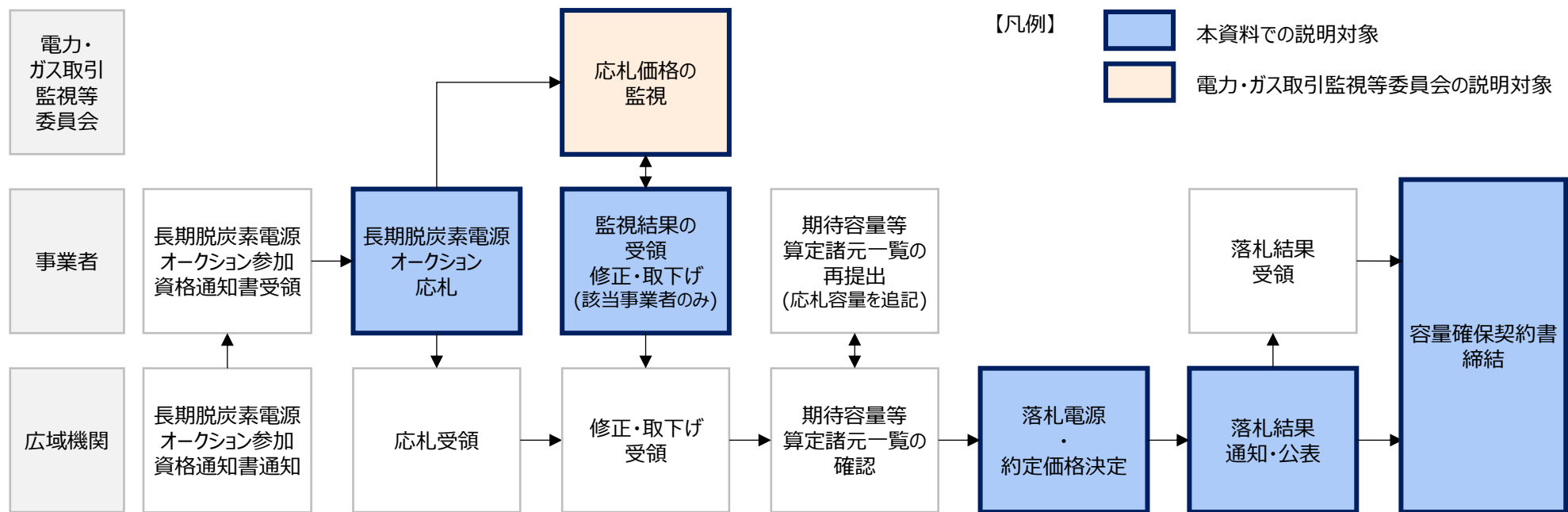
第4章 応札、落札・約定、契約

- 応札、落札・約定、契約の概要
- 応札方法
- 落札電源と約定結果
- 契約の締結
- 契約の変更・解除

第4章 応札、落札・約定、契約 応札、落札・約定、契約の概要

54

- 参加資格通知書を受領した事業者は、応札期間中に応札を行います。なお、応札期間中は応札価格、応札容量の変更が可能です。応札期間終了後は制度適用期間を含め内容の変更はできません。
- 応札期間終了後、電力・ガス取引監視等委員会により応札価格の監視が行われます。監視の結果、応札価格に含めることが認められない費用が含まれていた場合には、応札価格の修正又は取下げが必要です。
(この場合は、応札期間終了後も、応札情報の修正が必要です)
- 約定価格については、各応札電源の応札価格が約定価格となるマルチプライス方式で決定します。
- 落札した事業者は、落札電源について、本機関と容量確保契約書を締結していただきます。



第4章 応札、落札・約定、契約 応札方法（1/2）

55

- 応札の際、期待容量を登録した電源ごとに、応札容量（kW）及び応札価格（円/kW/年）（税抜き）を登録してください。
- 応札容量の算定は次頁を参照してください。

応札時の実施事項

実施事項	内容
応札の登録単位の設定	・ 電源（ユニット、号機）単位で応札単位を設定
応札容量の登録	・ 1kW単位で登録 ・ 応札できる最大容量は期待容量登録時に事業者が登録した期待容量
応札価格の登録※1	・ 1円単位で登録
補正後の応札価格の登録 ※1※2	・ 1円単位で登録 ・ 物価・金利変動等に伴う契約単価の補正方法の様式に沿って算定
応札の変更・取消	・ 受付期間終了後の変更・取消は不可 ※ただし、電力・ガス取引監視等委員会の監視結果による修正・取下げは除く

※1 応札情報に併せて物価・金利変動等に伴う契約単価の補正方法を提出すること

※2 新設・リプレースのうち水素専焼、水素混焼若しくはアンモニア専焼又は既設火力の改修のうち水素専焼、水素混焼、アンモニア専焼、アンモニア混焼若しくはCCS付火力が、物価・金利変動に伴う契約単価の補正方法として特定の指標による補正を選択している場合のみ登録すること

第4章 応札、落札・約定、契約 応札方法（2/2）

56

- 期待容量の登録で使用了算定諸元一覧に「提供する各月の供給力」及び「制度適用期間」を入力し、応札容量を算定していただき、当該算定に用いた算定諸元を提出してください。
- 内容に不備がある場合、その旨を通知しますので、修正の上、再提出してください。

応札容量の算定方法

【期待容量等算定諸元一覧 安定電源（蓄電池、揚水、LDES以外）の例】

項目	事業者入力												単位
電源等識別番号	0000000000												
容量を提供する 電源等の区分	安定電源												
新設・リプレース等/ 既設火力の改修	新設												
電源種別	一般水力（貯水池式・調整池式）												
エリア名	北海道												
本オークションに 参加可能な設備容量 （送電端）	120,000												kW
各月の供給力の 最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	100,000	108,000	120,000	120,000	108,000	108,000	108,000	120,000	120,000	120,000	108,000	100,000	kW
期待容量	111,667												kW
提供する各月の供給力	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	100,000	105,000	103,000	102,000	102,000	103,000	105,000	105,000	107,000	108,000	108,000	100,000	kW
応札容量	105,000												kW
制度適用期間	20												年間

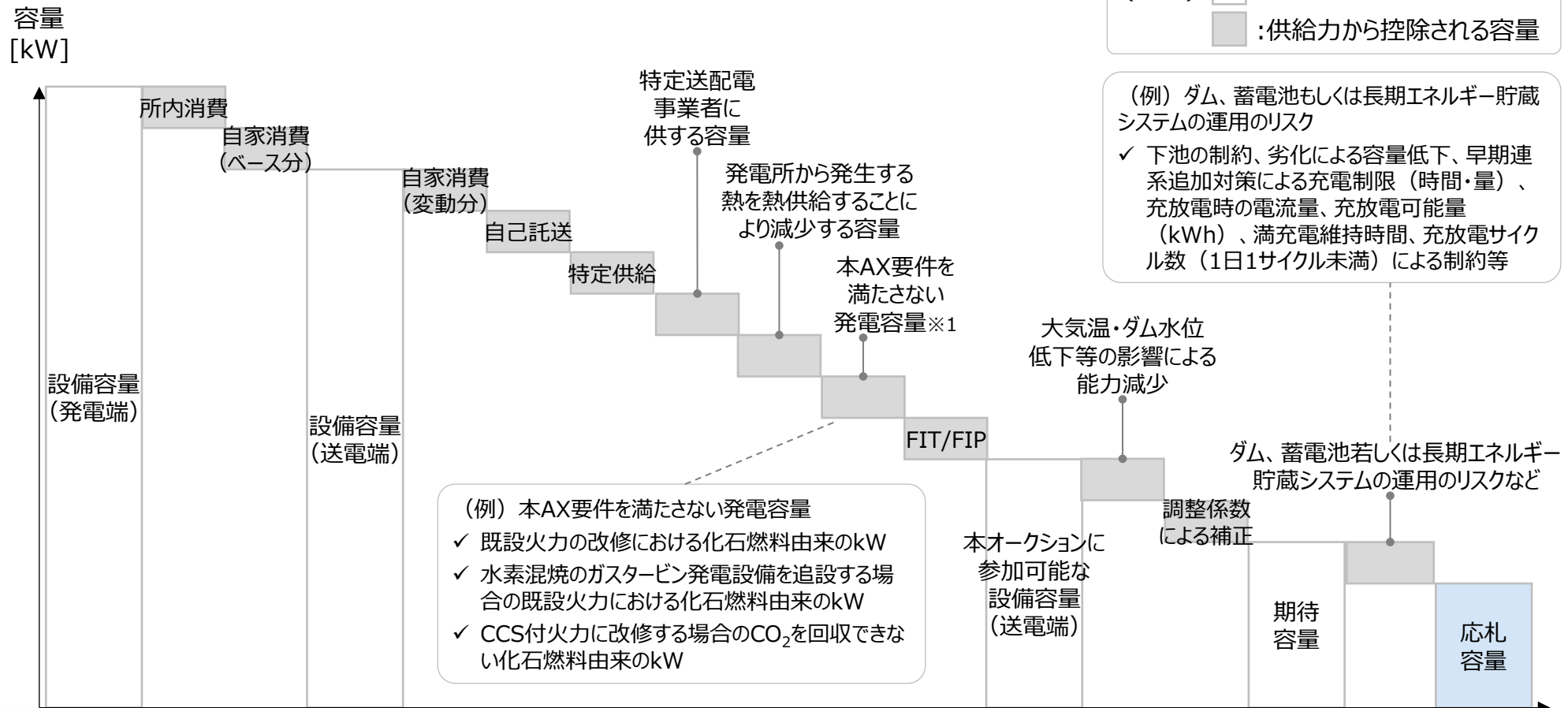
「提供する各月の供給力」と「応札容量」、「制度適用期間」を記載し、提出してください。
※ 応札容量は提供する各月の供給力を入力すると自動算定されます

第4章 応札、落札・約定、契約 (参考) 応札容量の考え方

57

- 応札容量は設備容量（発電端）より、供給力から控除される所内消費等の容量を差し引いて算出された期待容量を最大値とし、制度適用期間にわたって提供可能な容量を1kW単位で参加者が設定します。

設備容量から応札容量算出までの要素



第4章 応札、落札・約定、契約 (参考) 応札価格の補正の考え方

■ 脱炭素火力のうち、水素・アンモニア専焼、水素・アンモニア混焼、CCS付火力は、落札電源の決定に用いる応札価格に限り、補正後の応札価格を用います。

- 水素・アンモニアを燃料とする電源における補正後の応札価格は、資本費、運転維持費、資本コストに加え、「制度適用期間にわたって調達国のCPIで自動補正する費用項目※1について、制度適用期間にわたって過去10年平均のCPIが継続したと仮定して補正した可変費」の合計とします。
- CCS付火力のうち貯留方法が海外貯留の場合における補正後の応札価格は、資本費、運転維持費、資本コストに加え、「『輸送費用（OPEXのうち燃料費・電気代を除いた費用に限る）』と『貯留費用（OPEXのうち燃料費・電気代を除いた費用に限る）』について、制度適用期間にわたって過去10年平均の米国生産者物価指数と貯留対象国の企業物価指数が継続したと仮定して補正した可変費」の合計とします。

脱炭素火力の落札電源決定時における応札価格の補正方法

例：水素・アンモニアを燃料として用いる電源で、契約単価の補正方法として以下を選択している場合

- ・ 天然ガスエスカレ補正
- ・ (水素・アンモニアの燃料費-天然ガスの燃料費) のうちOPEXについて、調達国の消費者物価指数による補正※1

$$\begin{array}{l} \text{応札価格 } A = \text{資本費} + \text{運転維持費} + \text{資本コスト } B + \text{天然ガス燃料費 } D + \text{水素・アンモニアの製造・輸送費 } E - \text{LNG・石炭の燃料費 } F \\ \text{補正後の応札価格 } A' = \text{資本費} + \text{運転維持費} + \text{資本コスト } B + \frac{\{D + (E \text{のうちOPEX})\} \times \{(1+r) + (1+r)^2 + \dots + (1+r)^s\}}{s} + E \text{のうちCAPEX} - F \end{array}$$

r : 調達国の消費者物価指数の上昇率の過去10年平均と日本の消費者物価指数の上昇率の過去10年平均の差
s : 制度適用期間の年数

落札電源と約定結果 — 落札電源及び約定価格の決定方法

- 応札受付期間終了後、落札電源と約定価格を決定します。なお、約定価格については、各応札電源の応札価格が約定価格となるマルチプライス方式で決定します。

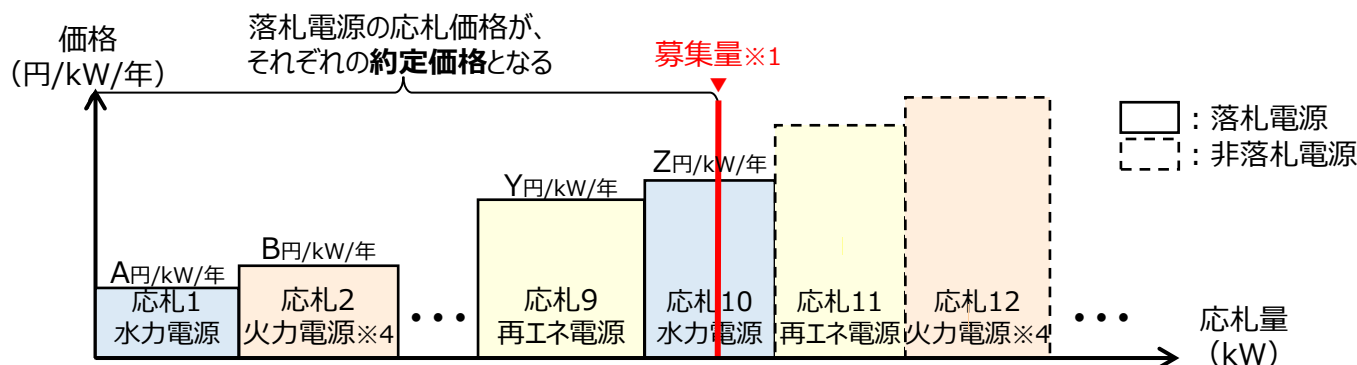
落札電源の決定方法

- ・脱炭素電源とLNG専焼火力は、別々に募集量を設定し、別々に落札電源を決定します。
- ・募集量を跨ぐ電源には「限界電源※1」の判定が行われます。
- ・水素・アンモニアを燃料とする電源及びCCS付火力のうち、物価・金利変動に伴う契約単価の補正方法として特定の指標による補正を選択した電源は、補正後の応札価格を用いて約定処理を行います。
- ・脱炭素電源の一部電源種には「募集上限※2」が設定されており、落札される電源は「募集上限」を跨ぐ電源以下に限定されます。ただし、募集量を満たすために「募集上限」を超えてこれらの電源が落札される可能性があります。
- ・日本を除くセル製造国・地域の1国・地域当たりのリチウムイオン蓄電池以外の蓄電池の落札容量は、リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池の全ての落札容量の30%未満である必要があります。（以下「セル製造国30%制限」）
- ・認定付きリチウムイオン蓄電池は、認定付きではないリチウムイオン電池に対して優先的に約定されます。
- ・同時落札条件が付与された電源は、同一の同時落札条件によって紐付けられた全ての電源が落札されない限り、全て非落札となります。

約定価格の決定方法

- ・各応札電源の応札価格が約定価格となるマルチプライス方式※3で決定します。

<脱炭素電源のマルチプライス方式のイメージ>



※1 募集量を跨ぐ電源について、募集量を超過する容量が不足する容量の10倍以下の場合は当該電源を落札、10倍を超過する場合は非落札。非落札となった場合はその電源の次に応札価格が高い電源を落札候補とし、募集量を跨ぐ場合には同様の処理を実施

※2 「脱炭素火力（新設・リプレースのうち水素専焼、水素混焼若しくはアンモニア専焼又は既設火力の改修のうち水素専焼、水素混焼、アンモニア専焼、アンモニア混焼若しくはCCS付火力）」、「蓄電池（リチウムイオン蓄電池に限る）」、「蓄電池（リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池に限る）」、「揚水式水力・長期エネルギー貯蔵システム」、「既設の原子力電源の安全対策投資」「洋上風力」には、募集上限が設定されている

※3 電力・ガス取引監視等委員会による応札価格の監視の結果、事業者が応札を取り下げた場合、当該電源を除いて約定処理を行います。事業者が応札価格を修正した場合は、修正前の応札価格で約定処理を行う。ただし、落札された際の容量確保契約金額は修正後の応札価格を基に算定される

※4 所定の割合の水素・アンモニア混焼、CCS付火力等の場合に限る

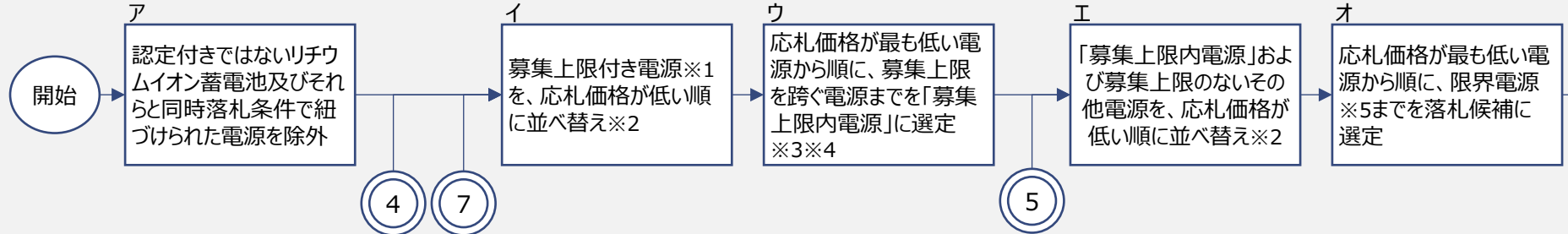
第4章 応札、落札・約定、契約

(参考) 脱炭素電源の落札電源の決定方法詳細 (1/3)

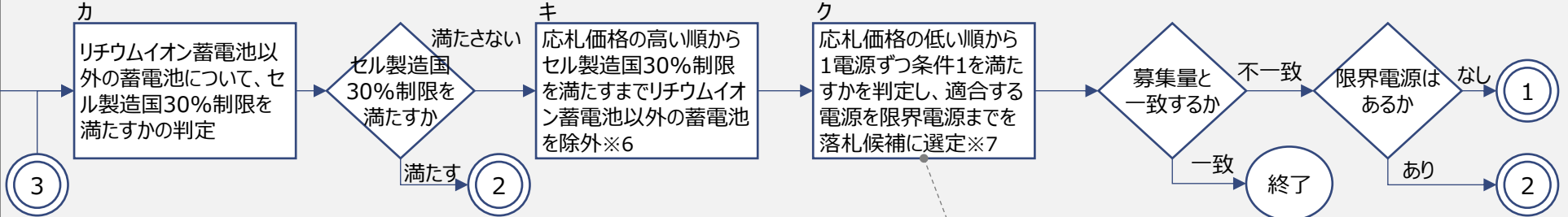
60

■ 脱炭素電源の落札電源は、以下のフローによって決まります。

落札候補の選定



セル製造国30%制限への適合判定

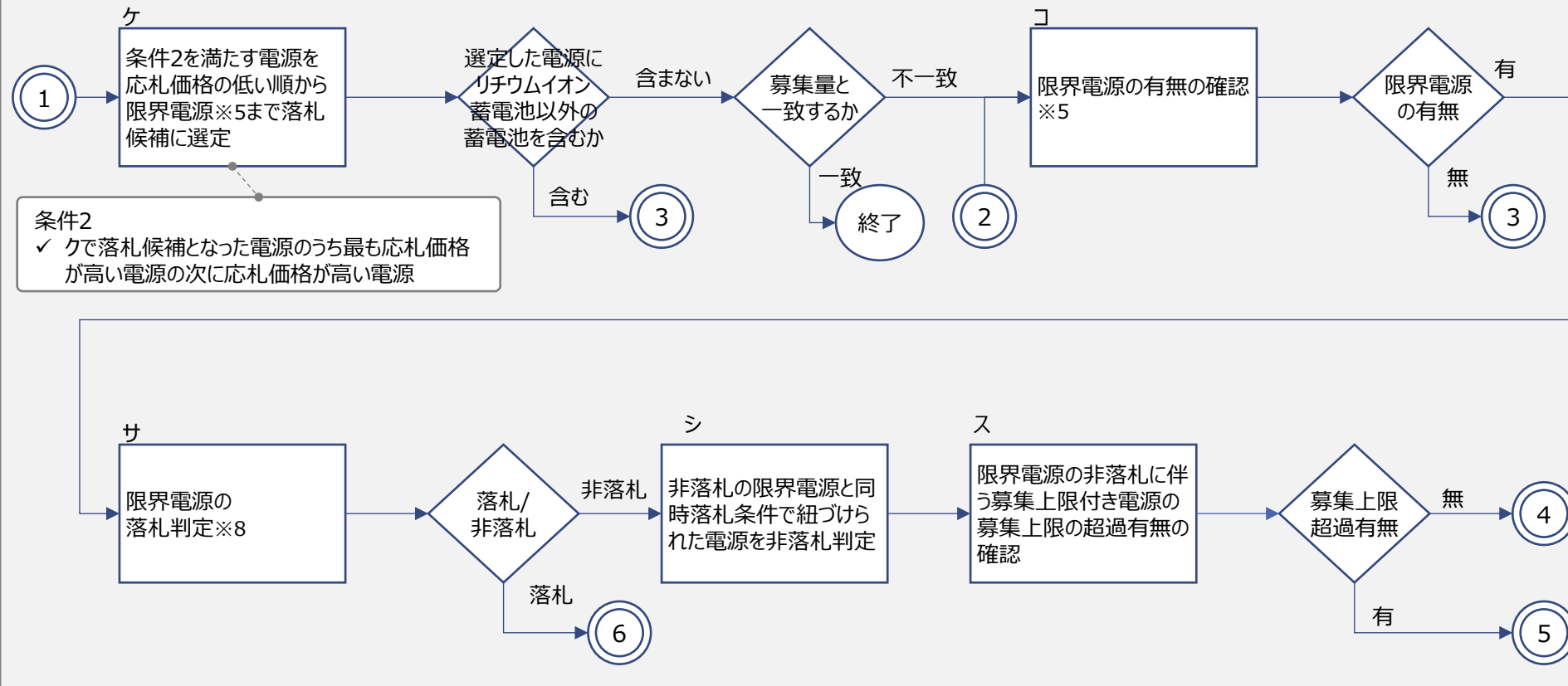


条件1 ✓ 手順イで募集上限内電源の判定を受けていない、又は手順カで除外した落札候補となっていないリチウムイオン蓄電池以外の蓄電池
✓ キで電源を除外する前の状態で限界電源となっている電源より応札価格が低い電源
✓ セル製造国30%制限を満たす
✓ 募集上限を超過しない

- ※1 募集上限付き電源は「脱炭素火力（新設・リプレースのうち水素専焼、水素混焼若しくはアンモニア専焼又は既設火力の改修のうち水素専焼、水素混焼、アンモニア専焼、アンモニア混焼若しくは CCS 付火力）」、「蓄電池（リチウムイオン蓄電池に限る）」、「蓄電池（リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池に限る）」、「揚水式水力・長期エネルギー貯蔵システム」、「既設の原子力電源の安全対策投資」、「洋上風力」とする
- ※2 同時落札条件によって紐付けられた電源の応札価格は、最も応札価格が高い電源の応札価格と同等とみなし、処理を行う。ただし、同時落札条件によって紐付けられた電源の応札価格が同じである場合、1つの電源とみなす
- ※3 同じ応札価格の電源が複数存在し、かつ当該電源を全て募集上限内電源とすることで募集上限内電源の合計応札容量が募集上限を跨ぐ場合は、当該電源の中から、募集上限を超える容量が最小となる組合せにより募集上限内電源を決定する。それでもなお、最小となる組合せが複数存在する場合は、当該組合せの中からランダムに決定する
- ※4 募集上限付き電源に同時落札条件が付与されている場合は、全てが募集上限内電源と判定されたことをもって次の手順へ移行する
- ※5 合計落札容量が500万kWを跨ぐ電源を限界電源と呼称する
- ※6 セル製造国30%制限を満たさない同じ応札価格の電源が複数存在する場合はそのすべてを非落札候補として落札候補から除外する
- ※7 同じ応札価格の電源が複数存在し、かつ当該電源を全て落札電源とすることでセル製造国30%制限を満たさなくなる場合は、当該セル製造国・地域の電源の中から、セル製造国30%制限を満たす範囲で容量が最小となる組合せにより電源を並び替える。それでもなお、最小となる組合せが複数存在する場合は、当該組合せの中からランダムに決定する

■ 脱炭素電源の落札電源は、以下のフローによって決まります。

限界電源の落札判定

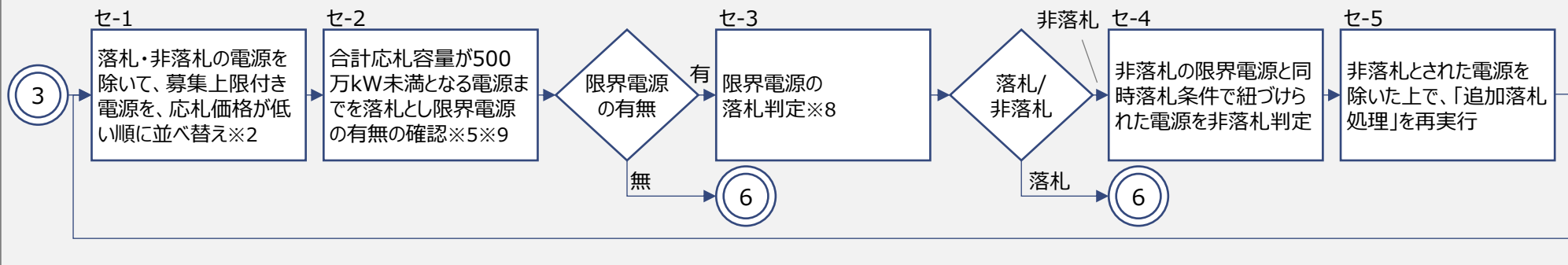


※5 合計落札容量が500万kWを跨ぐ電源を限界電源と呼称する

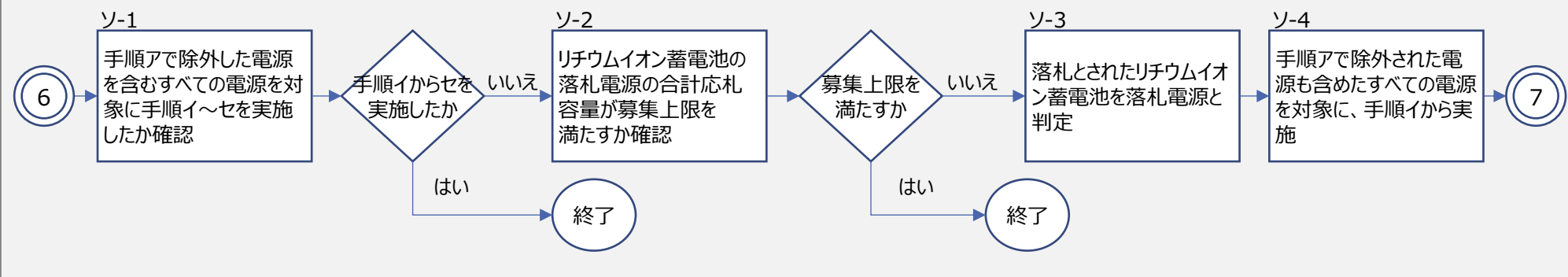
※8 限界電源は、落札とした場合の「超過量」が、非落札とした場合の「不足量」の10倍以下の場合には落札とする。一方、「超過量」が「不足量」の10倍を超過する場合には非落札とする（「超過量」が「不足量」の10倍以下でも、同時落札条件で紐づけられた電源が全て落札候補に入っていない場合は非落札とする）。また、同じ応札価格の電源が複数存在し、当該電源を全て落札電源とすることで合計落札容量が募集量を跨ぐ場合は、当該電源の中から、募集量を超える容量が最小となる組合せにより電源を並び替える。それでもなお、最小となる組合せが複数存在する場合は、当該組合せの中からランダムに決定する

■ 脱炭素電源の落札電源は、以下のフローによって決まります。

落札候補の追加選定



認定付きではないリチウムイオン電池を含めた落札電源の決定プロセスの実施判定



※2 同時落札条件によって紐付けられた電源の応札価格は、最も応札価格が高い電源の応札価格と同等とみなし、処理を行う。ただし、同時落札条件によって紐付けられた電源の応札価格が同じである場合、1つの電源とみなす

※5 合計落札容量が500万kWを跨ぐ電源を限界電源と呼称する

※8 限界電源は、落札とした場合の「超過量」が、非落札とした場合の「不足量」の10倍以下の場合には落札とする。一方、「超過量」が「不足量」の10倍を超過する場合には非落札とする（「超過量」が「不足量」の10倍以下でも、同時落札条件で紐付けられた電源が全て落札候補に入っていない場合は非落札とする）。また、同じ応札価格の電源が複数存在し、当該電源を全て落札電源とすることで合計落札容量が募集量を跨ぐ場合は、当該電源の中から、募集量を超える容量が最小となる組合せにより電源を並び替える。それでもなお、最小となる組合せが複数存在する場合は、当該組合せの中からランダムに決定する

※9 「脱炭素火力」「蓄電池（リチウムイオン蓄電池に限る）」「蓄電池（リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池に限る）」「揚水式水力・長期エネルギー貯蔵システム」「洋上風力」は、募集上限を跨ぐ電源以下に限定されます

第4章 応札、落札・約定、契約 落札電源と約定結果 — 約定結果の公表

63

- 本機関は本オークションの約定結果として応札年度の翌年度に以下の情報を公表します。なお、脱炭素化ロードマップについては、約定結果の公表から3か月後を目途に公表します。

- 脱炭素電源、LNG専焼火力それぞれの約定総容量、約定総額
(他市場収益の推定還付額控除後※1の約定総額も公表)
- 脱炭素電源における落札電源ごとの、応札事業者名、落札案件名、電源種※2、落札容量[kW]
- LNG専焼火力における落札電源ごとの、応札事業者名、落札案件名、電源種※3、落札容量[kW]

【長期脱炭素電源オークション約定結果（応札年度：2025年度）※4】

	約定総容量	約定総額	他市場収益の推定還付額 控除後の約定総額※3
脱炭素電源 (募集量500万kW)	426.1 万kW	4,748 億円/年	(過去3年平均) 3,420 億円/年 (過去5年の各年度) 2,098 ～ 3,503 億円/年
リチウムイオン蓄電池 ・揚水(新設を除く)	81.9 万kW		
リチウムイオン以外の蓄電池 ・揚水(新設)・LDES	88.6 万kW		
脱炭素火力※4	51.7 万kW		
既設原子力の安全対策投資	55.8 万kW		
その他脱炭素電源	148.2 万kW	1,444 億円/年	(過去3年平均) 810 億円/年 (過去5年の各年度) △754 ～ 870 億円/年
LNG専焼火力 (募集量2,929,036kW)	303.8 万kW		

容量市場 長期脱炭素電源オークション約定結果（応札年度：2025年度）
＜脱炭素電源＞

別紙：落札電源一覧

No.	応札事業者名	落札案件名	電源種	落札容量[kW]
1	電源開発株式会社	大間原子力発電所	原子力	1,381,275
2	イーレックス株式会社	イーレックス新潟（仮称）	バイオマス専焼	100,926
3	北海道電力株式会社	泊発電所1号機	原子力（既設原子力の安全対策投資）	557,848
4	北海道電力株式会社	京極発電所3号機	揚水（新設）	185,889
5	北海道電力株式会社	吉東厚真発電所4号機	既設火力の改修（アンモニア混焼への改修）	132,200
6	CHC Japan株式会社	益田市発電所	蓄電池（リチウムイオン蓄電池）	75,633
7	CHC Japan株式会社	新富町発電所	蓄電池（リチウムイオン蓄電池）	36,722
8	株式会社コベルコパワー神戸	神戸発電所1号機	既設火力の改修（アンモニア混焼への改修）	131,433
9	ヘキサ・エネルギーサービス合同会社	HC25中国第一蓄電システム	蓄電池（リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池）	46,927
10	ヘキサ・エネルギーサービス合同会社	HC25東北第二蓄電システム	蓄電池（リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池）	43,543

【脱炭素化ロードマップ※5】

Procedure — 各種手続き				
脱炭素化ロードマップ				
更新日：2026年8月7日				
長期脱炭素電源オークションでは、一部の火力電源が応札しようとする場合には、2050年までの脱炭素化の道筋を記載した「脱炭素化ロードマップ」を作成し、応札前の参加登録において広域機関に提出する必要があります。				
また、落札電源の脱炭素化ロードマップは、約定結果の公表から3か月後を目途に、公表することとしています。				
さらに、必要に応じて脱炭素化ロードマップを改訂し、その内容を遵守することを求めています。改訂があった場合は、その内容についても公表することとしています。				
長期脱炭素電源オークションで落札した電源の脱炭素化ロードマップは、以下のとおりです。				
応札年度2025年度				
応札年度2025年度では、水素・アンモニア専焼火力（グレー水素・アンモニアに限る）、水素・アンモニア混焼火力、CCS付火力またはバイオマス（既設改修に限る）、LNG専焼火力が対象です。				
容量市場 長期脱炭素電源オークション約定結果(応札年度2025年度)				
応札年度2024年度				
応札年度2024年度では、水素専焼火力（グレー水素に限る）、水素・アンモニア混焼火力またはバイオマス（既設改修に限る）、LNG専焼火力が対象です。				
容量市場 長期脱炭素電源オークション約定結果(応札年度2024年度)				
応札年度2023年度				
応札年度2023年度では、水素専焼火力（グレー水素に限る）、水素・アンモニア混焼火力またはバイオマス（既設改修に限る）、LNG専焼火力が対象です。				
容量市場 長期脱炭素電源オークション約定結果(応札年度2023年度)				
※「約定結果No」は容量市場 長期脱炭素電源オークション約定結果のNoを記載しています。				
事業者名	電源等の名称	約定結果No*	脱炭素化ロードマップ	最終更新日

- ※1 過去3年もしくは5年のスポット価格と非化石価値取引市場の価格、発電コスト検証における可変費等を基に還付額を試算したものであり、実際の還付額の計算方法・還付額とは異なる。（還付額が容量確保契約金額を超過した際は、△で表記）なお、蓄電池・揚水の他市場収益の推定還付額については、発電コスト検証において可変費・設備利用率が公表されていないため試算を行わないことから、還付額に含まれていない
- ※2 蓄電池は、リチウムイオン蓄電池とリチウムイオン蓄電池以外の蓄電池の別を含む。揚水式水力は新設とリプレイス等の別を含む
- ※3 LNG基地の整備有無の別を含む
- ※4 本機関HP「容量市場 長期脱炭素電源オークション約定結果（応札年度：2025年度）の公表について」から一部抜粋
- ※5 本機関HP「各種手続き 容量市場関係の情報・手続き 募集要綱、約款、業務マニュアル等 脱炭素化ロードマップ」から一部抜粋

第4章 応札、落札・約定、契約

契約の締結 — 容量確保契約書の締結

64

- 応札情報（応札容量および応札価格）の登録完了をもって、容量確保契約の申込みを行ったものとみなします。
- 本オークションの約定結果の公表日において、本機関との間で、公表内容にしたがった容量確保契約が成立するものとします。
- 落札後、容量確保契約において必要な情報を提出しない、各契約書面の締結を行わない等、市場運営に支障をきたす行為を行った場合は、約款第33条に基づき契約解除となる場合があります。

容量確保契約書のイメージ

容量確保契約書

下記の容量提供事業者（以下「甲」という。）と電力広域的運営推進機関（以下「乙」という。）は、オークション募集要綱（対象実施給年度2031年度）および容量確保契約約款（以下「約款」という。）に基づき、下記のとおり容量確保契約（以下「本契約」という。）を締結する。

なお、本契約書に定めのない事項については、約款によるものとする。

記

容量提供事業者	事業者7107（フェーズ2）（7107）
容量確保契約容量	容量市場システムに記載のとおり
容量確保契約金額	容量市場システムに記載のとおり
実施給年度	2031年度
契約期間	オークション募集要綱に記載のとおり
電源の内訳	容量市場システムに記載のとおり

以上を証するため、本契約の各当事者は下記の日付において、本書を2部作成し、記名、押印のうえ、各1部保有する。

年 月 日

甲：

乙： 東京都江東区豊洲6-2-15
電力広域的運営推進機関
理事長 大山 力

第4章 応札、落札・約定、契約

契約の変更・解除 — 容量確保契約の変更・解除

65

- 本機関および容量提供事業者は、相手方が次の変更事由に該当する事象が生じ、容量確保契約に定められた電源の内容に変更が生じた場合、容量確保契約を変更するものとします。
- 本機関および容量提供事業者は、相手方が次の解除事由に該当する場合には、相手方に通知することにより、本契約を解除することができるものとします。
- また本機関は、容量提供事業者が、容量市場の公正を害する行為を行ったと認めた場合、及び重大な違反行為を行ったと認めた場合、容量提供事業者に通知することにより本契約を解除できるものとします※1。

容量確保契約の変更・解除事由

変更事由	解除事由
1. 契約電源が市場退出をした場合※2 2. 電源等差替を実施した場合※2 3. 供給力提供開始時期の変更に伴い制度適用期間の開始時期が変更される場合※2 4. 「供給力提供開始期限の遵守」のリクワイアメント不履行によりペナルティが適用となり、短縮された容量確保契約金額（各年）を容量収入として得られる期間が短縮した場合※2 5. 契約電源に係る系統接続費が応札価格に含めた見積もり額を下回った場合 6. 契約電源に係る水素・アンモニアに係る価格差に着目した支援制度・拠点整備支援制度の支援金額が応札価格から控除した支援予想金額を超えた場合 7. 制度適用期間中の新設・リプレイス又は追設に対し、混焼率拡大のための追加投資を行う場合 8. 制度適用期間中の既設火力のアンモニア・水素混焼設備への改修に対して、専焼化に向けた追加投資による建て替えを行う場合 9. 権利義務および契約上の地位の譲渡がなされた場合 10. 複数の契約電源を含む本契約のうち、特定の契約電源が契約解除となった場合 11. 法令に基づく規制・審査、行政指導への対応に伴い、容量確保契約金額及び制度適用期間の両方若しくは片方が変更となった場合 12. その他、本機関が変更を必要と判断した場合	1. 監督官庁より業務停止等の処分を受けたとき 2. 支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき、又は不渡り処分を受けたとき 3. 第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行、その他これに準ずる処分を受けたとき ただし、信用状況が極端に悪化したと認められる場合に限る 4. 信用資力に影響を及ぼす運営上の重要な変更があったとき 5. 資産状況が悪化して債務超過のおそれがあると認める相当な理由があるとき 6. 破産、民事再生、会社更生その他法的倒産手続の開始申し立てがなされたとき、又はその原因となる事由が生じたとき 7. 解散の決議をしたとき 8. その他、前各号のいずれかに準ずることが明らかとなったとき

※1 詳細は約款第33条を参照 ※2 内容の詳細は第5章にて説明

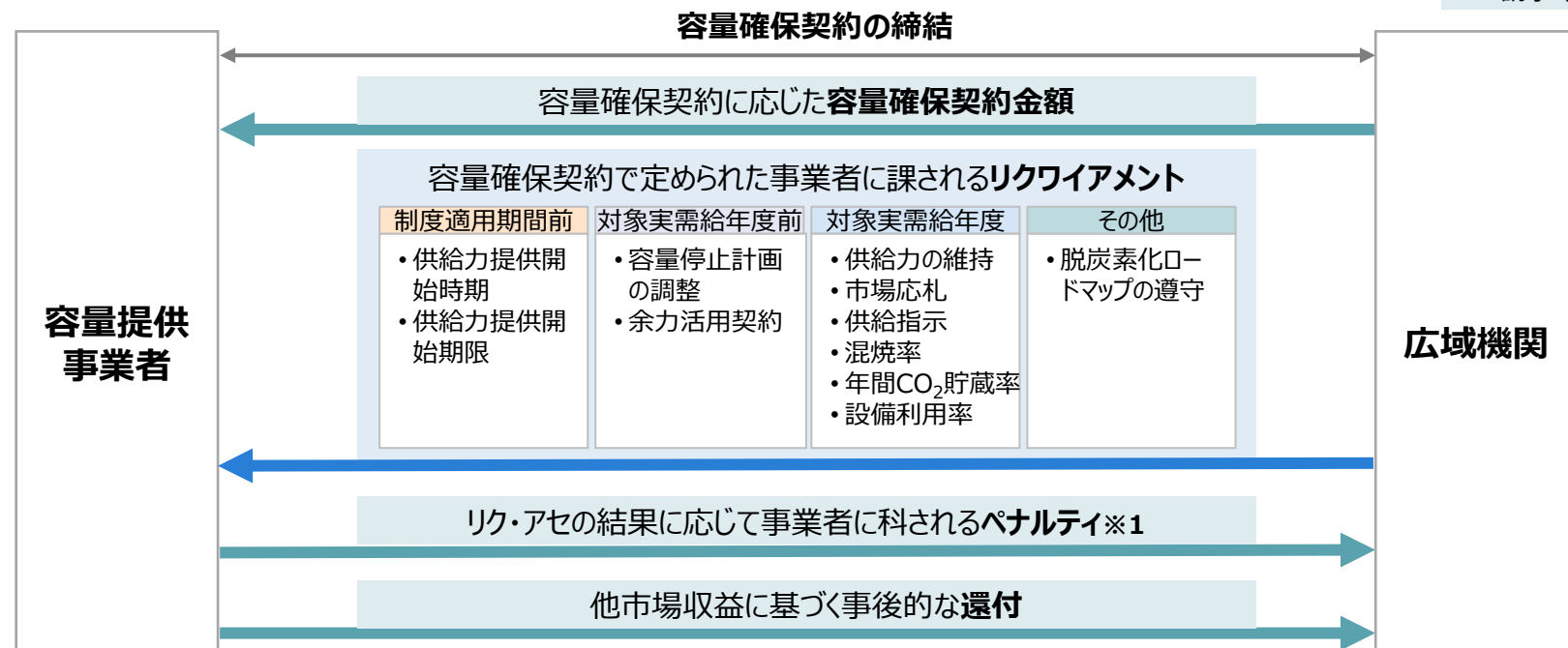
第5章 契約の履行

- 契約の履行の概要
- 本オークションにおける主な取引の流れ
- リクワイアメント・アセスメント・ペナルティの全体像
- リクワイアメント・アセスメント・ペナルティの各項目
- 供給力の提供ができなくなった場合等（市場退出）の扱い
- 容量確保契約金額の算定
- 契約単価の調整
- 物価・金利変動等への対応
- 事後的な費用増加への対応
- 容量確保契約金額の支払
- 他市場収益の還付
- 再エネに対する事業規律の確保
- 太陽光発電設備及び風力発電設備に対する廃棄等費用の積立
- 容量提供事業者への請求・交付

- 本機関は、容量確保契約に応じて容量確保契約金額を交付します。
- 容量提供事業者は、容量確保契約で定められたリクワイアメントを達成する義務があります。
- 本機関は容量提供事業者のリクワイアメント達成状況をアセスメント（評価）し、未達成状況に応じてペナルティを科します。
- 本機関は、リクワイアメント未達成で経済的ペナルティが発生した場合は容量提供事業者に請求します。
- 本機関は、他市場収益に基づき算定された事後的な還付額を、容量提供事業者に請求します。

<リクワイアメントと取引の流れ>

凡例： リクワイアメント
請求・交付



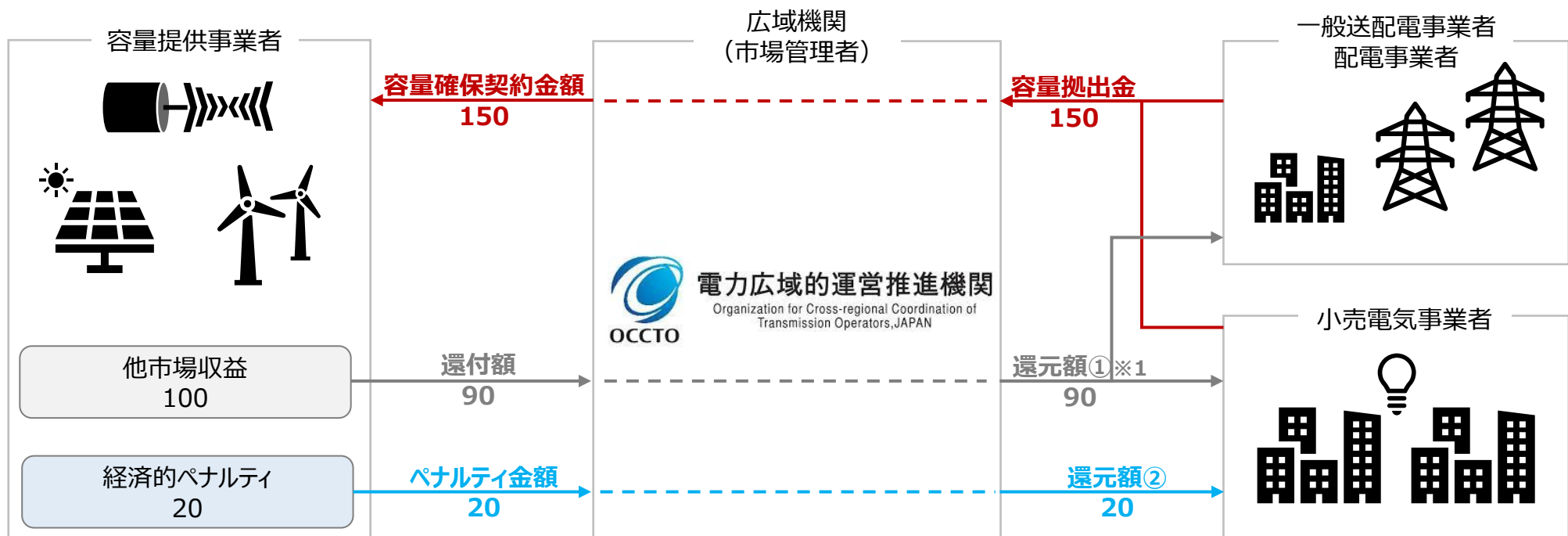
第5章 契約の履行

本オークションにおける主な取引の流れ

68

- 本機関は小売電気事業者等に容量拠出金を請求し、それを原資に容量提供事業者へ容量確保契約金額を支払います。
- 本機関は容量提供事業者からの他市場収益の還付額を小売電気事業者及び一般送配電事業者、配電事業者に、経済的ペナルティ金額を小売電気事業者に還元します。

容量確保契約金額を150、他市場収益を100、経済的ペナルティを20とした場合



第5章 契約の履行 リクワイアメント・アセスメント・ペナルティの全体像（1/2）

69

- 本機関は、容量提供事業者と本オークションで落札された応札単位ごとの電源等について容量確保契約を締結し、供給力を提供するための義務（リクワイアメント）に基づき、リクワイアメント未達成の場合には、経済的ペナルティを科します。本オークションでは、電源の新設・リプレイス等及び改修に係る供給力の提供開始期限や、脱炭素電源に係る項目がメインオークションから追加されます。

適用時期	リクワイアメント 青字：本オークション特有 黒字：メインオークションと共通		対象となる電源等区分		適用タイミング	
			安定電源	変動電源	平常時	低予備率アセスメント対象コマ※3
制度適用期間前※1	供給力提供開始時期	容量提供事業者自身が電源等情報に登録した供給力提供開始時期（予定年度）を遵守すること	○	○	—	—
	供給力提供開始期限	電源種ごとに設定された供給力提供開始期限までに供給力を提供開始すること	○	○	—	—
対象実需給年度前※2	容量停止計画の調整	対象実需給年度の2年度前に、本機関又は属地一般送配電事業者が実施する容量停止計画の調整業務において、自らの容量停止計画の調整に応じること	○	○	—	—
	余力活用契約の締結	安定電源のうち、調整機能を有するものについて、属地一般送配電事業者と余力活用に関する契約を締結していること。余力活用に関する契約は、アセスメント対象容量以上の契約容量とし、上げ調整力及び下げ調整力の両方を供出するものであること。なお、運転継続時間が存在する場合、応札時に容量提供事業者が登録した運転継続時間以上とすること	○	—	—	—
対象実需給年度※2	供給力の維持	契約電源をアセスメント対象容量以上の供給力を提供できる状態を維持すること	○	○	○	○
	発電余力の卸電力取引所等への入札	容量停止計画※4が提出されていない時間帯に小売電気事業者等が活用しない発電余力を卸電力取引所等に売り入札すること	○	—	○	○
	電気の供給指示への対応	容量停止計画※4を提出していないコマにおいて、前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断された場合に、属地一般送配電事業者からの電気の供給指示に応じて、ゲートクローズ以降の発電余力を供給力として提供すること	○	—	—	○
	脱炭素燃料の混焼率の達成	脱炭素燃料を使用する電源（バイオマスの新設・リプレイスを除く。）は、契約容量に含まれる脱炭素燃料部分の容量における当該脱炭素燃料による年間の混焼率が、年間最低混焼率を達成すること※5	○	—	○	○
	年間CO ₂ 貯蔵率の達成	既設火力をCCS付火力に改修する電源は、契約容量の発電に伴うCO ₂ 発生量に対するCO ₂ 貯蔵量の割合（CO ₂ 貯蔵率）が、年間最低CO ₂ 貯蔵率を達成すること	○	—	○	○
	年間設備利用率の達成	電源種別、発電方式に応じた年間設備利用率の基準値を達成すること	—	○	○	○
その他	脱炭素化ロードマップの遵守	専燃化に向けた追加投資をロードマップを遵守し実施すること	○	—	○	○
		2050年度中にバイオマス燃料の専焼化が実現していること	○	—	○	○

※1 制度適用期間：供給力提供開始日が属する年度の翌年度から算定される容量確保契約金額を容量収入として得る期間 ※2 対象実需給年度：制度適用期間のうちの特定の1年度（4月1日から翌年3月31日） ※3 前日以降の需給バランス評価によって広域予備率低下に伴う供給力提供の周知対象となったコマ ※4 出力抑制に伴う停止計画は除く ※5 応札年度が2026年度以降の水素・アンモニアを燃料とする電源の場合は、水素社会推進法に基づくCI値の要件を満たした水素・アンモニアで発電した混焼率を達成すること

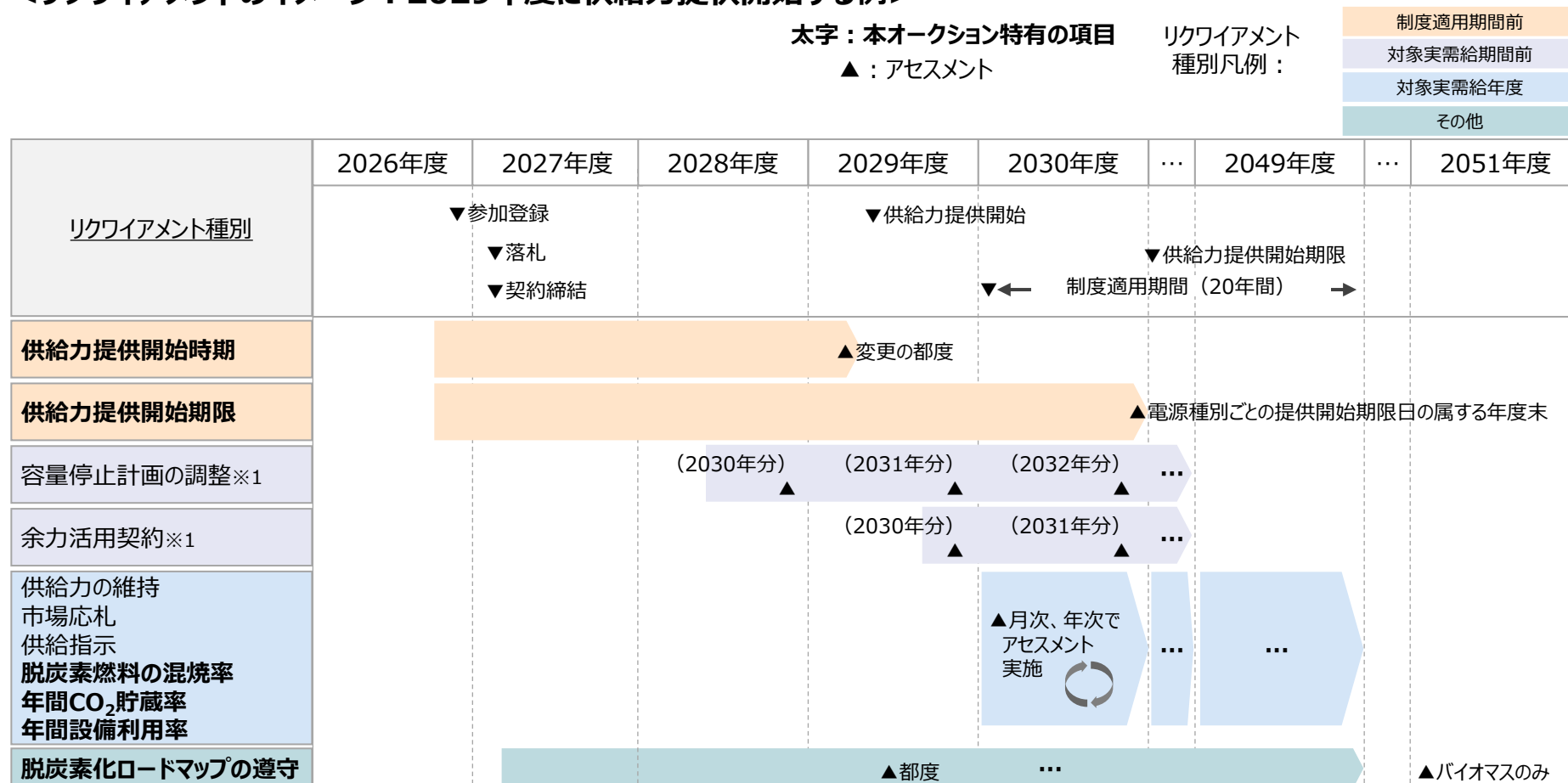
第5章 契約の履行

リクワイアメント・アセスメント・ペナルティの全体像（2/2）

70

- 供給力提供開始の翌年度から制度適用期間となり、リクワイアメント種別ごとの適用時期はアセスメント実施時期によって、「制度適用期間前」、「対象実需給年度前」、「対象実需給年度」、「その他」の4つに分類されます。

<リクワイアメントのイメージ：2029年度に供給力提供開始する例>



第5章 契約の履行

(参考) アセスメント対象容量の考え方

- 例えば、安定電源（蓄電池、揚水、LDES以外）の場合、期待容量算定諸元一覧に記載いただいた「提供する各月の供給力」がアセスメント対象容量となります。
- アセスメント対象容量は月ごとに設定され、制度適用期間（原則20年）の全年度にわたって適用されます。

アセスメント対象容量の考え方

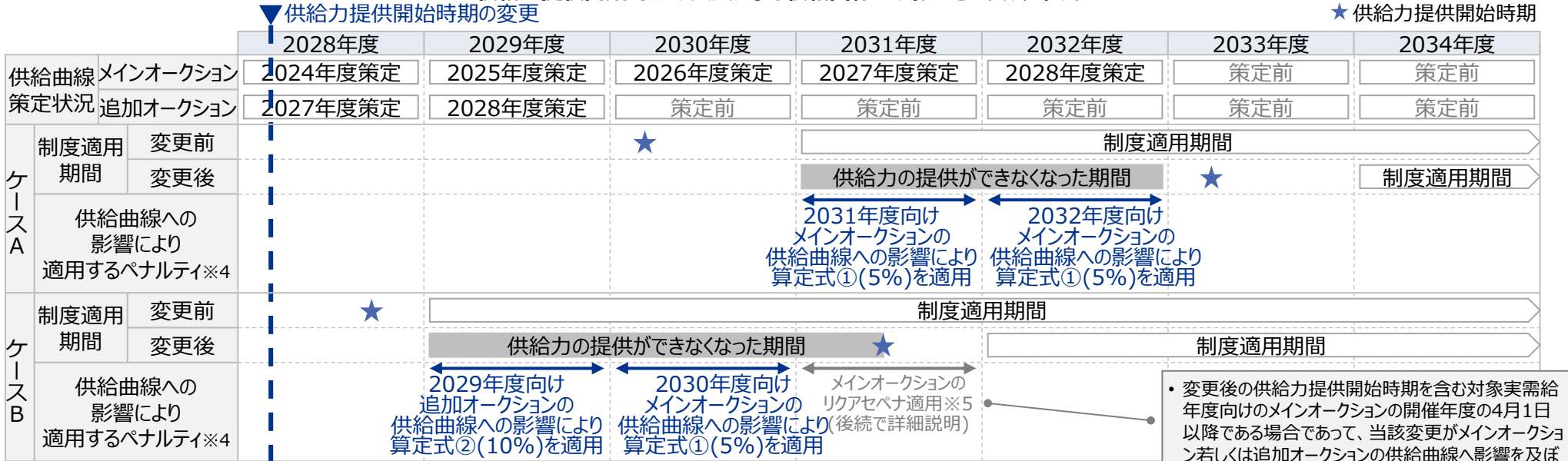
【期待容量算定諸元一覧 安定電源（蓄電池、揚水、LDES以外）の例】

項目	事業者入力												単位
電源等識別番号	0000000000												
容量を提供する 電源等の区分	安定電源												
新設/リプレース等/ 既設火力の改修	新設												
電源種別	一般水力（貯水池式・調整池式）												
エリア名	北海道												
本オークションに 参加可能な設備容量 （送電端）	120,000												kW
各月の供給力の 最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	100,000	108,000	120,000	120,000	108,000	108,000	108,000	120,000	120,000	120,000	108,000	100,000	kW
期待容量	111,667												kW
提供する各月の供給力	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	100,000	105,000	103,000	102,000	102,000	103,000	105,000	105,000	107,000	108,000	108,000	100,000	kW
応札容量	105,000												kW
制度適用期間	20												年間

期待容量算定諸元一覧に記載いただいた「提供する各月の供給力」が
アセスメント対象容量となります。

対象の電源等区分	安定電源/変動電源	適用時期	制度適用期間前
リクワイアメント概要	容量提供事業者自身が電源等情報に登録した供給力提供開始時期(予定年度)を遵守すること。		
アセスメント概要	供給力提供開始時期が含まれる年度の変更による、メインオークション及び追加オークションの供給曲線への影響の範囲を確認します。		
ペナルティ概要	供給力提供開始時期についてメインオークション又は追加オークションの供給曲線に影響を及ぼす変更を行った場合、変更のタイミングに応じてペナルティを科します。※1。 なお、影響を及ぼした対象実需給年度が複数ある場合、複数年度分の上記ペナルティを算定するものとします。		
ペナルティ算定式	【①当該変更がメインオークションの供給曲線へ影響を及ぼした場合】 経済的ペナルティ＝メインオークションの約定価格※2×契約容量※3×ペナルティ（5%） 【②当該変更が追加オークションの供給曲線へ影響を及ぼした場合】 経済的ペナルティ＝メインオークションの約定価格※2×契約容量※3×ペナルティ（10%）		

供給力提供開始時期の変更による供給曲線への影響とペナルティの例



※1 当該供給曲線に契約電源の供給力が見込まれていない場合はペナルティを科さないものとする

※2 供給曲線に影響を及ぼす年度のメインオークションにおける当該電源が立地するエリアの約定価格（円/kW）

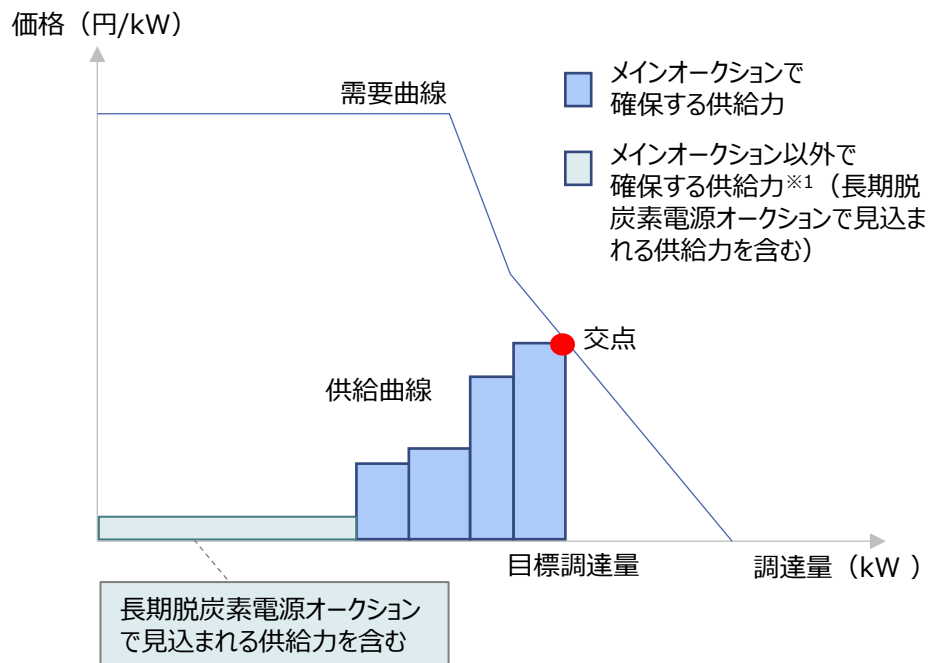
※3 電源差替を行った場合は、差替を行った容量を除く

※4 供給曲線に影響したすべての年度でペナルティを算定し、合計する

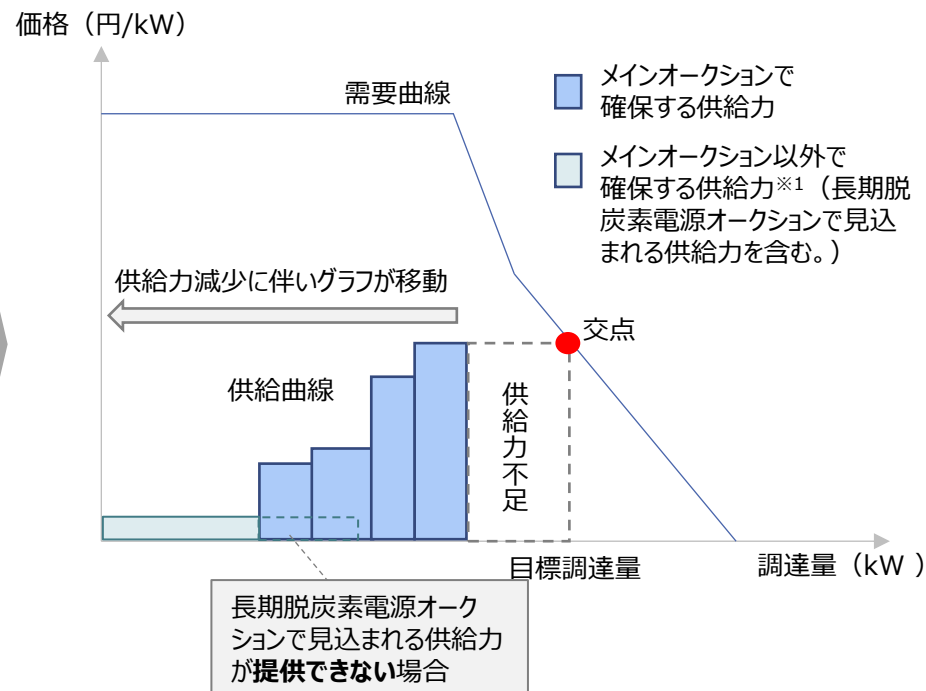
※5 メインオークション若しくは追加オークションの供給曲線へ影響を及ぼした場合でも、算定式①と算定式②の経済的ペナルティは科さない

- 全国の需要曲線に対し、メインオークションにおける応札価格が低い順に電源等を並べ、供給曲線を作成します。
 - 供給曲線に織り込むメインオークション以外で確保する供給力には、当該実需給年度に本オークションで見込まれる供給力を含みます。
- 本オークションで見込まれる供給力が提供できなくなった場合、目標調達量に対し供給力が不足し、作成した供給曲線に影響を及ぼす可能性があります。

供給曲線作成のイメージ



供給力減少に伴い供給曲線へ影響する際のイメージ



第5章 契約の履行

(参考) 供給力提供開始時期の変更に伴って適用する約定単価とリクワイアメント

74

- 供給力提供開始時期の変更に伴いメインオークション若しくは追加オークションの供給曲線へ影響を及ぼした場合、変更後の供給力提供開始年度については4月1日から供給力の提供を開始する前提で、当該メインオークションにおける契約電源が立地するエリアの約定単価及びリクワイアメント・アセスメント・ペナルティ※1を適用します。

			2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度
変更前			▲ 供給力提供開始 (変更前) 制度適用期間						
変更後			★ 供給力提供開始時期の変更 ▲ 供給力提供開始 (変更後) 制度適用期間 供給力提供開始時期のペナルティ メインオークションのリクアセバ適用※2						
変更前 リクワイアメント	長期脱炭素電源 オークション	容量停止計画の調整	2029年度分 (停止計画調整)		2030年度分 (停止計画調整)	2031年度分 (停止計画調整)	2032年度分 (停止計画調整)	2033年度分 (停止計画調整)	2034年度分 (停止計画調整)
		余力活用契約の締結	2029年度分 (余力活用契約)		2030年度分 (余力活用契約)	2031年度分 (余力活用契約)	2032年度分 (余力活用契約)	2033年度分 (余力活用契約)	2033年度分 (余力活用契約)
		実需給期間のリクアセ	2029年度分 (実需給リクアセ)		2030年度分 (実需給リクアセ)	2031年度分 (実需給リクアセ)	2032年度分 (実需給リクアセ)	2033年度分 (実需給リクアセ)	2032年度分 (実需給リクアセ)
変更後 リクワイアメント	長期脱炭素電源 オークション	容量停止計画の調整				2032年度分 (停止計画調整)	2033年度分 (停止計画調整)	2034年度分 (停止計画調整)	
		余力活用契約の締結					2032年度分※5 (余力活用契約)	2033年度分 (余力活用契約)	
		実需給期間のリクアセ							2032年度分 (実需給リクアセ)
	メイン オークション	容量停止計画の調整	変更後の供給力提供開始年度(2031年度)の 4月1日から供給力の提供を開始する前提で※3、 当該メインオークションにおける契約電源が 立地するエリアの約定単価 (円/kW) 及び リクワイアメント・アセスメント・ペナルティを適用					2031年度分※4 (停止計画調整)	
		余力活用契約の締結						2031年度分※5 (余力活用契約)	
		実需給期間のリクアセ						2031年度分※4 (実需給リクアセ)	

※1 メインオークションの約款第14条から20条が適用される

※2 変更後の供給力提供開始年度は、他市場収益の還付の対象外となる

※3 当該年度は、4月分からメインオークションの約定単価を適用した容量収入を得られるが、4月1日から供給力提供を開始することは必須ではない。ただし、リクワイアメント未達成の場合はペナルティが科される

※4 当該年度における運転開始前の供給力を提供できない期間については計画停止とみなし、出力停止分を容量停止計画として提出すること(「容量停止計画の調整」及び「供給力の維持」で提出する容量停止計画)

※5 当該年度において容量提供事業者が余力活用に関する契約を締結していない場合は、やむを得ない理由として取り扱われ、アセスメント結果は合格となる。ただし、制度適用期間開始までに余力活用契約の締結は必須となる

対象の電源等区分	安定電源/変動電源	適用時期	制度適用期間前
リクワイアメント概要	電源種ごとに設定された供給力提供開始期限までに供給力の提供を開始すること。		
アセスメント概要	供給力提供開始日が電源種ごとに設定された供給力提供開始期限を超過していないことを確認します。		
ペナルティ概要	電源種ごとに設定された供給力提供開始期限を超過した場合、超過した期間※1分、容量確保契約金額（各年）を容量収入として得られる期間を短縮します。 約款第6条に基づき算定される容量確保契約金額（各年）を容量収入として得られる期間終了後の制度適用期間における容量確保契約金額（各年）の契約単価は、各対象実需給年度のメインオークションにおける当該電源が立地するエリアの約定価格とし、他市場収益の還付の対象外とします。 なお、供給力提供開始期限を超過した場合も、制度適用期間は供給力を提供する義務が生じるため、制度適用期間中は本オークションに係るリクワイアメントの達成が求められます。		
ペナルティ算定式	－		

供給力提供開始期限を超過した際に適用される単価、他市場収益の還付及びリクワイアメントの扱い

	供給力提供開始期限	供給力提供開始
	2年	18年
	開始期限の超過	容量確保契約金額（各年）を容量収入として得られる期間
制度適用期間	対象外	制度適用期間
適用される単価	-	本オークションの容量確保契約金額の契約単価
他市場収益の還付の有無	無	有
課されるリクワイアメントの内容	無	本オークションのリクワイアメント

第5章 契約の履行

(参考) 電源種ごとの供給力提供開始期限

■ 電源種ごとに供給力提供開始期限が設定されています。なお、供給力提供開始期限の起算日は契約締結日とします。

電源種ごとの供給力提供開始期限	
電源種	供給力提供開始期限※1※2※3
太陽光	5年（法・条例アセス済の場合：3年）後の日が属する年度の末日
風力、地熱	8年（法・条例アセス済の場合：4年）後の日が属する年度の末日
水力（揚水式を含む）	12年（法・条例アセス済の場合：8年）後の日が属する年度の末日 多目的ダム併設型についてはダム建設の遅れを別途考慮
バイオマス専焼、水素混焼のLNG、水素専焼、アンモニア専焼、既設火力の改修（水素・アンモニア混焼・専焼、バイオマス専焼、CCS付火力）	11年（法・条例アセス済・不要の場合：7年）後の日が属する年度の末日
原子力	17年（法・条例アセス済の場合：12年）後の日が属する年度の末日
蓄電池	4年後の日が属する年度の末日
長期エネルギー貯蔵システム	【応札年度:2026年度】 7年後の日が属する年度の末日 【応札年度:2025年度】 4年後の日が属する年度の末日
LNG専焼火力	【応札年度:2026年度】 11年（法・条例アセス済・不要の場合：7年）後の日が属する年度の末日 【応札年度:2024～2025年度】 8年後の日が属する年度の末日 【応札年度:2023年度】 6年後の日が属する年度の末日

※1 価格差に着目した支援制度・拠点整備支援制度又はCCS事業への投資を促すための支援制度の全部又は一部の支援を前提に本オークションに参加する場合は、本オークションでの落札に伴う契約締結後、3年以内に前提とした全ての制度の適用を受けることが決定した日（3年を超える場合、本オークションでの落札に伴う契約締結日から起算して3年目の日）

※2 海外の環境アセスメントも、法・条例アセスに含まれる

※3 環境影響評価法又は環境影響評価に係る条例の定めにおける、環境影響評価書の公告を実施した年度を環境アセスメント完了年度とする。なお、電源等情報の登録受付期間期間終了までに環境影響評価書の公告を実施した場合は法・条例アセス済と扱う

第5章 契約の履行
リクワイアメント・アセスメント・ペナルティの各項目（③ 容量停止計画の調整）

対象の電源等区分	安定電源/変動電源	適用時期	対象実需給年度前
リクワイアメント概要	対象実需給年度の2年度前に、本機関又は属地一般送配電事業者が実施する容量停止計画の調整業務において、約款第9条第1項に基づく自らの容量停止計画の調整に応じること。		
アセスメント概要	容量停止計画の調整を行った結果、容量停止計画の調整に応じられず、追加設備量を利用する月及び供給信頼度確保へ影響を与える月に、容量停止計画を予定している電源を調整不調電源とします。		
ペナルティ概要	調整不調電源の調整不調の結果として生じる供給力の不足量、及び調整不調となった日数に応じて、以下の経済的ペナルティを科します。※1※2		
ペナルティ算定式	$\text{経済的ペナルティ} = \text{契約単価}_{※3} \times \text{契約容量} \times \text{減額率 (A)} \times \text{調整不調日数 (B)}$ (A) 減額率 = 追加設備量_{※4}を利用する場合の減額率 (A-①) + 供給信頼度確保に影響を与える場合の減額率 (A-②) (A-①)追加設備量を利用する場合の減額率 = $0.3\%/\text{日} \times (\text{追加設備量を利用する容量} / \text{追加設備量}) \times (\text{追加設備量を利用する容量} / \text{停止対象容量})$ (A-②)供給信頼度確保に影響を与える場合の減額率 = $0.6\%/\text{日} \times (\text{供給信頼度確保に影響を与える容量} / \text{停止対象容量})$ (B) 調整不調日数 = 出力可能容量に関する補正率 (B-①) $\times$ 1 か月の日数 (B-①)出力可能容量に関する補正率 = $(1 - \text{出力可能容量} / \text{応札単位のアセスメント対象容量})$		

容量停止計画の調整手順

1

容量停止計画の取りまとめ
本機関は対象実需給年度の2年前に電源の容量停止計画を取りまとめます。

2

時期の調整依頼
容量停止計画の調整が必要な場合、本機関又は一般送配電事業者は、調整が必要な時期に容量停止計画を予定している容量提供事業者時期の調整を依頼します。

3

調整不調電源の決定
追加設備量を利用する場合及び供給信頼度確保へ影響を与える月に、容量停止計画の調整に応じられなかった電源を調整不調電源とします。

調整不調の日数の考え方

例：提出した計画停止期間の10月が供給信頼度の基準を満たしていない月であったため、作業期間の変更調整を行った結果、一部10月作業を回避できなかった場合

	9月	10月
容量提供事業者 が提出した計画停止期間		10/1～10/31 供給力信頼度の基準を満たしていない月のため 作業期間の調整を依頼：10/1～10/31
容量提供事業者 が調整し提出した 計画停止期間	9/4～10/5	一部10月停止作業を回避できない場合 調整不調の日数：10/1～10/5

※1 容量停止計画の調整ができなかった事由が合理的と認められる場合や、送配電設備の停止等により属地一般送配電事業者と容量停止計画の調整を実施した場合は、経済的ペナルティの対象外とする場合がある

※2 容量停止計画の調整以降に、容量提供事業者の事由による停止期間の追加、変更により供給信頼度確保へ影響を与える場合には、上記で算定される額を1.5倍した経済的ペナルティを科す場合がある

※3 対象実需給年度の契約単価又は約款第15条に基づく供給力提供開始年度のメインオークションの契約電源が立地するエリアの約定単価

※4 電源が一定の年間停止可能量を確保するために容量オークションで追加的に確保する供給設備量

第5章 契約の履行 (参考) 容量停止計画の対象

- 約款第9条第1項に定める容量停止計画の対象は電源等の維持・運営に必要な作業、流通設備の作業等、地方自治体との協定の履行に伴い出力停止する場合があります。
- 対象実需給年度の2年度前に提出する容量停止計画は、「電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン」における発電設備の定期補修及び中間補修に該当するものです。
- 対象実需給年度に提出する容量停止計画は、事故による供給力の低下、日数が短く休日等の軽負荷時に実施される作業等を含む電源等の停止・出力低下も該当します。

↔: 対象実需給年度2年度前時点で計画されている作業期間

↔: 対象実需給年度中に発生した事故による供給力の低下、日数が短く休日等の軽負荷時に実施される作業等の期間

容量停止計画の対象※1	提出時期	対象実需給年度の容量停止計画（例）																				
		4月	5月	6月	7月	8月	9月										10月	11月	12月	1月	2月	3月
		1日	...	13日	14日	15日	16日	17日	...	30日												
電源等の維持・運営に必要な作業に伴う出力停止等※2,3	対象実需給年度2年度前		↔																			
	対象実需給年度中		↔					↔		↔												
流通設備作業等に伴う出力停止等 ※高圧及び低圧等の流通設備作業は除く	対象実需給年度2年度前																↔					
	対象実需給年度中	↔								↔							↔					
地元自治体との協定等の履行に伴う出力停止等	対象実需給年度2年度前																					↔
	対象実需給年度中		↔																			↔

※1 蓄電池の充放電時間及び充放電回数の制約に伴う停止については容量停止計画の対象外とする

※2 供給力提供開始年度にメインオークションのリクワイアメント・アセスメント・ペナルティが適用される場合において、運転開始前の供給力を提供できない期間を含む

※3 定期補修及び中間補修は、付帯作業等も考慮した補修日数とする

対象の電源等区分	安定電源（調整機能を有するもの）	適用時期	対象実需給年度前
リクワイアメント概要	安定電源のうち、調整機能を有するものについて、属地一般送配電事業者と余力活用に関する契約を締結していること。余力活用に関する契約は、アセスメント対象容量以上の契約容量とし、上げ調整力及び下げ調整力の両方を供出するものであること。運転継続時間が存在する場合、応札時に容量提供事業者が登録した運転継続時間以上とすること。なお、やむを得ない理由がある場合を除き、余力の提供において、上記の契約容量や運転継続時間を制限することは認めない。		
アセスメント概要	調整機能を有する契約電源について、属地一般送配電事業者と約款第16条第1項(2)に定める余力活用に関する契約を締結しているかを確認します。		
ペナルティ概要	調整機能を有する契約電源について、属地一般送配電事業者と約款第16条第1項(2)に定める余力活用に関する契約を締結しない、又は制度適用期間において当該契約を解約した場合、当該契約電源の契約容量の全てを約款第11条に示す市場退出とし、約款第12条に示す市場退出時の経済的ペナルティを科します。 なお、やむを得ない事由があると本機関が認めた場合、当該電源等情報の調整機能を無に変更した上で、本号のペナルティを科さない場合があります。		
ペナルティ算定式	－		

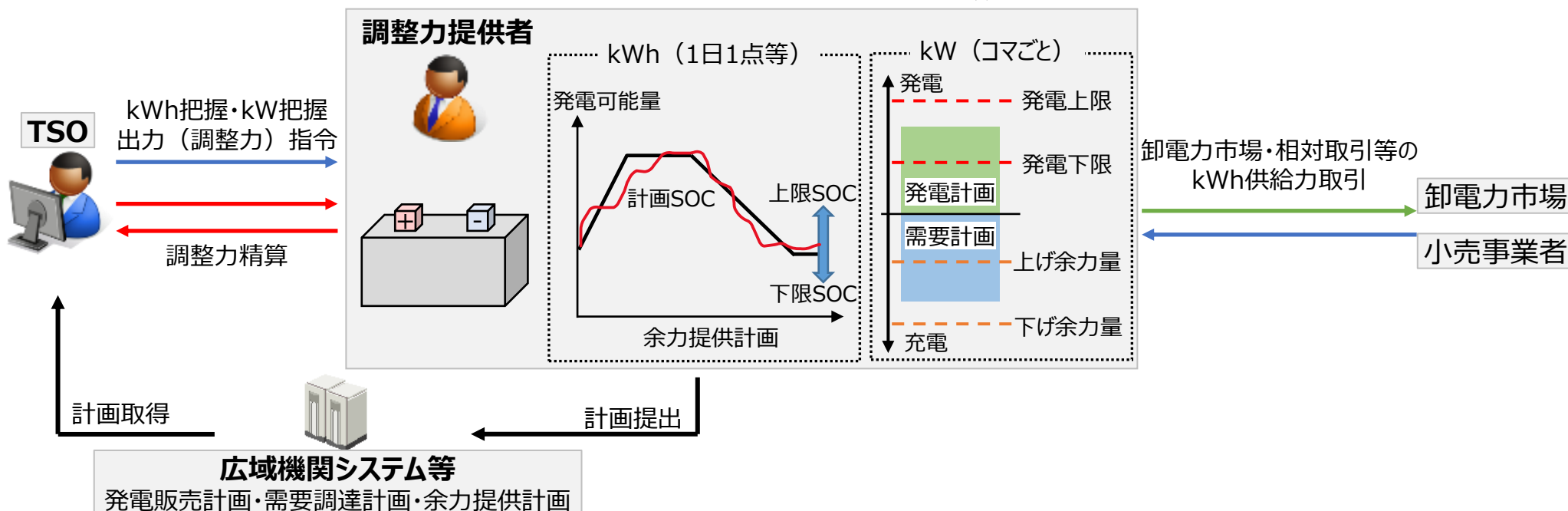
アセスメント実施頻度およびリクワイアメント未達成の扱い

	X-1年度	X年度	X+1年度	X+2年度	...	X+18年度	X+19年度※
制度適用期間	X年度の 対象実需給 年度前	制度適用期間				...	
アセスメント 実施頻度	アセスメント (契約締結時)	アセスメント (契約更新時)	アセスメント (契約更新時)	アセスメント (契約更新時)		アセスメント (契約更新時)	

(参考) 余力活用契約におけるストレージ式運用について

- 揚水式水力、蓄電池及び長期エネルギー貯蔵システムは、原則専用線^{※1}による調整機能の具備を求めており、電力需要や再エネ出力に応じて、柔軟に運用（電力の供給・余剰電力の吸収）することが期待されています。
- そのため、原則、本オークションの揚水式水力、蓄電池及び長期エネルギー貯蔵システムには、TSOが専用線オンラインを通じて取得するリアルタイムの発電出力（kW）や発電可能kWh等を把握しながら、出力調整を行う（以下「ストレージ式運用^{※1}」という。）余力の運用が求められます。
- 詳細な運用、データ連携方法、ストレージ式運用の開始時期等については、属地一般送配電事業者^{※3}にご確認の上、対応してください。

蓄電池を例にしたストレージ式運用のイメージ^{※2}



※1 10万kW未満のうち、光ケーブル回線で施工できない設備については簡易指令システムを認めており、充放電可能量等の情報を取得する機能を具備しないため、ストレージ式運用の対象外

※2 第105回 調整力及び需給バランス評価等に関する委員会 資料2「今後の蓄電池の余力活用契約における運用について」を元に作成

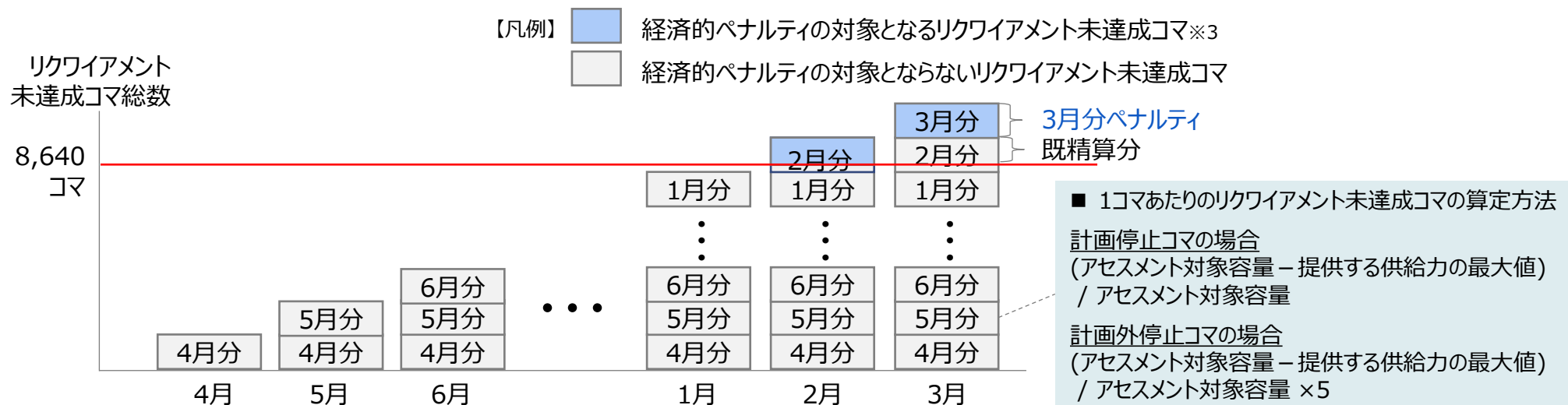
(https://www.occto.or.jp/iinkai/chousei_jukyu/105.html)

※3 一般社団法人送配電網協議会のウェブサイト (<https://www.tdgc.jp/yoryoku/outline/>) を参照の上、各一般送配電事業者にお問合せください

リクワイアメント・アセスメント・ペナルティの各項目（⑤ 供給力の維持）

対象の電源等区分	安定電源/変動電源	適用時期	対象実需給年度
リクワイアメント概要	対象実需給年度において、契約電源をアセスメント対象容量以上の供給力を提供できる状態を維持すること。 ただし、約款第9条第1項に基づく容量停止計画※1を提出する場合は、8,640コマ※2（180日相当）を上限に、契約電源の停止又はアセスメント対象容量以下の出力を認めるものとします。		
アセスメント概要	年間停止コマ相当数により、供給力を提供できる状態をどの程度まで維持していたかを確認します。 年間停止コマ相当数 = 計画停止コマ相当数 + （計画外停止コマ相当数 × 5）		
ペナルティ概要	年間停止コマ相当数に応じて、経済的ペナルティを科します。		
ペナルティ算定式	経済的ペナルティ（円） = 容量確保契約金額（各年） × （年間停止コマ相当数 − 8,640） × 0.0125（％）		

経済的ペナルティの対象となるコマ数のイメージ



※1 容量停止計画の対象：電源等の維持・運営に必要な作業に伴い出力停止等する場合、及び、流通設備作業等に伴い出力停止等する場合（高圧及び低圧等の流通設備作業は除く）、並びに、地元自治体との協定等の履行に伴い出力停止等する場合

※2 1コマ=30分（48コマ/日）

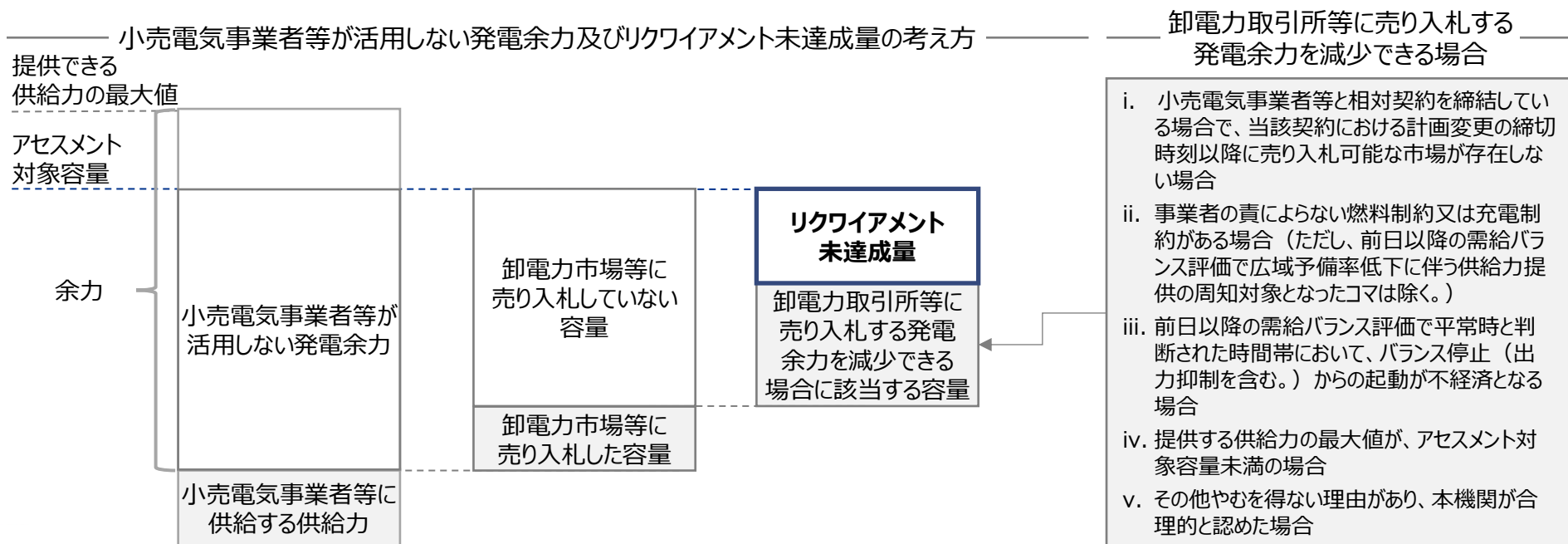
※3 容量停止計画が計画的に提出されていない場合、リクワイアメント未達成コマに5を乗じる場合がある

第5章 契約の履行

リクワイアメント・アセスメント・ペナルティの各項目（⑥ 市場応札）

82

対象の電源等区分	安定電源	適用時期	対象実需給年度
リクワイアメント概要	対象実需給年度において、容量停止計画が提出されていない時間帯に小売電気事業者等が活用しない発電余力を卸電力取引所等※1に売り入札すること。		
アセスメント概要	容量停止計画が提出されていない時間帯に、小売電気事業者等が活用しない発電余力を全て卸電力取引所等に売り入札しているかを確認します。		
ペナルティ概要	前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断された場合に、卸電力取引所等に売り入札していない小売電気事業者等が活用しない発電余力に対して、経済的ペナルティを科します。		
ペナルティ算定式	$\text{経済的ペナルティ（円）} = \frac{\text{リクワイアメント未達成量（kWh）}}{\text{容量確保契約容量（kW）} \times \text{1年間で低予備率アセスメント対象コマに該当すると想定される時間（h）} \times 2} \times \text{容量確保契約金額（円）}$		

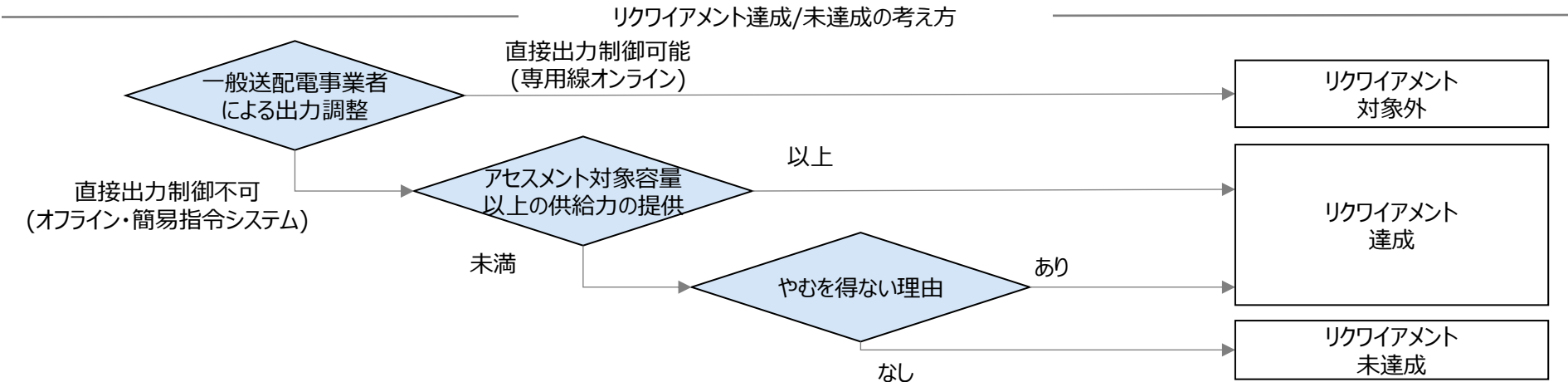


※1 卸電力取引所及び需給調整市場を指す

※2 具体的な数字は対象実需給年度のメインオークションの募集要綱を参照

リクワイアメント・アセスメント・ペナルティの各項目（⑦ 供給指示への対応）

対象の電源等区分	安定電源	適用時期	対象実需給年度
リクワイアメント概要	対象実需給年度の容量停止計画を提出していないコマにおいて、前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断された場合に、属地一般送配電事業者からの電気の供給指示に応じて、ゲートクローズ以降の発電余力を供給力として提供すること※1。		
アセスメント概要	前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断され、かつ、属地一般送配電事業者からの電気の供給指示があった場合に、対応状況を確認します。 アセスメント対象容量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が正となる場合※2、原則として、この値をリクワイアメント未達成量※3と判断します。 ・リクワイアメント未達成量 = アセスメント対象容量 - 発電量調整受電電力量		
ペナルティ概要	属地一般送配電事業者から電気の供給指示があった際に、その指示に応じた電気を供給していないと本機関が判断した場合、リクワイアメント未達成量に対して、経済的ペナルティを科します。		
ペナルティ算定式	$\text{経済的ペナルティ（円）} = \frac{\text{リクワイアメント未達成量（kWh）} \times \text{容量確保契約金額（各年）}}{\text{容量確保契約容量(kW)} \times \text{1年間で低予備率アセスメント対象コマに該当すると想定される時間(h)} \times 4$		



※1 属地一般送配電事業者との間で給電申合書等が締結されていない場合、属地一般送配電事業者と専用線オンラインで接続され、かつ、直接的に出力を制御できる電源の場合及びその他、やむを得ない理由があり、本機関が合理的と認めた場合はこの限りではない

※2 負値となる場合は零とする

※3 出力抑制に伴う容量停止計画が提出されている時間帯は提供する供給力の最大値とする

※4 具体的な数字は対象実需給年度のメインオークションの募集要綱を参照

第5章 契約の履行

(参考) 本オークションにおける供給力供出の考え方

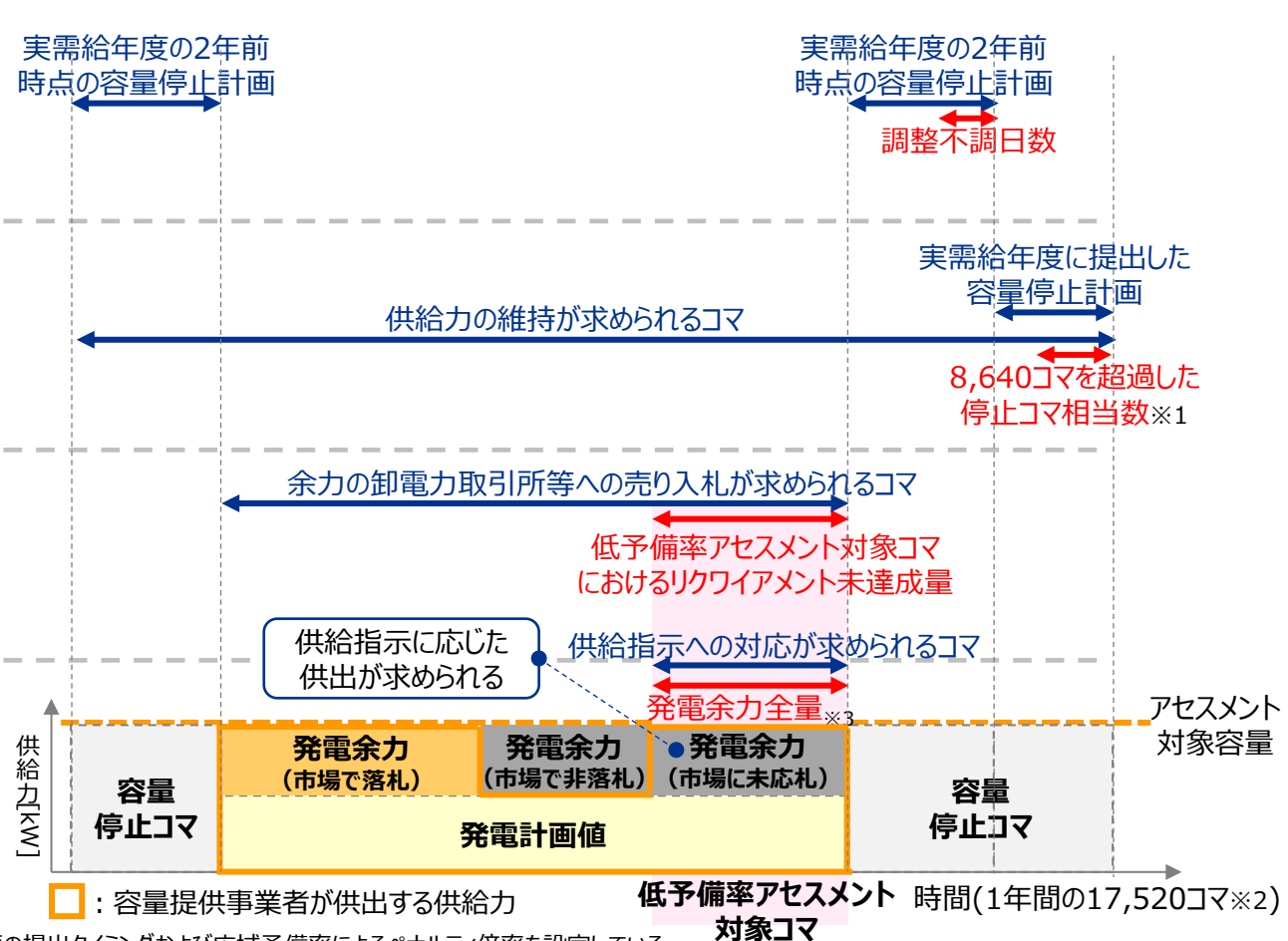
84

- 本オークションの目的である安定供給上のリスク抑制にあたり、契約電源による供給力の供出を義務付けていることを踏まえ、対象実需給年度に向けたリクワイアメント・アセスメント・ペナルティを設定しています。

リクワイアメントとペナルティの関係性

- R:【容量停止計画の調整】**
容量停止計画を提出の上、自らの容量停止計画の調整に応じること
- P: 調整不調日数に応じた容量確保契約金額の経済的ペナルティ**
- R:【供給力の維持】**
アセスメント対象容量以上の供給力を提供できる状態を維持すること(容量停止計画を提出する場合は8,640コマを上限に出力抑制を認める)
- P: 8,640コマを超過した停止コマ相当数※1に応じた経済的ペナルティ**
- R:【発電余力の卸電力取引所等への入札】**
容量停止計画が提出されていない時間帯に、発電余力を卸電力取引所等へ売り入札すること
- P: 低予備率アセスメント対象コマにおけるリクワイアメント未達成量に応じた経済的ペナルティ**
- R:【電気の供給指示への対応】**
低予備率アセスメント対象コマにおいて、属地一般送配電事業者からの供給指示に応じること
- P: 供給指示に応じていない場合、発電余力の全量※3に対する経済的ペナルティ**
- (凡例) R:リクワイアメント、P:ペナルティ

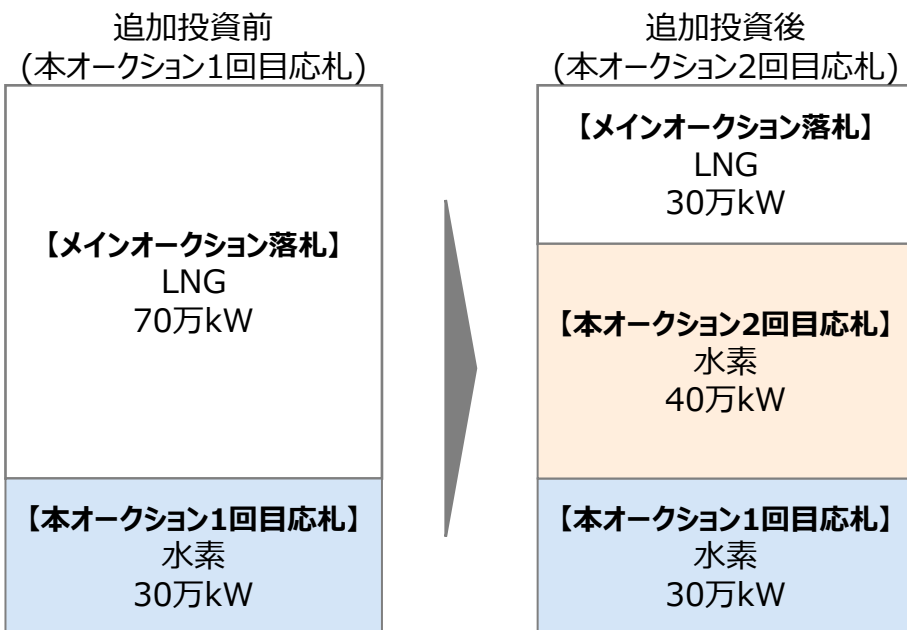
供給力供出とコマごとのリクワイアメント・ペナルティの関係イメージ



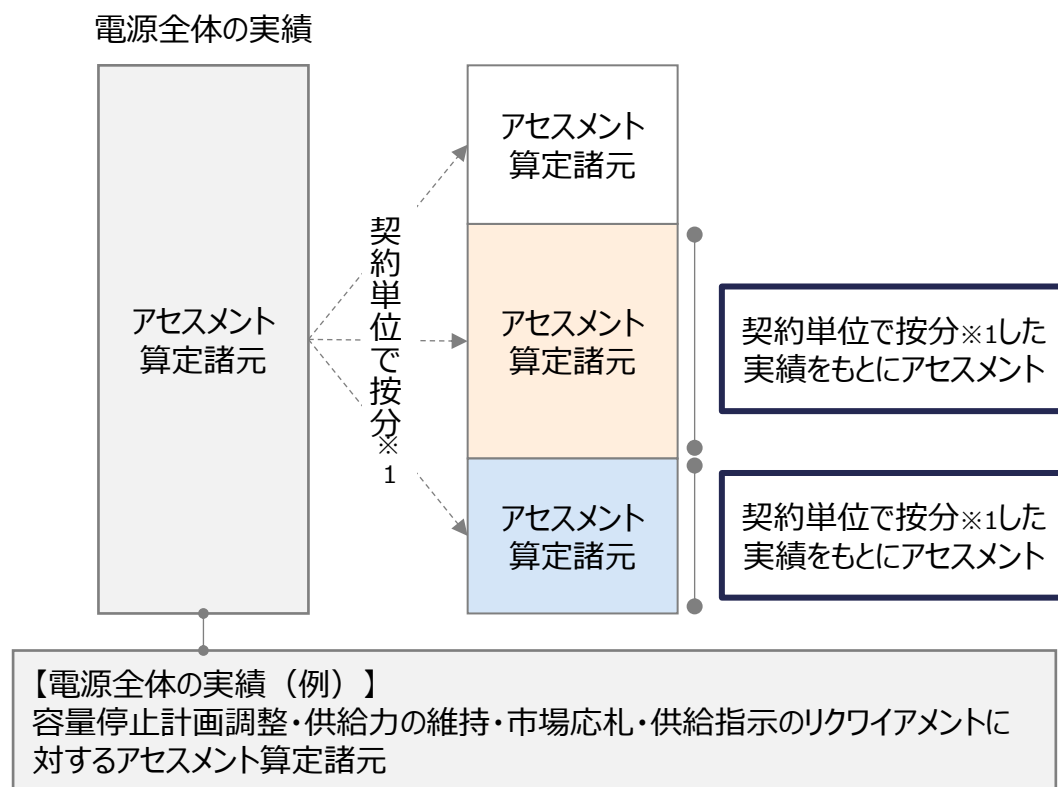
- ※1 容量停止計画の提出タイミングおよび広域予備率によるペナルティ倍率を設定している
- ※2 蓄電池・揚水式水力・LDESは、各月の発電可能時間[h/日]×2[コマ/h]×365[日/年]を分母として扱う
- ※3 リクワイアメント未達成量はアセスメント対象容量と発電量調整受電電力量の差分となります

- 容量オークションにおける契約容量が複数存在する混焼火力及びCCS付火力の電源は、アセスメント算定諸元を契約単位で按分※1しアセスメントを行います※2。
- 電源全体の実績に対して契約容量で按分するアセスメント実施方法は、対象実需給年度のリクワイアメントに加え、対象実需給年度前のリクワイアメントである容量停止計画の調整についても適用されます。

1電源に複数の契約容量を持つ電源のイメージ



契約単位でアセスメントを行う際の按分方法※1



対象の電源等区分	安定電源（脱炭素燃料を使用する電源）	適用時期	対象実需給年度
リクワイアメント概要	脱炭素燃料※1を使用する電源（バイオマスの新設・リプレースを除く）は、契約容量に含まれる脱炭素燃料部分※2の容量における当該脱炭素燃料による年間の混焼率が、年間最低混焼率を達成すること。ただし、応札年度が2026年度以降の水素・アンモニアを燃料とする電源については、水素社会推進法に基づくCI値の要件を満たした水素・アンモニアで発電した混焼率を達成することを求めます※3。 年間最低混焼率は年間設備利用率※4に応じて算定します。なお、バイオマス専焼電源（新設・リプレースを除く）については、年間設備利用率によらず年間最低混焼率70%を求めます。 i. 年間設備利用率が40%以下の場合 年間最低混焼率 = 70% ii. 年間設備利用率が40%を超える場合 年間最低混焼率 = （ 2,800 / （年間設備利用率 × 100） ） %		
アセスメント概要	脱炭素燃料を使用する電源（バイオマスの新設・リプレースを除く）の混焼率がリクワイアメント概要に定める基準以上であることを確認します。 ① 水素、アンモニアを燃料とする電源の場合※5 混焼率 (高位発熱量ベース) = 契約容量に含まれる脱炭素燃料部分の容量における 脱炭素燃料から生じた高位発熱量(A) 契約容量に含まれる脱炭素燃料部分の容量における 全燃料から生じた高位発熱量合計(B) × 水素社会推進法に基づく CI値の要件を満たす水素・アンモニアの量(C) 対象実需給年度中に取得した 水素・アンモニアの量(D) × 100 ② バイオマスを燃料とする電源の場合 混焼率 (高位発熱量ベース) = 契約容量に含まれる脱炭素燃料部分の容量における 脱炭素燃料から生じた高位発熱量(A) 契約容量に含まれる脱炭素燃料部分の容量における 全燃料から生じた高位発熱量合計(B) × 100		

※1 バイオマス、アンモニア、水素

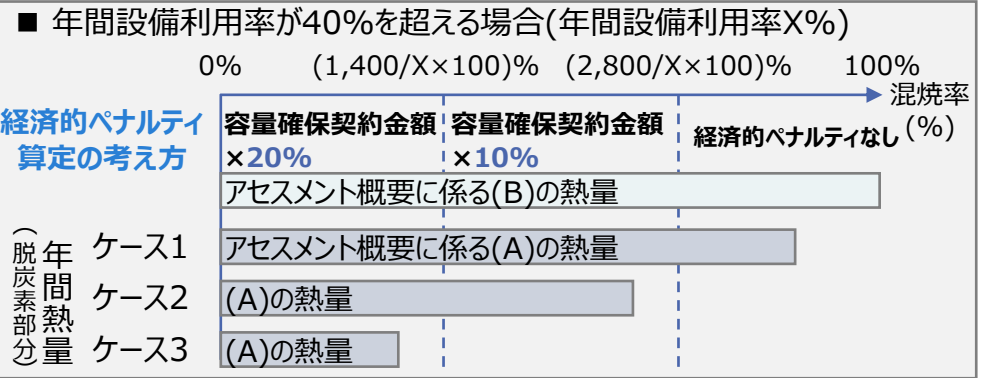
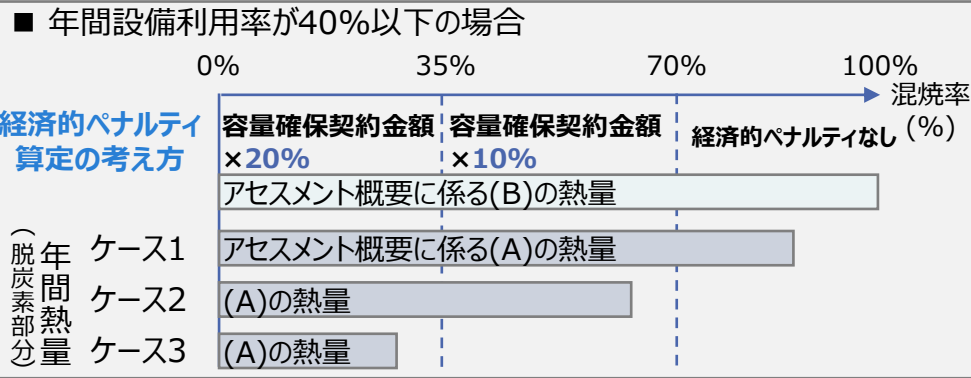
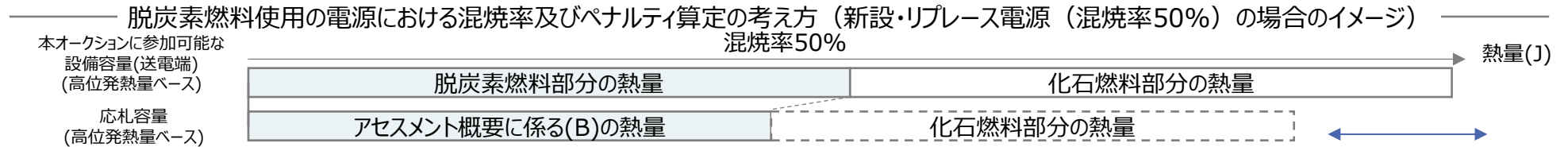
※2 高位発熱量ベースで脱炭素燃料を定格出力で90%以上を混焼して発電する火力電源が、本オークションにおいて専焼の火力電源として契約している場合は、実際の混焼率によらず専焼として扱い、化石燃料部分を含む

※3 CI値達成率の詳細な算定方法は、資源エネルギー庁ホームページにて公表される方法に従うものとする

※4 年間設備利用率 = 年間発電電力量（送電端） / （設備容量（送電端） × 暦時間数）

※5 応札年度が2025年度以前の電源については、（水素社会推進法に基づくCI値の要件を満たす水素・アンモニアの量 / 対象実需給年度中に取得した水素・アンモニアの量）を1とする

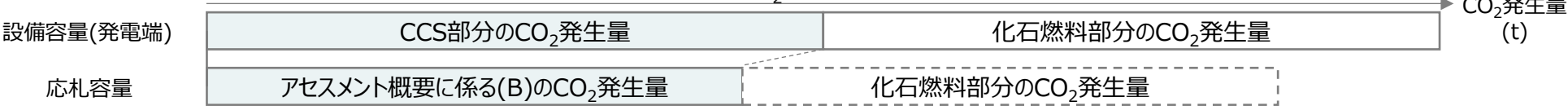
ペナルティ概要	脱炭素燃料を使用する電源（バイオマスの新設・リプレイス除く）の混焼率がリクワイアメント概要に定める基準未満の場合、達成度合いに応じて経済的ペナルティを科します。バイオマス専焼電源（新設・リプレイスを除く）については、年間設備利用率によらず年間設備利用率が40%以下として扱います。なお、合理的な理由なく、継続的に混焼率が著しく低くなる場合には、重大な違反行為とし、約款第33条第3項に示す契約の解除とします。
ペナルティ算定式	年間設備利用率と当該脱炭素燃料による混焼率の結果年間に応じて、以下の算定式を適用します。 i. 年間設備利用率が40%以下の場合 (ア) 当該脱炭素燃料による混焼率（高位発熱量ベース）が35%以上70%未満の場合 経済的ペナルティ = 容量確保契約金額（各年） × 10% (イ) 当該脱炭素燃料による混焼率（高位発熱量ベース）が35%未満の場合 経済的ペナルティ = 容量確保契約金額（各年） × 20% ii. 年間設備利用率が40%を超える場合 (ア) 当該脱炭素燃料による混焼率（高位発熱量ベース）が（ 1,400 / （年間設備利用率×100） ） %以上（ 2,800 / （年間設備利用率×100） ） %未満の場合 経済的ペナルティ = 容量確保契約金額（各年） × 10% (イ) 当該脱炭素燃料による混焼率（高位発熱量ベース）が（ 1,400 / （年間設備利用率×100） ） %未満の場合 経済的ペナルティ = 容量確保契約金額（各年） × 20%



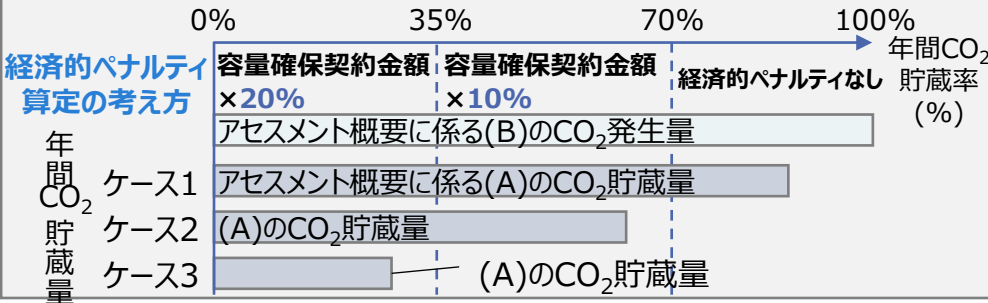
リクワイアメント・アセスメント・ペナルティの各項目（⑨ 年間CO₂貯蔵率）

対象の電源等区分	安定電源（CCS付火力）	適用時期	対象実需給年度
リクワイアメント概要	既設火力を CCS 付火力に改修する電源は、契約容量の発電に伴うCO ₂ 発生量※1に対するCO ₂ 貯蔵量※2の割合（以下「年間CO ₂ 貯蔵率」）が、年間最低CO ₂ 貯蔵率を達成すること。なお、年間最低CO ₂ 貯蔵率は年間設備利用率※3に応じて算定します。		
アセスメント概要	既設火力をCCS付火力に改修する電源の年間CO ₂ 貯蔵率が約款第19条第1号(5)に定める基準以上であることを確認します。 年間CO ₂ 貯蔵率 = $\frac{\text{契約容量における CO}_2\text{貯蔵量(A)}}{\text{契約容量の発電に伴う CO}_2\text{発生量(B)}} \times 100$		
ペナルティ概要	既設火力をCCS付火力に改修する電源の年間CO ₂ 貯蔵率が約款第19条第1号(5)に定める基準未滿の場合、年間設備利用率と達成度合いに応じて経済的ペナルティを科します。なお、合理的な理由なく、継続的に年間CO ₂ 貯蔵率が著しく低くなる場合には、重大な違反行為とし、約款第33条第3項に示す契約の解除とします。		
ペナルティ算定式	年間設備利用率と年間CO ₂ 貯蔵率の結果に応じて、以下の算定式を適用します。 ①経済的ペナルティ＝容量確保契約金額（各年）× ペナルティ（10%） ②経済的ペナルティ＝容量確保契約金額（各年）× ペナルティ（20%）		

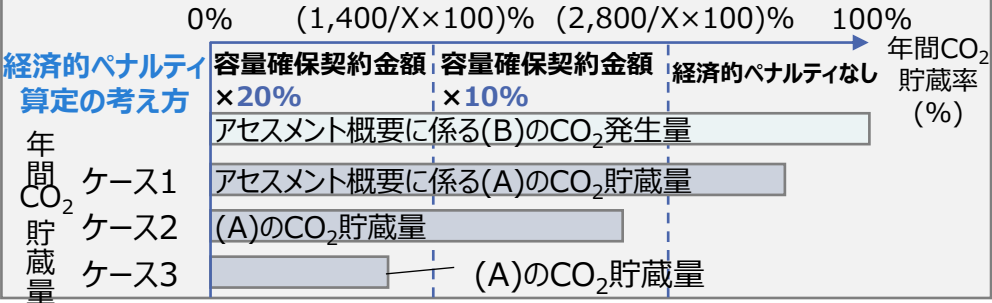
CCS付火力におけるCO₂貯蔵率およびペナルティ算定の考え方（CO₂回収率50%）の場合のイメージ



■ 年間設備利用率が40%以下の場合



■ 年間設備利用率が40%を超える場合(年間設備利用率X%)



※1 電気のエネルギー源としての化石燃料の利用に伴って発生するCO₂に限る。所内率分の発電に伴って発生するCO₂や、CO₂の分離回収に使用する蒸気を発生させるためのCO₂発生量は含まない

※2 CO₂の分離回収に使用する蒸気を発生させるために排出するCO₂も分離回収の対象となり、貯蔵量に含まれる場合には、その分の貯蔵量は除く。

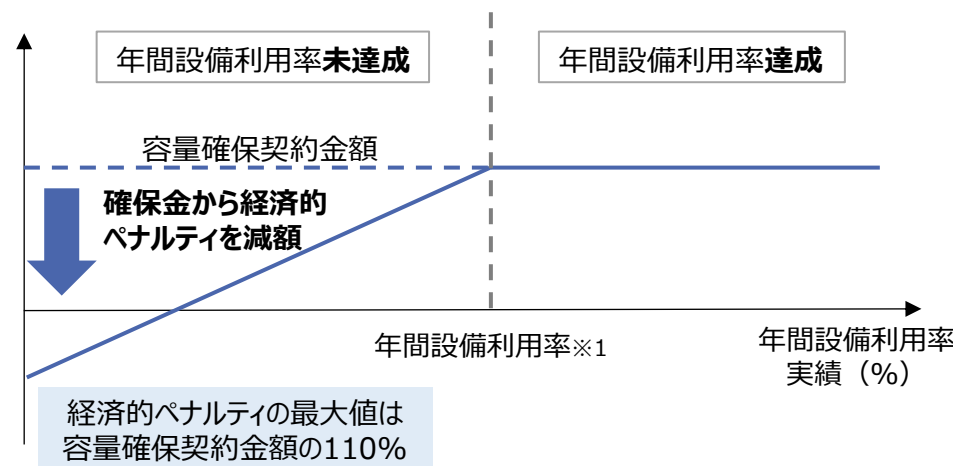
※3 年間設備利用率 = 年間発電電力量（送電端） / （設備容量（送電端）× 暦時間数）

対象の電源等区分	変動電源	適用時期	対象実需給年度
リクワイアメント概要	電源種別、発電方式に応じた年間設備利用率の基準値を達成すること。		
アセスメント概要	対象実需給年度の年間設備利用率が、約款第19条第2号(2)に定める年間設備利用率以上であることを確認します。 $\text{年間設備利用率} = \frac{\text{年間発電電力量（送電端）}}{\text{設備容量（送電端）} \times \text{暦時間数（24時間} \times 365\text{日）}}$		
ペナルティ概要	電源種別、発電方式に応じた年間設備利用率の基準値未満の場合、経済的ペナルティを科します。		
ペナルティ算定式	$\text{経済的ペナルティ} = \text{容量確保契約金額（各年）} \times \left\{ 1.1 \times \left[1 - \frac{\text{年間設備利用率}}{\text{年間設備利用率の基準値} \times 1} \right] \times 2 \right\}$		

—— 電源種別、発電方式に応じた年間設備利用率の基準値 ——
（応札年度：2026年度）

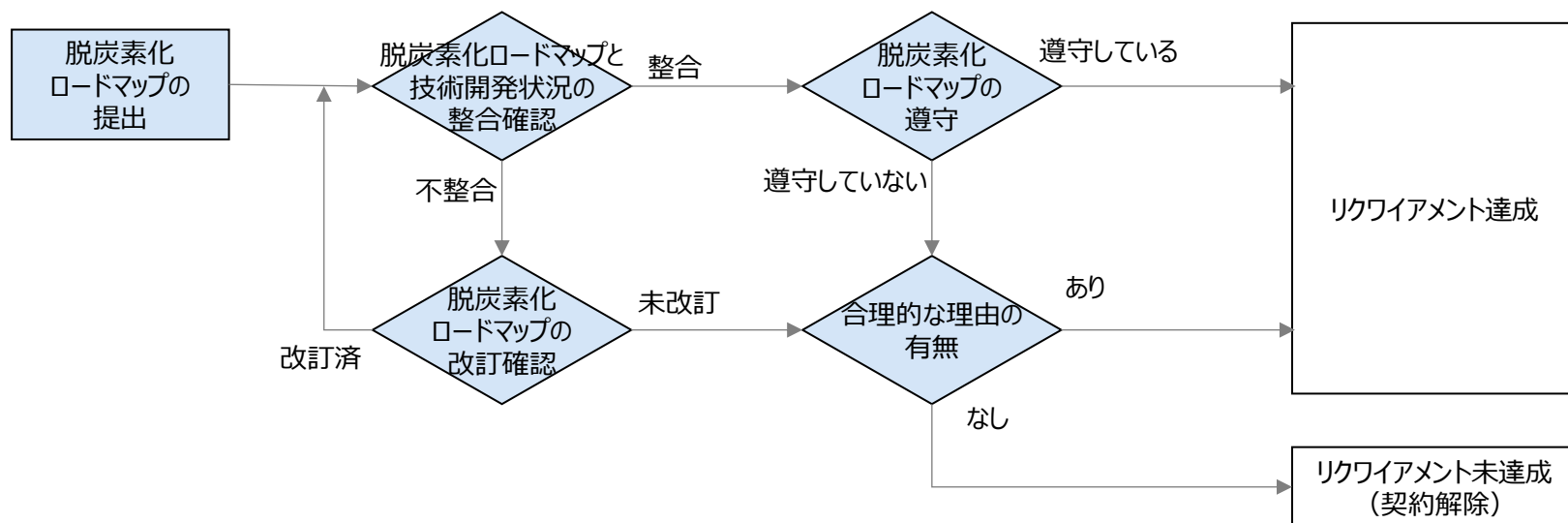
電源種	年間の設備利用率
太陽光	14.9%
陸上風力	24.5%
洋上風力	25.2%
流込式水力	51.0%

—— 年間設備利用率に応じた請求交付額のイメージ ——
請求交付額



対象の電源等区分	安定電源(火力電源)	適用時期	その他
リクワイアメント概要	LNG 専焼火力の新設・リプレース、水素専焼火力（グレー水素に限る）・アンモニア専焼（グレーアンモニアに限る）の新設・リプレース・既設改修、アンモニア・水素混焼のための新設・リプレース・既設改修※1、既設火力をバイオマス専焼にするための改修及び既設火力を CCS 付火力にするための改修については、本機関が別途定める様式に従い、脱炭素化に向けたロードマップ※2※3を作成し、必要に応じて改訂し、その内容を遵守すること。		
アセスメント概要※4	必要に応じてロードマップを改訂し、その内容を遵守していることを確認します。必要な改訂を行っていない場合や、脱炭素化に向けた追加投資を行っていない場合は、合理的な理由の有無を確認します。		
ペナルティ概要	合理的な理由なくロードマップを改訂していない場合、又はその内容を遵守していない場合は、契約を解除することができるものとします。		
ペナルティ算定式	－		

アセスメント時の判断フロー



- ※1 アンモニア・水素混焼を前提とした LNG 火力の新設・リプレース、又は既設の石炭火力・LNG 火力をアンモニア・水素混焼にするための改修
 ※2 LNG専焼火力のための新設・リプレースについては、2050 年カーボンニュートラルとの関係性を考慮し、供給力提供開始日から10年後までの間に、脱炭素化に向けた対応（改修のための本オークションへの応札等）を開始する旨の記載を求める
 ※3 脱炭素化（水素・アンモニアの混焼電源は水素・アンモニアの専焼化等。グレー水素又はグレーアンモニアを使用する電源は、低炭素水素・低炭素アンモニアへの燃料転換）への道筋を示すこと。既設火力をバイオマス専焼にするための改修については、2050年度までにバイオマス燃料の専焼化を実現すること
 ※4 資源エネルギー庁 電力基盤整備課が審査する

第5章 契約の履行

リクワイアメント・アセスメント・ペナルティの各項目（⑪ 脱炭素化ロードマップの遵守2/2）

91

対象の電源等区分	安定電源(既設バイオマス専焼火力電源)	適用時期	その他
リクワイアメント概要	既設火力をバイオマス専焼にするための改修については、2050年度までにバイオマス燃料の専焼化を実現すること。		
アセスメント概要	2050年度における発電実績をもとにバイオマス燃料の専焼化が完了していることを確認します。2050年度末日より前に契約電源を設備廃止する場合は、廃止前1年間の発電実績をもとに専焼化が完了していることを確認します。		
ペナルティ概要	2050年度中（同年度末日までに契約電源の設備を廃止する場合は当該廃止前の1年間）にバイオマス燃料の専焼化が実現していない場合、以下状況に応じた対応をします。		
ペナルティ算定式	【2051年4月1日までに制度適用期間が終了している場合】 参入ペナルティとともに、以下の経済的ペナルティを科す 経済的ペナルティ = 制度適用期間最終年度の容量確保契約金額 × ペナルティ（10%） 【2051年4月1日までに制度適用期間が終了していない場合】 契約解除		

脱炭素化ロードマップの遵守（既設火力をバイオマス専焼にするための改修）に係るアセスメントとペナルティ判定

制度適用期間 終了日	設備状況	アセスメント実施方法	ペナルティ (アセスメント未達成の場合)
2051年4月1日 より前	2050年度末日も稼働中		制度適用期間最終年度の 容量確保契約金額 × 10%
	2050年度末日以前に廃止		制度適用期間最終年度の 容量確保契約金額 × 10%
2051年4月1日 以降	2050年度末日も稼働中		契約解除

- 容量オークションでは予定していた供給力の提供ができなくなった等により容量確保契約容量を減少する必要がある場合、容量確保契約の変更あるいは解約が必要となり、これを市場退出と呼びます。
- 本オークションで落札された電源については、原則市場退出は認められません。ただし、約款第11条に記載がある場合に限り、認められます。
- 本オークションで落札された電源が市場退出する場合、退出容量に応じて当該容量提供事業者に対して経済的ペナルティを算定します。
- 科される経済的ペナルティは容量確保契約金額に基づく当該年度単年の契約単価により算定します。

ペナルティ算定式

$$\text{経済的ペナルティ（円）} = \text{退出容量（kW）} \times \text{契約単価（円/kW）} \times 10\%$$

契約単価の要件

- 当該年度単年の容量確保契約金額を、契約容量で除したもの
 - 経済的ペナルティ算定時点の契約単価とする
 - 物価・金利変動等への対応（P99-106）に従い補正する
- ※ 制度適用期間前に市場退出する場合は、市場退出決定年度前年の消費者物価指数（コアCPI、年平均値）と応札年度前年の消費者物価指数（コアCPI、年平均値）を用いる

第5章 契約の履行 (参考) 電源等差替

- 年度ごとに電源等差替を行うことができるのは、以下の場合に限りです。
 - ① 供給力提供開始時期が遅れ、制度適用期間前のアセスメント結果にもとづきペナルティが科される場合
 - ② 本オークションで落札した既設火力のアンモニア・水素混焼にするための改修が、水素又はアンモニアの専焼化のための建て替えの追加投資を行う場合で、当該追加投資に係る本オークション落札後4年後※1の年度末までの間において、供給力の提供ができない場合
- 電源等差替を行っている期間は、差し替えた電源について、当該電源のメインオークションにおける電源等区分に応じ、対象実需給年度のメインオークションにおいて求められるリクワイアメント・アセスメント・ペナルティを適用します。容量提供事業者に対して交付される容量確保契約金額（各年）は以下のように算定します。
 - 電源等差替により交付される容量確保契約金額（各年）
 = 対象実需給年度のメインオークションにおける差し替えた電源が立地するエリアの約定価格 × 差替容量
- 電源等差替を行っている期間は、制度適用期間には含めないものとします。

			X年度 供給力 提供開始時期 (元々の予定)	X+1年度	X+2年度 供給力 提供開始時期 (変更後)	X+3年度	...	X+12年度	...	X+16年度	...	X+20年度	...	
マイルストーン								建て替え後電源 落札		落札後 4年度末※1				
本オークションにおける 電源等差替可能期間				上記①の差替可能期間					上記②の差替可能期間					
制度適用 期間	建て替え前 電源	建て替え前電源の契約期間（契約締結日から制度適用期間の末日まで）												
	建て替え後 電源				制度適用期間(10年)				解体・ 建設期間				制度適用期間(10年)	制度適用期間(20年)
差替を実施した 場合	適用単価	建て替え前 電源	メインオークションの 約定単価		本オークションの 容量確保契約金額の契約単価				メインオークションの 約定単価		投資未回収分		本オークションの 契約単価	
	課される リクワイア メント	建て替え前 電源	メインオークションの リクワイアメント		本オークションの リクワイアメント				メインオークションの リクワイアメント		本オークションの リクワイアメント			

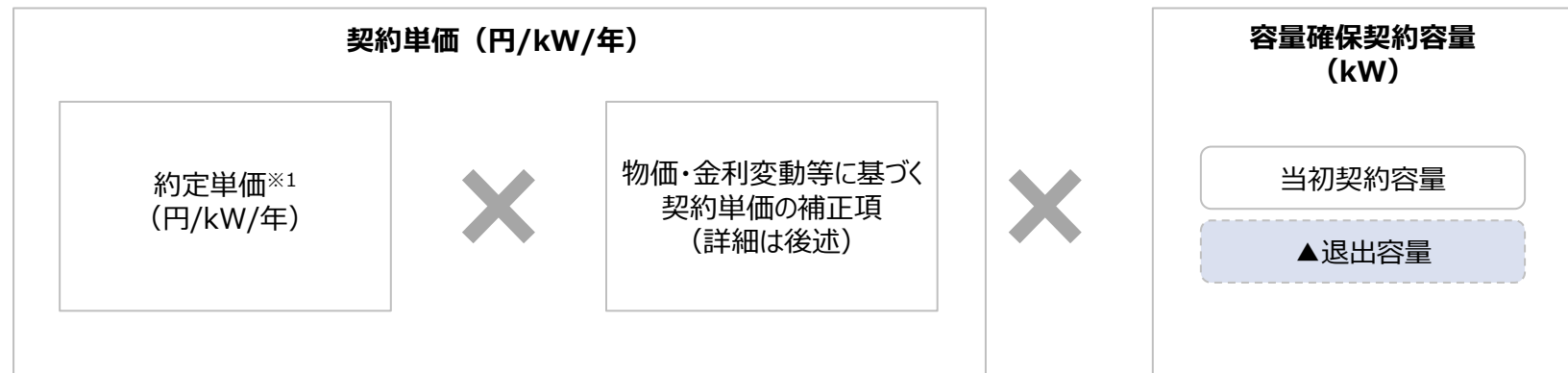
※1 本オークション落札から4年後の年度末までの間に、建て替え前の電源に係る制度適用期間が終了する場合は、その制度適用期間の終了時点まで

第5章 契約の履行

容量確保契約金額の算定

- 容量確保契約金額とは、容量確保契約に基づき本機関から容量提供事業者に対して支払われる年間の予定金額（以下「容量確保契約金額（各年）」）を指し、契約電源ごとに毎年算定されます。
- 容量確保契約金額（各年）は契約単価（円/kW/年）に容量確保契約に定める容量確保契約容量（以下「契約容量」）（kW）を乗じた金額とします。
- 契約単価（円/kW/年）は、必要に応じて減額要素による修正を実施した約定単価に対して、毎年の物価・金利変動等を考慮したものとします。

容量確保契約金額（各年）



※1 対象となる事業者の系統接続費（円/kW/年）と価格差に着目した支援制度・拠点整備支援制度（円/kW/年）にかかる応札時の見積額と実績額の差額を減額した単価

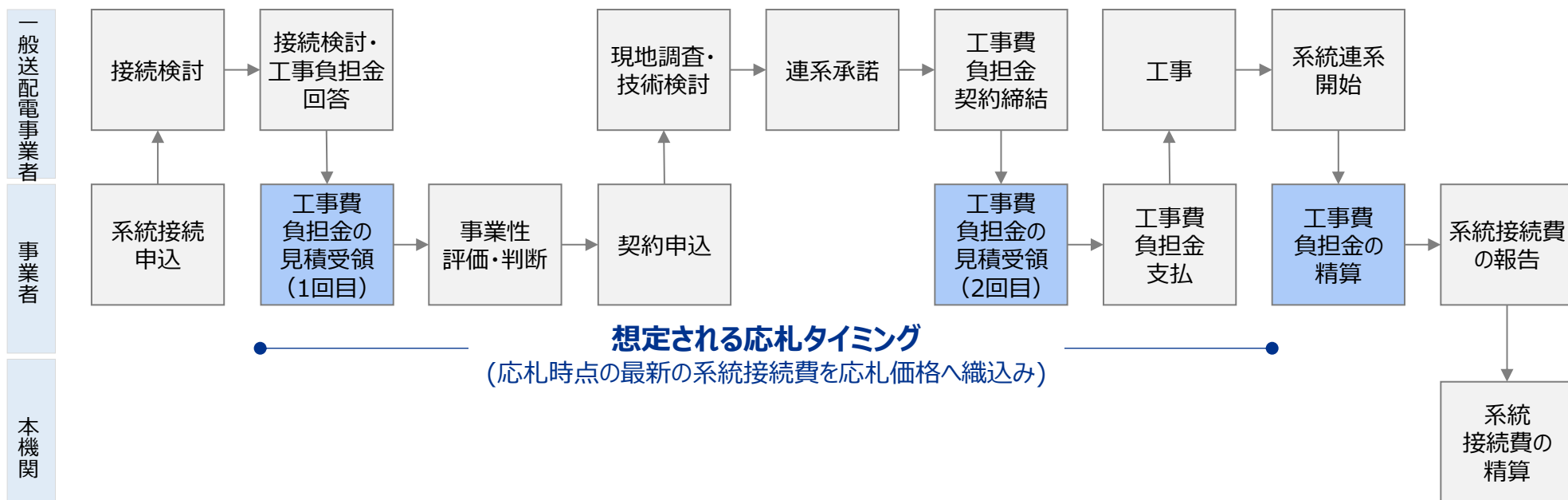
- 本オークションでは、系統接続工事に伴い事業者が支払う費用（工事費負担金）について、事業者が見積額を参考に算出した任意の金額を系統接続費として応札価格に織り込むことができます。
- 応札価格に織り込んだ系統接続費よりも実際の工事費負担金が高くなった場合は、容量確保契約の約定単価（円/kW/年）を減額修正します。

系統接続費の
修正要否判定

- ① 応札価格に織り込んだ系統接続費 > 実際の工事費負担金の場合：

$$\text{応札価格の減額} = \text{応札価格に織り込んだ系統接続費} - \text{実際の工事費負担金}$$
- ② 応札価格に織り込んだ系統接続費 ≤ 実際の工事費負担金の場合：精算による減額調整は不要※

系統接続と資金精算のプロセス

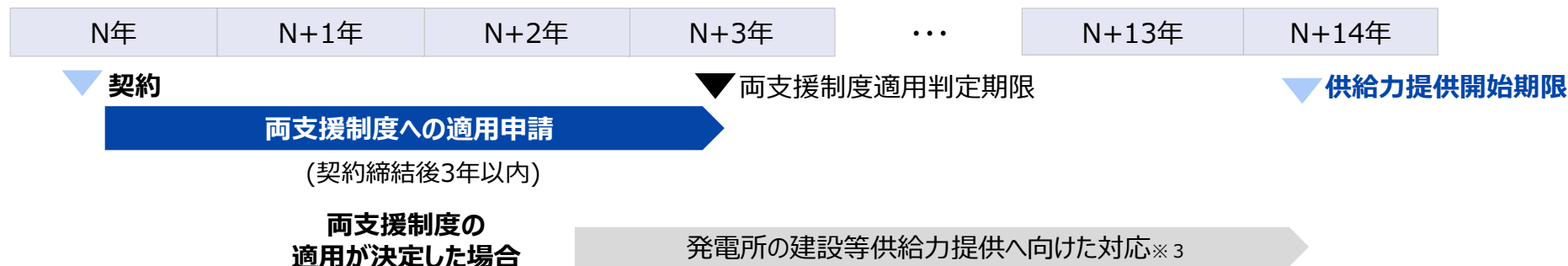


- 本オークションへ水素・アンモニアの火力電源で応札する事業者は、「価格差に着目した支援制度」と「拠点整備支援制度」（以下「両支援制度」）と本オークションを組合せて投資判断を行うことが想定されます。
- 以下の場合において、容量確保契約の約定単価（円/kW/年）を減額修正します。
 - 両支援制度の支援予想金額を控除して応札したものの、支援金額が支援予想金額よりも高くなった場合、支援金額と支援予想金額の差額分を減額します。
 - 支援予想金額を控除せずに応札し、落札後に支援制度適用が決定した場合、支援金額分を減額します。
- 本オークションでの落札に伴う契約締結後、3年以内に両支援制度の両方又は希望する片方の制度の適用を受けることが決定した場合、決定時点から供給力提供開始期限が設定されます※1。

制度支援金額の
修正要否判定

- ① 両支援制度の支援**予想**金額 < 両支援制度の支援金額の場合：
 応札価格の減額 = 両支援制度の支援金額 - 両支援制度の支援**予想**金額※2
- ② 両支援制度の支援予想金額 ≥ 両支援制度の支援金額の場合：精算による減額は発生しない※1

両支援制度に係るプロセス



※1 3年以内に両支援制度の両方又は希望する片方の制度の適用が決定しない場合は、4年目から供給力提供開始期限が設定される。3年以内に両支援制度の両方又は希望する片方の制度の適用を受けることが決まらない場合又は支援金額が予想金額よりも低くなったことで経済性が悪化し、供給力提供開始前に辞退する場合は市場退出を認め、ペナルティは科さないこととする

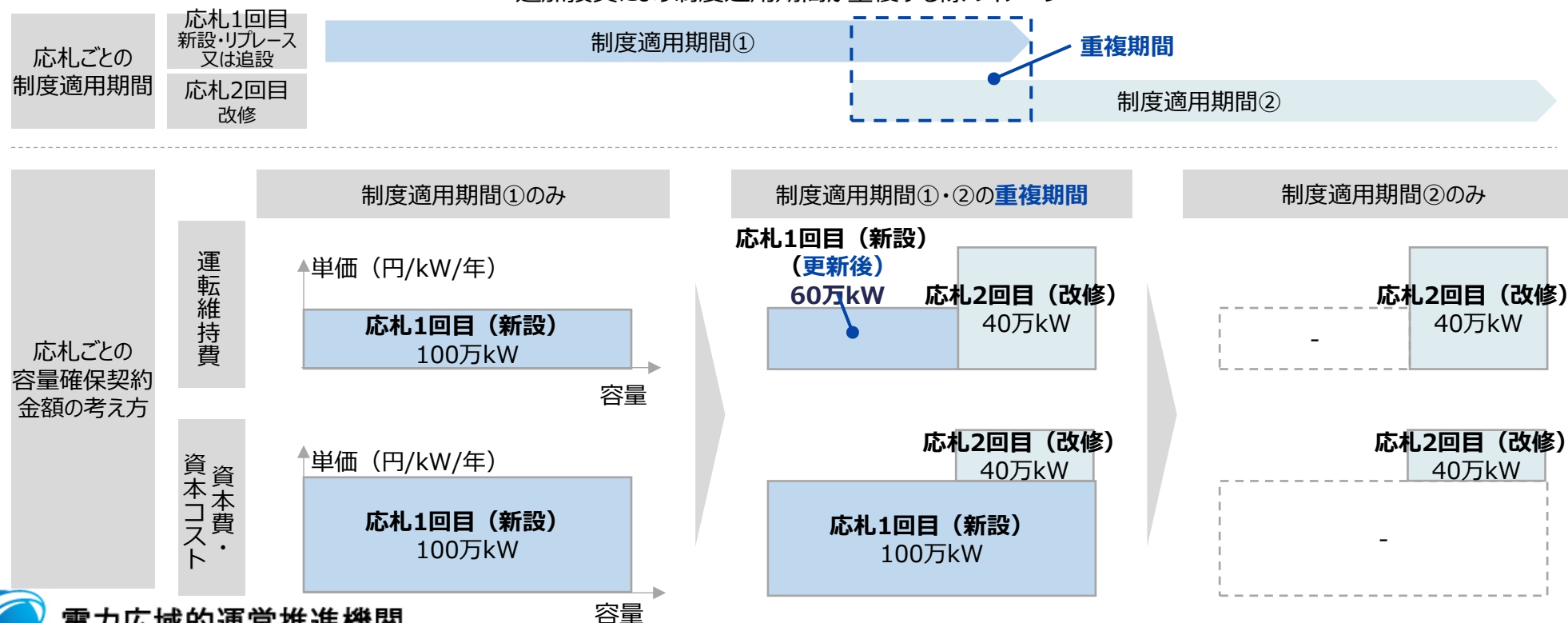
※2 応札時点で両支援制度の適用が決まっている場合は、支援金額を控除して応札すること

※3 混焼・専焼火力は11年（法・条例アセス済・不要の場合：7年）後の日が属する年度の末日

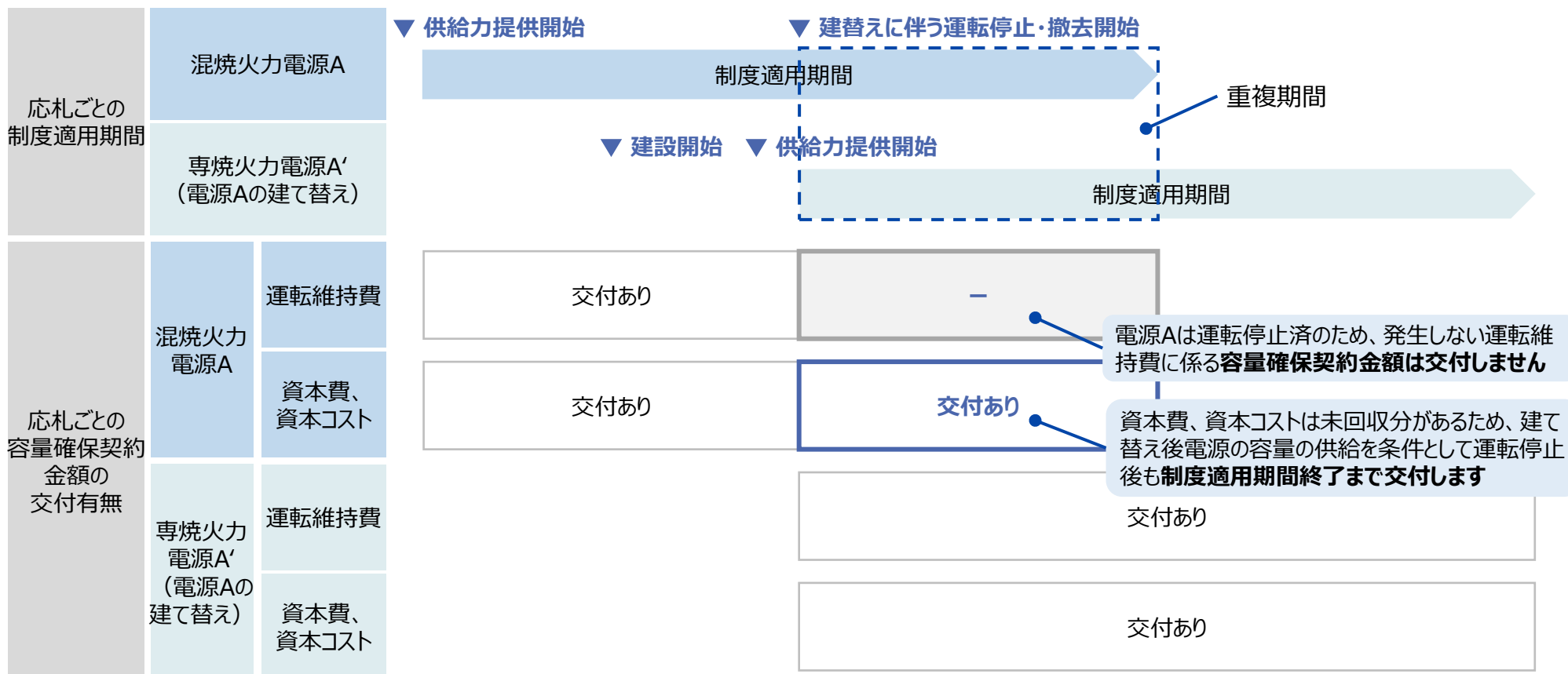
- 本オークションで落札した新設・リプレース又は既設の火力電源を改修し、水素混焼のガスタービン発電設備を追設する場合（以下「新設・リプレース又は追設」）に対し、脱炭素化に向けた追加的な改修を行うために、本オークションに再度応札をする場合、1回目の応札における制度適用期間が終了する前に2回目の応札における制度適用期間が開始することがあります。
- その場合、1回目の応札における残りの制度適用期間において、1回目の約定価格のうち運転維持費を調整した契約単価を用いて容量確保契約金額（各年）を算定します。

■ 例：新設時に100万kWのLNG（水素10%混焼）を建設。改修時に水素混焼比率を50%（40万kW分改修）にする場合

追加投資により制度適用期間が重複する際のイメージ



- 本オークションで落札した混焼火力電源を専焼化に向けて制度適用期間の途中で建て替える場合、混焼設備の運転終了以降の残りの制度適用期間においては、混焼設備の契約単価に含まれる資本費（円/kW/年）と資本コスト（円/kW/年）部分のみを契約単価として容量確保契約金額（各年）を算定します。



- 本オークションの落札電源は、建設後に容量収入を原則20年間で得ることとなるため、長期間の中で物価が大きく変動する可能性も考えられますが、応札価格には物価変動やインフレ・金利変動等のリスクプレミアムは含まないこととしています。
- 上記を踏まえて、約定単価から減額要素を差し引いた値に対し、制度適用期間の年度ごとに補正を実施します。
- なお、補正方法は「応札価格に含まれる各費用項目の全部又は一部を補正する方法」と「消費者物価指数（コアCPI、年平均値）で補正する方法」から、容量提供事業者が応札時に選択でき、前者についてはさらに補正する対象費用項目を選択します。

補正方法	費用項目別の補正頻度・方法			
	資本費	運転維持費	資本コスト	可変費
応札価格に含まれる 各費用項目の全部 又は一部を補正する方法	制度適用期間開始年度の1 回のみ、建設工事費デフレーター（電力）で補正	制度適用期間の年度ごとに 国内企業物価指数（総平均、年平均値）で補正	制度適用期間開始年度の1 回のみ、建設工事費デフレーター（電力）で補正 制度適用期間の年度ごとに 国内銀行の貸出約定平均 金利（新規・長期、年平均 値）で補正	制度適用期間の年度ごとに 為替レート、海外の消費者 物価指数（CPI）等で補正
消費者物価指数 （コアCPI、年平均値） で補正する方法	落札価格全体に対して 制度適用期間の年度ごとに消費者物価指数（コアCPI）で補正			

- 「応札価格に含まれる各費用項目の全部又は一部を補正する方法」を選択した容量提供事業者については、資本費、運転維持費、資本コスト、可変費に対し、それぞれの計算式をもとに補正を実施します。
- 補正計算後の各費用項目を合算して補正後の契約単価を算出します。合算にあたり補正計算を実施していない費用項目については約定時点の価格から減額要素を差し引いた価格を用います。

費用項目	費用項目別の補正計算式
資本費※1 (建設費 + 廃棄費用 + 系統接続費)	$(建設費 + 廃棄費用 + 系統接続費) \times \frac{\text{供給力提供開始年度前年度の建設工事費デフレーター}}{\text{応札年度前年度の建設工事費デフレーター}}$
運転維持費	$\text{運転維持費 (可変費を除く)} \times \frac{\text{対象実需給年度前年の国内企業物価指数 (総平均、年平均値)}}{\text{応札年度前年の国内企業物価指数 (総平均、年平均値)}}$
資本コスト※1※2	$\begin{aligned} &\text{資本コスト} \times \frac{\text{供給力提供開始年度前年度の建設工事費デフレーター}}{\text{応札年度前年度の建設工事費デフレーター}} \\ &\times \frac{\text{応札年度のベースのWACC※3} + (\text{対象実需給年度前年の金利} - \text{応札年度前年の金利})}{\text{応札年度のベースのWACC※3}} \end{aligned}$
可変費	※次ページ以降詳細説明

- 可変費の補正においては、特定の指標による補正要否を選択することが可能であり、CAPEXに係る指標については、追加で補正要否の選択が可能です。
- 水素・アンモニアの補正要否の選択箇所は、下表のとおりです。
- なお、選択した指標については、選択以降は変更を認めません。

■ 水素・アンモニアの補正要否の選択

		水素・アンモニアの燃料費		LNG・石炭の燃料費
		原料代・電気代	水素・アンモニアの製造・輸送費	
化石燃料由来	天然ガスマーケット連動	・ 天然ガス価格指標（HH/ブレント〔原油価格連動の場合〕）を選択 ・ 米ドル為替レートの変化率による補正要否の選択※1	・ 調達国の消費者物価指数による補正要否の選択 ➢ 補正を必要と選択とした場合、（水素・アンモニアの燃料費-天然ガスの燃料費）のうちCAPEX 又は（水素・アンモニアの燃料費-電気代）のうちCAPEXに係る費用については、当該指標による補正を行わないことを選択できる ・ 米ドル為替レートの変化率による補正要否の選択 ➢ 補正を必要と選択とした場合、（水素・アンモニアの燃料費-天然ガスの燃料費）のうちCAPEX 又は（水素・アンモニアの燃料費-電気代）のうちCAPEXに係る費用については、当該指標による補正を行わないことを選択できる	・ 補正に用いる貿易統計価格の燃料種としてLNG又は石炭を選択
	天然ガスエスガレ補正	・ 調達国の消費者物価指数の変化率による補正要否の選択※2 ・ 米ドル為替レートの変化率による補正要否の選択※1		
再生可能エネルギー由来	電気料金マーケット連動	・ 米ドル為替レートの変化率による補正要否の選択※1		

※1 水素・アンモニアの製造・輸送費において、米ドル為替レートの変化率による補正を必要としない場合は、原料代・電気代においても米ドル為替レートの変化率による補正は行わない

※2 水素・アンモニアの製造・輸送費において、調達国の消費者物価指数による補正を必要としない場合は、原料代においても調達国の消費者物価指数の変化率による補正は行わない

- 水素・アンモニアにおける可変費の補正については、応札時における水素・アンモニアの燃料費とLNG・石炭の燃料費の補正計算を実施し、両者の差額を補正後の可変費とします。

水素・アンモニアにおける補正後の可変費		水素・アンモニアの燃料費 - LNG・石炭の燃料費		
燃料		水素・アンモニアの燃料費（以下の合計）		LNG・石炭の燃料費
		原料代・電気代	水素・アンモニアの製造・輸送費	
化石燃料由来の水素・アンモニア	天然ガスマーケット連動	天然ガスの燃料費※1 ×天然ガス価格指標（HH/ブレント 〔原油価格連動の場合〕を選択）の 変化率※3 ×米ドル為替レートの変化率※3※5	$\begin{aligned} & \left(\text{水素・アンモニアの燃料費} \times 1 - \text{天然ガスの燃料費} \times 1 \right) \text{のうちのCAPEX} \times 2 \\ & \times \left(\text{供給力提供開始年度前年の調達国の消費者物価指数} \right. \\ & \quad \left. / \text{応札年度前年の調達国の消費者物価指数} \right) \times 5 \\ & \times \text{米ドル為替レートの変化率} \times 3 \times 5 \\ & + \\ & \left(\text{水素・アンモニアの燃料費} \times 1 - \text{天然ガスの燃料費} \times 1 \right) \text{のうちのOPEX} \times 2 \\ & \times \text{調達国の消費者物価指数の変化率} \times 3 \times 5 \\ & \times \text{米ドル為替レートの変化率} \times 3 \times 5 \end{aligned}$	$\begin{aligned} & \text{LNG・石炭の燃料費} \times 1 \\ & \times \\ & \text{LNG・石炭貿易統計} \\ & \quad \text{価格の変化率} \times 3 \\ & \times \\ & \text{水素・アンモニアと} \\ & \quad \text{LNG・石炭の} \\ & \quad \text{発熱量比率} \times 4 \end{aligned}$
	天然ガスエスカレ補正	天然ガスの燃料費※1 ×調達国の消費者物価指数の変化率 ※3※5 ×米ドル為替レートの変化率※3※5		
再生可能エネルギー由来の水素・アンモニア	電気料金マーケット連動	電気代※1 ×米ドル為替レートの変化率※3※5	$\begin{aligned} & \left(\text{水素・アンモニアの燃料費} \times 1 - \text{電気代} \times 1 \right) \text{のうちのCAPEX} \times 2 \\ & \times \left(\text{供給力提供開始年度前年の調達国の消費者物価指数} \right. \\ & \quad \left. / \text{応札年度前年の調達国の消費者物価指数} \right) \times 5 \\ & \times \text{米ドル為替レートの変化率} \times 3 \times 5 \\ & + \\ & \left(\text{水素・アンモニアの燃料費} \times 1 - \text{電気代} \times 1 \right) \text{のうちのOPEX} \times 2 \\ & \times \text{調達国の消費者物価指数の変化率} \times 3 \times 5 \\ & \times \text{米ドル為替レートの変化率} \times 3 \times 5 \end{aligned}$	

※1 天然ガスの燃料費、水素・アンモニアの燃料費、LNG・石炭の燃料費、電気代は、応札価格の算定時に見積もった費用（円/応札kW/年）を指す

※2 CAPEXとは、建設費、運転開始前に必要となる費用（許認可の取得等）、資金調達コスト、利益、税金を指し、OPEXとは、水素等の継続的な供給に必要な費用を指す

※3 変化率とは各指標の「対象実需給年度前年の年間平均値/応札年度前年の年間平均値」を指す

※4 発電コスト検証のLHVの数値を引用する（水素120MJ/kg、アンモニア18.6MJ/kg、LNG49.84MJ/kg、石炭24.8MJ/kg（制度適用期間において一律とする）発熱量比率は、水素LNG混焼・水素専焼の場合は2.41、水素石炭混焼の場合は4.84、アンモニア石炭混焼の場合は0.75、アンモニア専焼の場合は0.37の値を用いる

※5 応札時に当該指標による補正を不要と選択した場合は、1とする

- 可変費の補正においては、特定の指標による補正要否を選択することが可能であり、CAPEXに係る指標については、追加で補正要否の選択が可能です。
- CCSの補正要否の選択箇所は、下表のとおりです。
- なお、選択した指標については、選択以降は変更を認めません。

■ CCSの補正要否の選択

	分離回収費用 (燃料費、電気代)	分離回収費用 (CO ₂ 吸収液等のその他費用)	輸送・貯留費用
国内貯留		・ 輸送・貯留費用（CAPEXに限る）に係る国内企業物価指数による補正要否の選択 ・ 補正に用いる貿易統計価格の燃料種としてLNG、石炭又は石油を選択	
海外貯留	・ 補正に用いる貿易統計価格の燃料種としてLNG、石炭又は石油を選択	・ なし	・ 米国生産者物価指数による補正要否の選択 ➢ 補正を必要と選択した場合、輸送費用（CAPEXに限る）に係る費用については、当該指標による補正を行わないことを選択できる ・ 貯留対象国の企業物価指数による補正要否の選択 ➢ 補正を必要と選択した場合、貯留費用（CAPEXに限る）に係る費用については、当該指標による補正を行わないことを選択できる ・ 米ドル為替レートの変化率による補正要否の選択 ➢ 補正を必要と選択した場合、輸送費用（CAPEXに限る）又は貯留費用（CAPEXに限る）に係る費用については、当該指標による補正を行わないことを選択できる ・ 補正に用いる貿易統計価格の燃料種としてLNG、石炭又は石油を選択

- CCSにおける可変費の補正については、応札時における分離回収費用（燃料費、電気代、CO₂吸収液等のその他費用）と輸送・貯留費用の補正計算を実施し、両者を足し合わせた額を補正後の可変費とします。

CCSの可変費	分離回収費用（燃料費、電気代）＋分離回収費用（CO ₂ 吸収液等のその他費用）＋輸送・貯留費用		
貯留方法	分離回収費用 （燃料費、電気代）	分離回収費用 （CO ₂ 吸収液等のその他費用）	輸送・貯留費用
国内貯留		輸送・貯留費用※1（CAPEX※4に限る） ×（供給力提供開始年度前年の国内企業物価指数/ 応札年度前年の国内企業物価指数）※5 ＋輸送・貯留費用※1（OPEX※4のうち燃料費に限る）× LNG・石炭・石油 貿易統計価格の変化率※2 ＋輸送・貯留費用※1（OPEX※4のうち電気代に限る）× 国内スポット市場価格（システムプライス）の変化率※2 ＋分離回収費用（その他費用）と輸送・貯留費用（OPEX※4のうち燃料費・電気代を除いた費用に限る）の合計※1 ×国内企業物価指数の変化率※2	
海外貯留	CO ₂ 分離回収に要する燃料費 ※1※3 と（外部調達する場合の）蒸気代※1の合計 × LNG・石炭・石油 貿易統計価格の変化率※2 ＋ （外部からCO ₂ 分離回収のための電気を調達する場合の） CO ₂ 分離回収に要する電気代 ※1※3 ×国内スポット市場価格（システムプライス）の変化率※2	分離回収費用（その他費用） ※1 ×国内企業物価指数の変化率 ※2	輸送費用※1（CAPEX※4に限る）×（供給力提供開始年度前年の米国生産者物価指数 / 応札年度前年の米国生産者物価指数）※5×米ドル為替レートの変化率※2※5 ＋ 輸送費用※1（OPEX※4のうち燃料費・電気代を除いた費用に限る） ×米国生産者物価指数の変化率※2×米ドル為替レートの変化率※2 ＋ 貯留費用※1（CAPEX※4に限る） ×（供給力提供開始年度前年の貯留対象国の企業物価指数 / 応札年度前年の貯留対象国の企業物価指数）※5×米ドル為替レートの変化率※2※5 ＋ 貯留費用※1（OPEX※4のうち燃料費・電気代を除いた費用に限る） ×貯留対象国の企業物価指数の変化率※2×米ドル為替レートの変化率※2 ＋ 輸送・貯留費用※1（OPEX※4のうち燃料費に限る）× LNG・石炭・石油 貿易統計価格の変化率※2 ＋ 輸送・貯留費用※1（OPEX※4のうち電気代に限る）×米ドル為替レートの変化率※2

※1 CO₂分離回収に要する燃料費、蒸気代、CO₂分離回収に要する電気代、分離回収費用（その他費用）と輸送・貯留費用の合計、分離回収費用（その他費用）、輸送費用、貯留費用は、応札価格の算定時に見積もった費用（円/応札kW/年）を指す

※2 変化率は各指標の「対象実需給年度前年の年間平均値 / 応札年度前年の年間平均値」を指す。

※3 液化設備・CO₂貯蔵設備・荷役設備へ蒸気・電力を供給（外部調達含む）する場合の燃料費・電気代、及び燃焼前のCO₂分離回収と国内外での貯留を併せて化石燃料由来の水素発電を行う場合の（分離回収費用以外の）水素製造に係る電気代・燃料代等は、「分離回収費用（燃料費、電気代）」に含めて自動補正を行う

※4 CAPEXとは、建設費、運転開始前に必要となる費用（許認可の取得等）、資金調達コスト、利益、税金を指し、OPEXとは、継続的な輸送・貯留（燃料費、電気代、その他）に必要な費用を指す

※5 応札時に当該指標による補正を不要と選択した場合は、1とする

第5章 契約の履行 物価・金利変動等への対応 ― 可変費の累積損益

105

- 可変費の補正に用いる変化率は「対象実需給年度前年の年間平均値 / 応札年度前年の年間平均値」で算出します。
- 可変費においては、対象実需給年度の期首が属する年の値で変化率を算出した場合との差異を解消するために、本オークションとしての容量確保契約金額（各年）を容量収入が得られる期間の最後の10年度間のうち、前の9年度間の各指標の差分（対象実需給年度前年と対象実需給年度の期首が属する年の指標の差分）のみの累積損益（各年度の累積損益がプラスの場合は0とする）を算出し、当該値がマイナスの場合は、その絶対値の9割の金額を、当該期間の最終年度の期首において容量確保契約金額に加算します。

	制度適用期間最終10年										
	2036年度	2037年度	2038年度	2039年度	2040年度	2041年度	2042年度	2043年度	2044年度	2045年度	2046年度
① 応札価格に含む可変費 [円/応札kW/年] (対象実需給年度前年の 変化率で補正)	…	90	110	100	80	120	130	110	80	120	130
② 応札価格に含む可変費 [円/応札kW/年] (対象実需給年度期首が属する 年の変化率で補正)	…	110	100	80	120	130	110	80	120	130	—
③ 応札価格に含む可変費の差分 (単年) [円/応札kW/年] ※当年度の①-当年度の②	…	-20	10	20	-40	-10	20	30	-40	-10	—
④ 応札価格に含む可変費の差分 (累積) [円/応札kW/年] ※前年度の④-当年度の③	…	-20	-10	0	-40	-50	-30	0	-40	-50	—

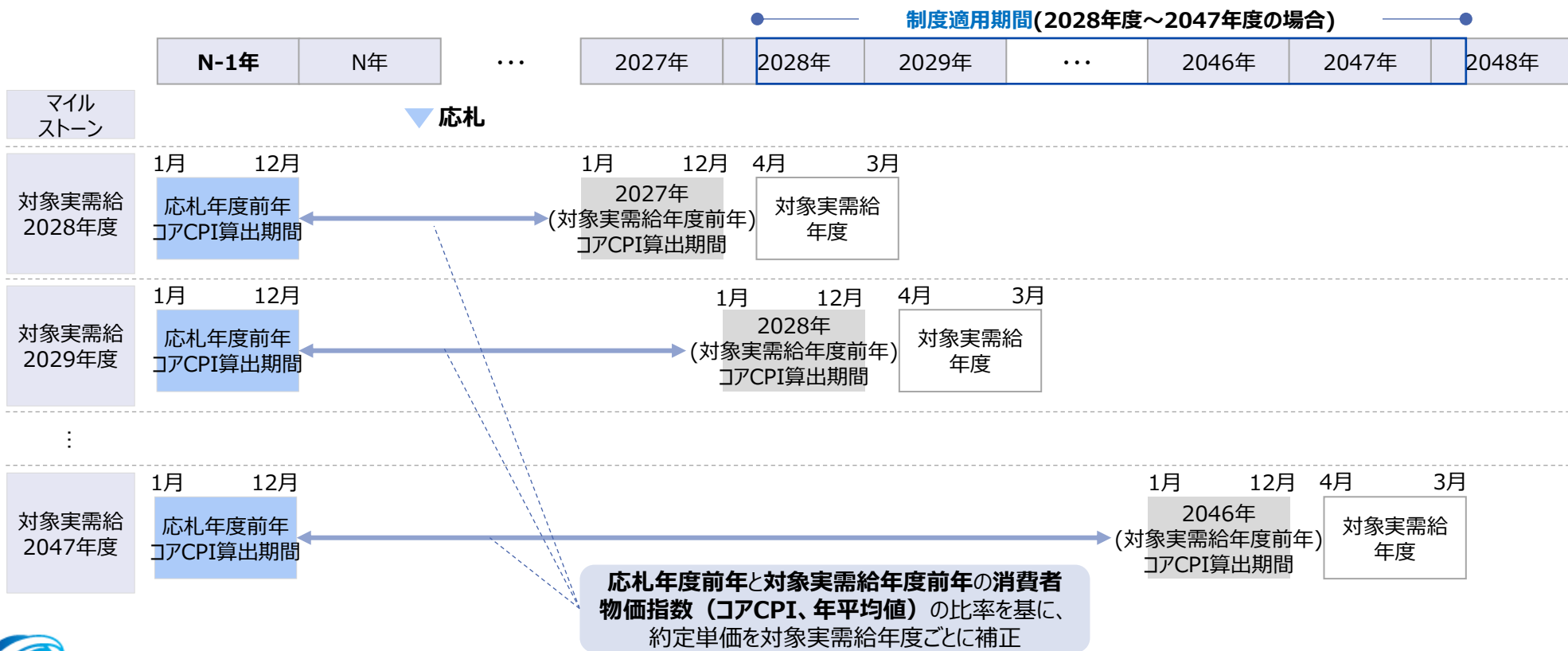
第5章 契約の履行 物価・金利変動等への対応 — 消費者物価指数による補正

- 「消費者物価指数（コアCPI、年平均値）で補正する方法」を選択した電源については、応札時点からの物価変動を事後的に約定単価へ反映します。

算定式

$$\text{物価変動} = \frac{\text{対象実需給年度前年の消費者物価指数（コアCPI、年平均値）} \times 1}{\text{応札年度前年（N-1年）の消費者物価指数（コアCPI、年平均値）} \times 1}$$

物価変動算定の概要



第5章 契約の履行 事後的な費用増加への対応(1/3)

107

- 特定の新設・リプレース投資について、法令対応等に伴い、容量提供事業者にとって他律的かつ事前に見積もることが困難な費用が増加した場合、容量提供事業者からの費用増加の申請に基づき、発動の必要性有無の確認を行い、監視を得て認められた増加金額をもとに契約単価を算定し、契約単価に適用します。

手続きの概要

対象 電源	■ 供給力提供開始期限が10年以上かつ本オークションに参加可能な設備容量(送電端)が30万kW以上の電源の新設・リプレース					
発動 基準	■ 法令に基づく規制・審査、行政指導への対応に伴い、容量提供事業者にとって他律的に発生し、あらかじめ見積もることが困難であった費用(建設費又は運転維持費)が契約期間中に応札価格に算入できる予備費を超えて増加した場合					
建設費が増加した場合	容量提供事業者	資源エネルギー庁 /広域機関	電力・ガス取引 監視等委員会			
	事後的な費用増加 の申請	発動の必要性確認	増加金額の監視 (見積り時)	容量提供事業者	電力・ガス取引 監視等委員会	電力・ガス取引監視等 委員会/広域機関
	発動条件を満たす場合、増加金額を算定し、申請 増加金額の算式は次頁参照	申請に対して、対象電源に該当するか、発動基準を満たすかを確認する	増加金額を入札価格の監視方法と同様の観点で監視※1	増加金額・契約単価の算定 (工事完了時)	増加金額の監視 (工事完了時)	費用増加に係る公表
	費用増加が認められた場合※2 工事完了後			工事完了実績から算定した増加金額・契約単価を算定し、申請 増加金額の算式は次頁参照	増加金額を入札価格の監視方法と同様の観点で監視	費用増加の状況(落札価格の増加率)を公表する
運転維持費のみ増加した場合	容量提供事業者	資源エネルギー庁 /広域機関	電力・ガス取引 監視等委員会			
	事後的な費用増加 の申請	発動の必要性確認	増加金額の監視			
	発動条件を満たす場合、増加金額・契約単価を算定し、申請 増加金額の算式は次頁参照	申請に対して、対象電源に該当するか、発動基準を満たすかを確認する	増加金額を入札価格の監視方法と同様の観点で監視※1	費用増加が認められた場合※2		
				費用増加に係る公表 費用増加の状況(落札価格の増加率)を公表する		

第5章 契約の履行 事後的な費用増加への対応(2/3)

- 容量提供事業者にとって他律的に発生し、あらかじめ見積もることが困難であった費用が契約期間中に応札価格に算入できる予備費を超えて増加した場合、増加金額の算式に従い算定します。

増加金額の算式（建設費増加）

(① + ② + ③) × 90% + ④

(⑤ × 90% + ⑥)

① 資本費

② 運転維持費

③ 資本コスト

④ 期間延長分の追加費用

⑤ 運転維持費

増額分

$$\left[\begin{array}{c} \text{建設費の増加額※1} \\ + \\ \text{廃棄費用の増加額} \end{array} \right] - \begin{array}{c} \text{応札価格に参入した予備費※2} \end{array}$$

※1 申請時点（経年改修費は再申請時）の見積金額であり、応札価格に算入した建設費から予備費を控除した値（申請日が属する年度の前年度の建設工事費デフレーター（電力、年度平均値）で補正後の値）の0.5倍を上限
※2 申請日が制度適用期間中の場合は、申請日が属する年度の前年度の建設工事費デフレーター（電力、年度平均値）で補正

$$\begin{array}{c} \text{申請時} \\ \text{再申請時} \end{array} \left[\begin{array}{c} \text{運転維持費の1年当りの増加額※4} \\ \times \\ \text{最新の制度適用期間の残余年数※5} \end{array} \right]$$

※4 申請時点の見積金額であり、当初の契約単価に含まれる運転維持費（申請日が属する年度に行う別紙1による物価・金利変動等の補正後の値）に対して0.5倍を上限
※5 実際の工事が完了した日が属する年度の翌年度以降の最新の制度適用期間の残余年数

資本コストの増加額※7

※7 実際の工事完了時点を算定の起点とし、当該時点において、建設費の増加額が発生し、その翌年度から契約単価の補正が行われる前提で算定した資本コスト（率は応札時と同じ）

$$\left[\begin{array}{c} \text{制度適用期間の延長期間※9} \\ \times \\ \text{当初契約単価に含まれる運転維持費} \end{array} \right] + \begin{array}{c} \text{追加の建設費（経年改修費）※10} \end{array}$$

※9 契約単価が当初契約単価（資本費と資本コストについては供給力提供開始年度の前年度の建設工事費デフレーター（電力、年度平均値）で補正後）に対して1.5倍を超える場合は、1.5倍以下となるよう制度適用期間を最短期間延長した場合に発生する追加運転維持費を期間延長分だけ応札価格に含まれる運転維持費で加算
※10 契約単価の算定において制度適用期間の延長によって追加の建設費（当初制度適用期間分に比例按分して織り込んでいた経年改修費で、制度適用期間の延長年数に応じた増加金額）が発生する場合は、※1の範囲内において、追加の建設費として加算可能

運転維持費（各年）の増加額※11

最新の制度適用期間の残余年数※12

※11 運転維持費（各年）の増加額は、申請時点の見積金額であり、当初の契約単価に含まれる運転維持費（申請日が属する年度の物価・金利変動等の補正後の値）に対して0.5倍を上限
※12 申請が認められた日が属する年度の翌年度以降の最新の制度適用期間の残余年数

応札年度前年への補正係数

$$\begin{array}{c} \text{応札年度前年度の建設工事費デフレーター（電力、年度平均値）} \\ / \\ \text{申請日が属する年度の前年度の建設工事費デフレーター（電力、年度平均値）} \end{array} \quad \times \quad \begin{array}{c} \text{※3} \end{array}$$

※3 申請日が制度適用期間前の場合は「応札年度の前年度の建設工事費デフレーター（電力、年度平均値）/申請日が属する年度の前年度の建設工事費デフレーター（電力、年度平均値）」とし、制度適用期間中の場合は1とする。なお、約款別紙1の補正方法にて応札時に資本費を自動補正項目として選択していない場合は1とする

$$\begin{array}{c} \text{応札年度前年の企業物価指数（総平均、年平均値）} \\ / \\ \text{申請日が属する年の前年の企業物価指数（総平均、年平均値）} \end{array} \quad \times \quad \begin{array}{c} \text{※6} \end{array}$$

※6 応札年度の前年の国内企業物価指数（総平均、年平均値）/申請日が属する年の前年の国内企業物価指数（総平均、年平均値）。なお、約款別紙1の補正方法にて応札時に運転維持費を自動補正項目として選択していない場合は1とする。可変費部分については、約款別紙1の可変費の補正方法により応札年度の前年の数値に補正する

$$\begin{array}{c} \text{応札年度前年度の建設工事費デフレーター（電力、年度平均値）} \\ / \\ \text{申請日が属する年度の前年度の建設工事費デフレーター（電力、年度平均値）} \end{array} \quad \times \quad \begin{array}{c} \text{※8} \end{array}$$

※8 申請日が制度適用期間前の場合は「応札年度の前年度の建設工事費デフレーター（電力、年度平均値）/申請日が属する年度の前年度の建設工事費デフレーター（電力、年度平均値）」とし、制度適用期間中の場合は1とする。なお、約款別紙1の補正方法にて応札時に資本コストを自動補正項目として選択していない場合は1とする

－
(補正なし)

$$\begin{array}{c} \text{応札年度前年の国内企業物価指数（総平均、年平均値）} \\ / \\ \text{申請日が属する年の前年の国内企業物価指数（総平均、年平均値）} \end{array} \quad \times \quad \begin{array}{c} \text{※13} \\ \text{※14} \end{array}$$

※13 応札年度の前年の国内企業物価指数（総平均、年平均値）/申請日が属する年の前年の国内企業物価指数（総平均、年平均値）。なお、容量提供事業者が応札時に運転維持費を自動補正の項目として選択していない場合は1とする。可変費部分については、約款別紙1の可変費の補正方法により応札年度前年の数値に補正する
※14 補正方法において、消費者物価指数（コアCPI）を選択している場合は、消費者物価指数（コアCPI、年平均値）に置換えるものとする

※15 約款別紙1の補正方法にて消費者物価指数（コアCPI）を選択している場合は、①、②及び③の合計値に対して「応札年度前年の消費者物価指数（コアCPI）/「申請日が属する年度の前年の消費者物価指数（コアCPI）」を用いて応札年度の前年へ補正

第5章 契約の履行
事後的な費用増加への対応(3/3)

■ 監視を経て認められた増加金額をもとに、契約単価を算定します。算定した契約単価が当初の契約単価(物価・金利変動等による補正前)に対して1.5倍を超える場合は、1.5倍以下となるよう制度適用期間を最短期間延長し、新たな制度適用期間(年単位)として設定します。

ケースごとの契約単価の算定方法と適用期間

費用増加のケース		制度適用 期間前	当初の制度適用期間	新たに追加する制度適用期間 延長	新規設定	費用増加後の契約単価の算定式
(1) 建設費が増加した場合	増加した建設費の工事が完了した時期が制度適用期間前の場合	申請 工事完了 単価適用 (工事完了の翌年度から適用)	増加金額 当初の容量確保契約金額			$\frac{(\text{増加金額} + \text{当初の容量確保契約金額})}{\text{契約容量} / \text{当初の制度適用期間の年数}}$
	増加した建設費の工事が完了した時期が制度適用期間中の場合	申請 工事完了 単価適用	増加金額 当初の容量確保契約金額	制度適用期間①	当初の契約単価に対して、1.5倍以下となる最短の制度適用期間※2を設定	$\frac{(\text{増加金額} + \text{期間補正後の容量確保契約金額} \times 1)}{\text{契約容量} / \text{制度適用期間①の年数}}$
	申請が制度適用期間中で工事完了日が当初の制度適用期間終了後の場合	申請	当初の容量確保契約金額	制度適用期間対象外	工事完了 単価適用 制度適用期間②	$\frac{\text{増加金額}}{\text{契約容量} / \text{制度適用期間②の年数}}$
(2) 運転維持費のみが増加した場合		申請 単価適用 (監視完了の翌年度から適用)	増加金額 当初の容量確保契約金額	制度適用期間③		$\frac{(\text{増加金額} + \text{期間補正後の容量確保契約金額})}{\text{契約容量} / \text{制度適用期間③の年数}}$

※1 増加した建設費の対象となる工事が完了した日が属する年度の翌年度から、当初の制度適用期間終了年度までに支払われる当初の容量確保契約金額(各年)(当初の容量確保契約金額(各年)のうち、資本費と資本コストについては供給力提供開始年度の前年度の建設工事費デフレーター(電力、年度平均値)で補正後)の合計値

※2 この算式に基づく算定後の契約単価が当初の契約単価(資本費と資本コストについては供給力提供開始年度の前年度の建設工事費デフレーター(電力、年度平均値)で補正後)に対して1.5倍を超える場合は、1.5倍以下となるよう制度適用期間を最短期間延長し、新たな制度適用期間(年単位)として設定。(工事完了が最新の制度適用期間終了後の場合は、1.5倍以下となる最短の制度適用期間(年単位)を新たに設定。なお、制度適用期間は当初の年数に新たに設定した制度適用期間の年数を合算した値とし、当初の制度適用期間終了年度の翌年度から工事が完了した日が属する年度は制度適用期間の対象外とする)

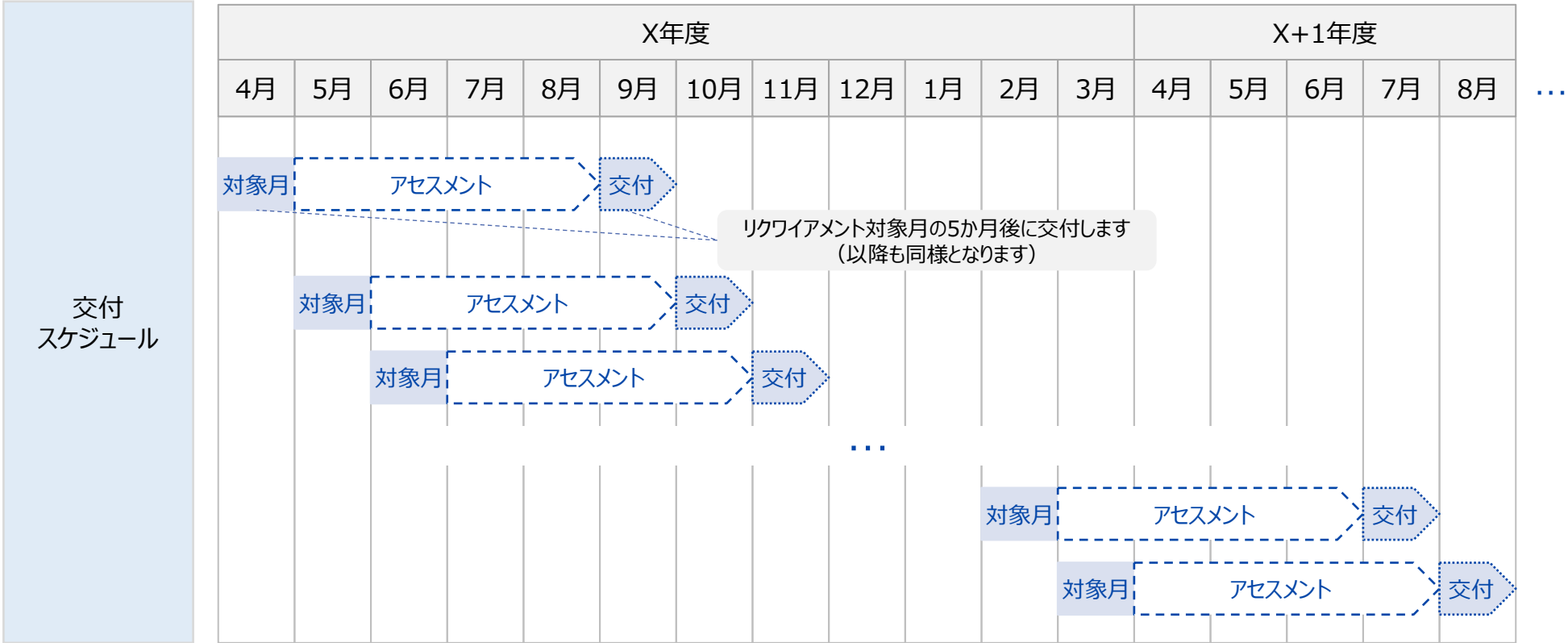
第5章 契約の履行

容量確保契約金額の支払

- 各年の容量確保契約金額を12等分した金額（以下「容量確保契約金額（各月）」）を毎月支払います。
- 4月（N月）を対象月とする容量確保契約金額（各月）は、9月（N+5月）に交付が行われます。

算定式

容量確保契約金額（各月） = 容量確保契約金額（各年） / 12

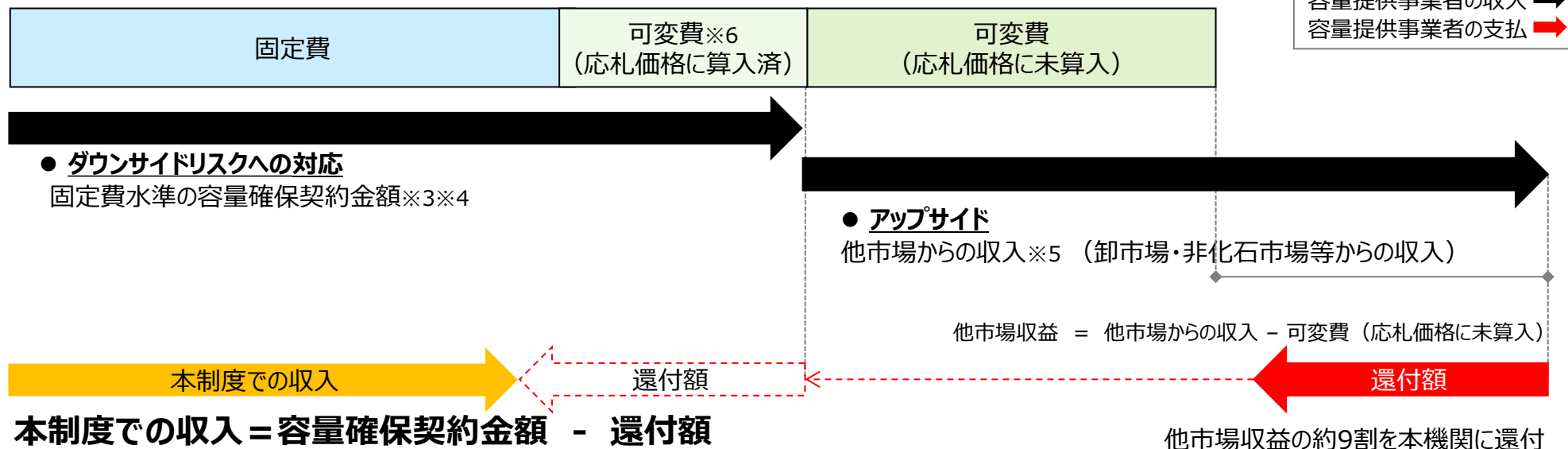


第5章 契約の履行 他市場収益の還付（1/2）

111

- 本機関は、リクワイアメントの達成状況に応じて容量提供事業者に容量確保契約金額を支払います。
- 事業者のダウンサイドリスクへの対応（容量確保契約金額）以外のアップサイド（他市場からの収入）においては電源の稼働インセンティブに配慮しつつ国民負担を軽減させる方向性から、他市場収益の約9割の金額を還付※1いただきます。
- なお、対象実需給年度における他市場収益がマイナスとなる場合、当該マイナスの金額は翌年度の他市場収益から減じ、残りの金額を翌年度の他市場収益※2とします。

【容量提供事業者の収入イメージ】



- ※1 容量提供事業者とは異なる事業者が、契約電源を用いて他市場収益を得た場合、容量提供事業者が当該収益の一部を事後的に納付する
- ※2 専焼化に伴い建て替えを実施する場合において、建て替え前電源の運転終了日が属する年度の前年度の他市場収益が負値となる場合、当該金額は建て替え後電源の制度適用期間初年度の他市場収益の算出において当該金額をさらに減じた後の他市場収益を建て替え後電源の制度適用期間初年度の他市場収益とする
- ※3 物価・金利変動分の補正等により容量確保契約金額が変動する可能性がある
- ※4 容量確保契約金額 = 契約単価 × 契約容量
- ※5 応札価格に算入した設備や物品等を利用して、「kWh収入」、「ΔkW収入」や「非化石価値収入」以外の収入（LNGタンクを第三者に利用させて得た収入、燃料を転売して得た収入など）を得る場合を含む
- ※6 水素、アンモニア、CCS付火力の可変費は、LNG・石炭の燃料代との価格差分に限定し、かつ発電所の設備利用率4割分まで応札価格に算入可能

第5章 契約の履行 他市場収益の還付 (2/2)

112

- 市場価格が高いときに運転を行ったり、より安い価格で燃料調達を行ったりするような容量提供事業者の合理的・効率的なオペレーションを推進するために、還付割合を3段階に分けています。
- 容量収入として資本コスト分が得られることを踏まえ領域(A)は95%、メインオークションに落札した場合よりも本制度での収入が少なくなる領域※1(B)は85%、その間の領域(C)は90%の還付となります。

還付割合の算定方法	インプット情報			インプット情報にもとづく 他市場収益の還付に係る算定方法 (ア～ウ: インプット情報より導かれる金額) (1)～(3): 他市場収益の発生ケース		
	当該事業者との 本オークションに係る 容量確保契約	供給力提供年度 の容量市場 メインオークション	当該事業者の※2 供給力提供年度の 他市場に係る情報			
	容量確保契約金額 資本コスト 契約容量 ×	メインオークション 価格 (対象電源が 立地するエリアプライス)		ア 実績収入(当該年度の容量確保契約金額)※3 ウ メインオークション価格×契約容量 2. アとウの差額を 超える部分として 範囲(B)を決定 3. アに対し、イとウの間として 範囲(C)を決定 イ 資本コスト※4※5 1. イ以下として 範囲(A)を決定 (B)還付割合 85% (C)還付割合 90% (A)還付割合 95%		
還付の算定方法			他市場から - 可変費 の収入 ケース1	① 他市場収益 95%還付 ①×95%		
			ケース2	② 他市場収益 90%還付 (②-①)×90% 95%還付 ①×95%		
			ケース3	③ 他市場収益 85%還付 (③-(ア-ウ))×85% 90%還付 (ア-①-ウ)×90% 95%還付 ①×95%		

- ※1 契約単価からメインオークション価格（契約電源が立地するエリアの約定単価）を引いた値が応札価格に織込まれる事業報酬より小さく、(A)と(B)が重複する部分は(B)として扱う
- ※2 実際の他市場収入の算定方法と算定根拠及び実際の可変費の算定方法と算定根拠は、電力・ガス取引監視等委員会において監視が行われる
- ※3 容量確保契約金額 = 契約単価 × 契約容量
- ※4 「物価・金利変動等に伴う契約単価の補正方法」に従い補正した後の値とする
- ※5 「事後的な費用増加に伴う契約単価の算定方法」に従い契約単価を変更している場合、変更前の契約単価における資本コストの比率に、変更後の契約単価と契約容量を乗じたものとする

第5章 契約の履行

(参考) 他市場収益の還付の算定例 (1/2)

113

- 他市場収益の多寡に応じた還付額の算定ケースは、大きく分けて4つあります。それぞれの計算イメージについて具体的な数値を用いて例示しています。

他市場収益の還付(例)

還付割合算定に必要な情報※1		容量確保契約金額(500百万円/年)	
		固定費分及び可変費（応札価格に算入済）分 (380百万円/年)	① 資本コスト分※2 (120百万円/年)
		⑤ メインAX単価×契約容量 =100百万円	
試算例	ケース1	他市場収益 ①100百万円 還付額 95百万円	
	ケース2	他市場収益 ②300百万円 還付額 276百万円	
	ケース3	他市場収益 ③480百万円 還付額 434百万円	

※1 前提となる数値：契約単価：50,000円/kW/年、契約容量：10,000kW、当該年度のメインオークションの単価：10,000円/kW

※2 「物価・金利変動等に伴う契約単価の補正方法」に従い補正した後の値とする

※3 「事後的な費用増加に伴う契約単価の算定方法」に従い契約単価を変更している場合、変更前の契約単価における資本コストの比率に、変更後の契約単価と契約容量を乗じたものとする

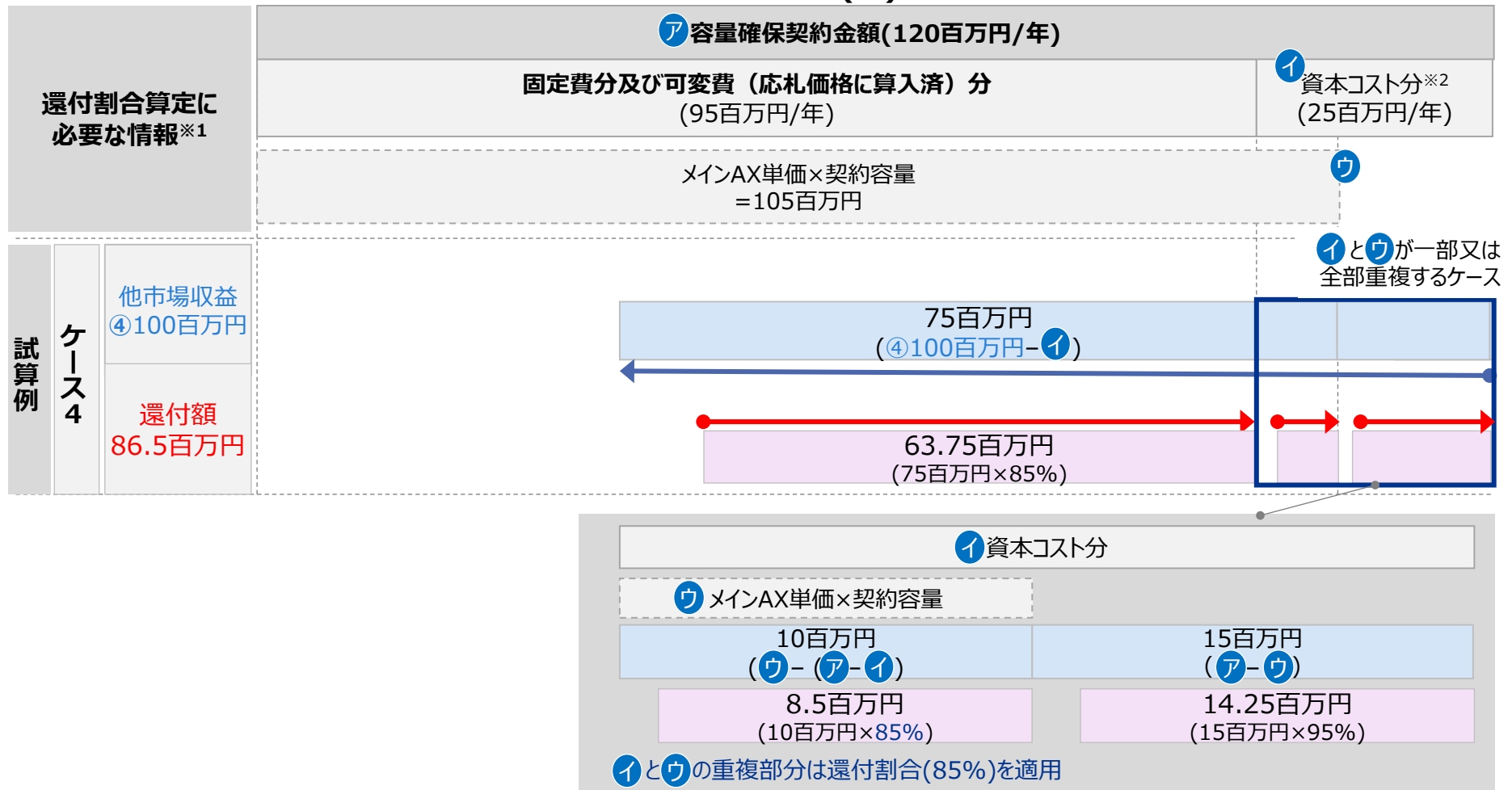
第5章 契約の履行

(参考) 他市場収益の還付の算定例 (2/2)

114

- 他市場収益の多寡に応じた還付額の算定ケースは、大きく分けて4つあります。それぞれの計算イメージについて具体的な数値を用いて例示しています。

他市場収益の還付(例)

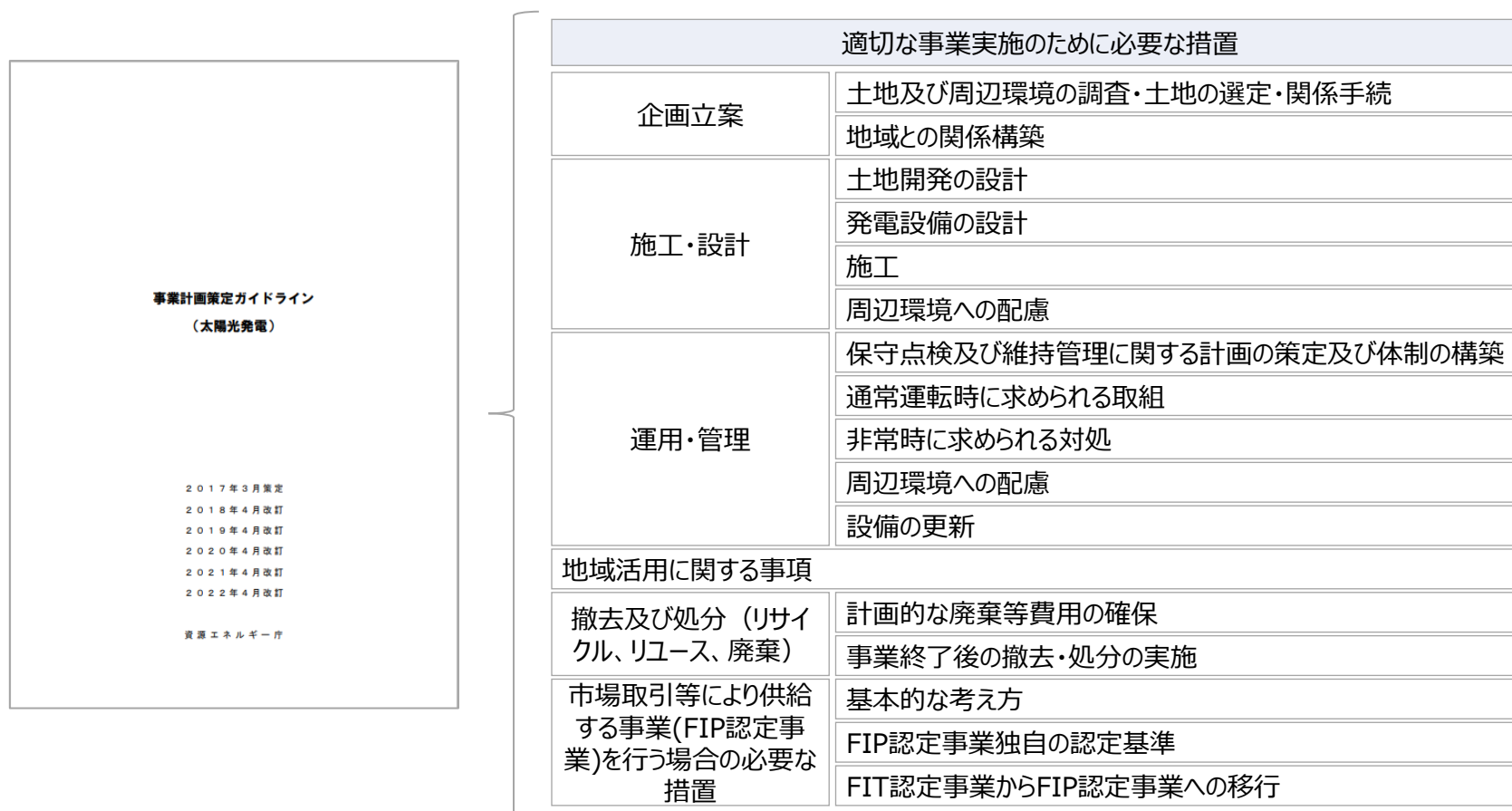


※1 前提となる数値：契約単価：50,000円/kW/年、契約容量：10,000kW、当該年度のメインオークションの単価：10,000円/kW

※2 「物価・金利変動等に伴う契約単価の補正方法」に従い補正した後の値とする

※3 「事後的な費用増加に伴う契約単価の算定方法」に従い契約単価を変更している場合、変更前の契約単価における資本コストの比率に、変更後の契約単価と契約容量を乗じたものとする

- FIT/FIP制度では、事業計画策定ガイドラインにおいて、様々な事業規律の確保が求められていることを踏まえ、FIT/FIPの対象となっている電源種・規模の案件（太陽光・陸上風力・洋上風力・地熱・バイオマス）については、FIT/FIP制度における事業計画策定ガイドラインに準拠した事業運営を求めることとします。



第5章 契約の履行

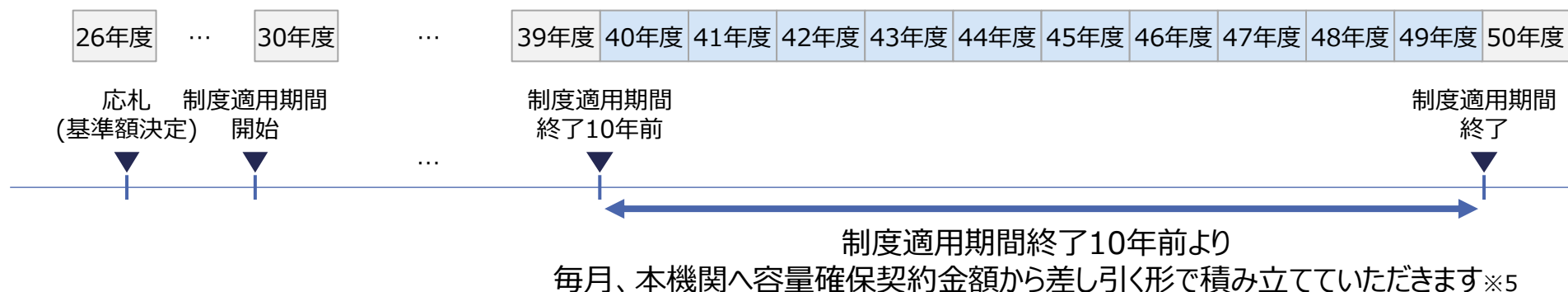
太陽光発電設備及び風力発電設備に対する廃棄等費用の積立て

116

- FIT/FIP制度における事業計画策定ガイドラインに基づき、太陽光発電設備及び風力発電設備※₁については制度適用期間終了 10 年前から本機関へ廃棄等費用の積立て※₂※₃を開始するものとします。
- 積立金の額は、応札年度におけるFIT/FIP電源と同様の金額水準とし、月次で本機関へ支払い（積立金の額の 1/120 ずつ）するものとします。

発電設備の種類	廃棄等費用積立額（各月）※ ₄ の算定式	
太陽光発電設備	1.0 万円/kW	× 設備容量（発電端） / 120
陸上風力発電設備	1.95 万円/kW	× 設備容量（発電端） / 120
洋上風力発電設備	10.70 万円/kW	× 設備容量（発電端） / 120

■ 例：30年度より20年間、制度適用期間となるケース



※₁ 海洋再エネ整備法に基づく公募案件で認定された電源を除く

※₂ 制度運営のための事務負担の軽減・制度の簡素化の観点から、全案件について本機関に対する外部積立を求めるとし、内部積立は今後必要に応じて検討する予定

※₃ 積立額に利息は付されない

※₄ 応札年度における基準額で、制度適用期間において固定額とする。なお、基準額は応札年度単位で定められる

※₅ 制度適用期間終了又は市場退出以降に発電設備の全部又は一部を廃棄する場合は、その時点で外部積立金額の全部又は一部を取り戻すものとする

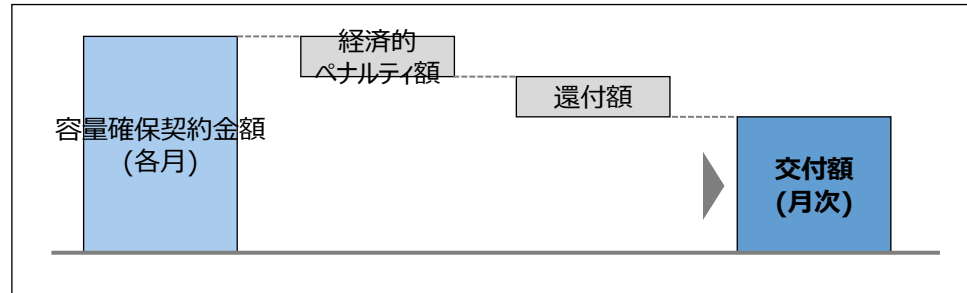
第5章 契約の履行

容量提供事業者への請求・交付

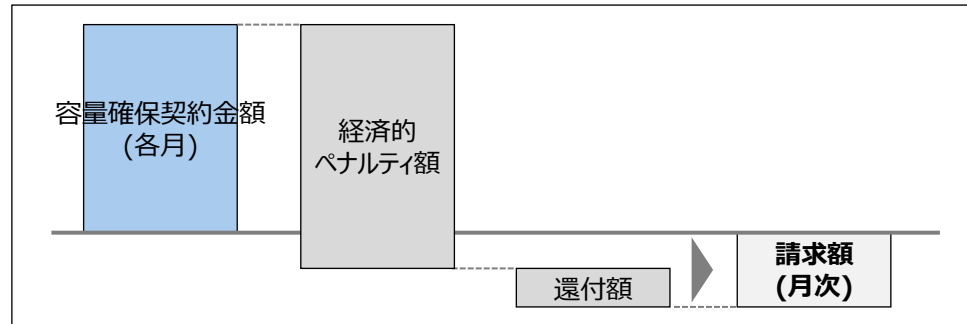
117

- 容量確保契約に対する経済的ペナルティ及び還付が発生した場合、月次で容量確保契約金額（各月）と経済的ペナルティ額、還付額を合算して、交付又は請求を行います。
- 容量確保契約の締結は電源単位で行われるため、複数の電源の容量確保契約を締結していた場合、当該事業者の他の電源の容量確保契約金額（各月）と債務を合算して精算します。

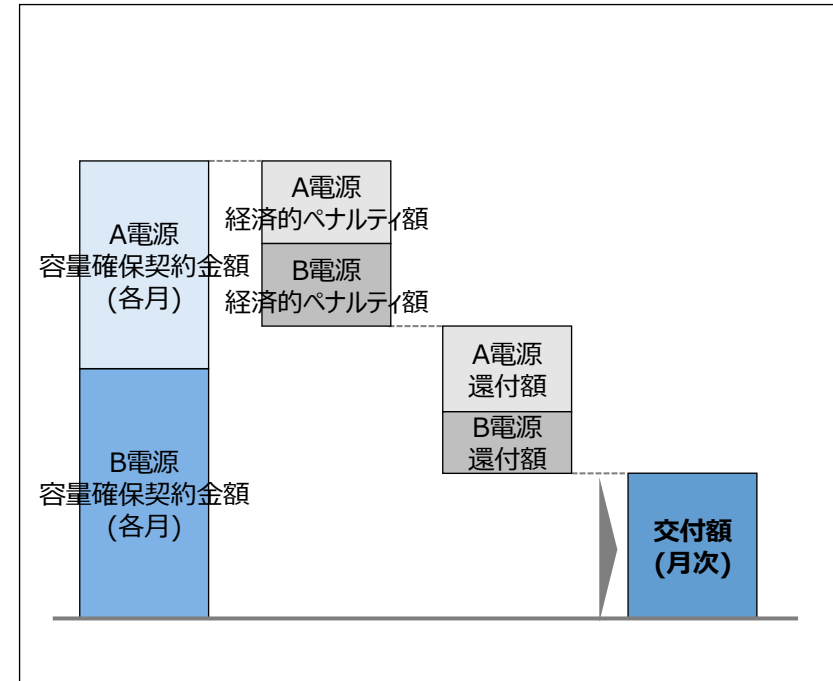
交付となるケース



請求となるケース



複数の電源の容量確保契約を締結しているケース



- ※ 経済的ペナルティは、容量確保契約の締結事業者を対象として請求が行われ、その支払状況による他の事業者への容量確保契約金額（各月）の変更はない
- ※ 対象実需給年度における年次の経済的ペナルティ及び還付額は算定結果確定後の請求交付額（月次）に反映する（対象年度の翌年度に1回/年）
- ※ 調整不調電源に科される経済的ペナルティは、対象実需給年度の初月の請求交付額（月次）に反映する
- ※ 経済的ペナルティおよび還付額の未払いが生じた場合は、容量確保契約金額は毎月の交付を行うため、対象年度の期間内で、未払いの債務が生じた月の翌月以降の容量確保契約金額（各月）と債務を合算して当該事業者との精算が行われる（その支払状況による他の事業者への容量確保契約金額（各月）の変更はない）
- ※ 廃棄等費用積立が開始した事業者については、当該積立額も含まれる

第6章 容量拠出金

- 容量拠出金の全体像
- 容量拠出金の算定概要
- 容量拠出金の請求額の算定方法
- 各小売電気事業者への請求額の算定
- 未回収分の追加請求及び還元の取引概要
- 未回収分の追加請求の配分方法
- 還元総額の算定概要
- 還元総額の配分方法
- 請求・支払フロー
- その他の容量拠出金の関連情報

- 容量拠出金とは、容量オークションによる供給力を確保するために本機関の定款に基づき、本機関の会員である小売電気事業者及び一般送配電事業者、配電事業者に拠出いただくものです。
- 容量拠出金を原資に、供給力を提供する容量提供事業者に対して本機関が容量確保契約金額を支払います。
- 本オークションの容量拠出金は、本オークションの制度適用期間開始となる2027年度以降となります。

容量拠出金と容量確保契約金額の関係



- 電気事業法上、小売電気事業者は、供給電力量（kWh）の確保のみならず、中長期的に供給能力（kW）を確保する義務があります。
- 容量市場の創設後は、国全体で必要な供給力（kW価値）を、市場管理者である本機関が容量市場を通じて一括確保をすることとなり、本機関は、定款で規定された「容量拠出金」として、小売電気事業者等からその費用を徴収します。
- よって、小売電気事業者等にとって容量市場は、電気事業法上の供給能力確保義務を達成するための手段と位置づけられます※1。

※1 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会 中間とりまとめ（平成30年7月）より抜粋

電気事業法

（供給能力の確保）

第二条の十二 小売電気事業者は、正当な理由がある場合を除き、その小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力を確保しなければならない。

2 経済産業大臣は、小売電気事業者がその小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力を確保していないため、電気の使用上の利益を阻害し、又は阻害するおそれがあると認めるときは、小売電気事業者に対し、当該電気の需要に応ずるために必要な供給能力の確保その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

電力広域的運営推進機関 定款

（容量拠出金）

第55条の2 本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量市場における供給力の確保に係る拠出金（以下「容量拠出金」という）の納入を求めることができる。また、本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量拠出金の未回収分を含めて又は追加して請求することができる。

2 本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量拠出金の額を算出するために必要な情報を求めることができる。

3 一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員は、前項の規定による本機関の求めに応じ、必要な情報を提出しなければならない。

第6章 容量拠出金 (参考) 既存の相対契約について

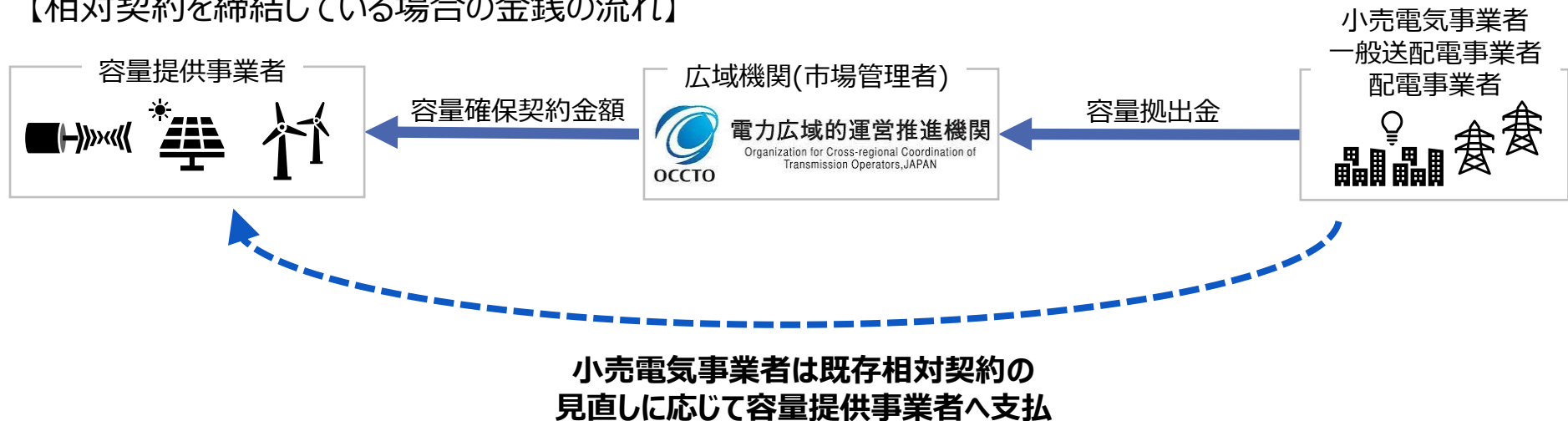
121

- 容量拠出金は、相対契約の有無等に関わらず、全ての小売電気事業者等に容量拠出金をお支払いいただきます。相対契約を締結している小売電気事業者は相対契約による支出に加えて、容量市場への支出が追加的に発生することとなります。
- 既存の相対契約については、容量市場の趣旨を踏まえ、実需給期間までに適切に見直される必要があると考えられます。
- 契約見直しを行う際の考え方は、経済産業省の審議会で示されている既存契約の見直し指針※1を参考にしてください。

※1 見直し協議において、契約先電源の落札状況の把握が必要な場合は以下を参照ください。
(本機関ホームページ) 相対契約の協議を目的とした容量市場に関する情報開示

<https://www.occto.or.jp/various/capacity-market/jitsujukyukanren/jouhoukaiji.html>

【相対契約を締結している場合の金銭の流れ】



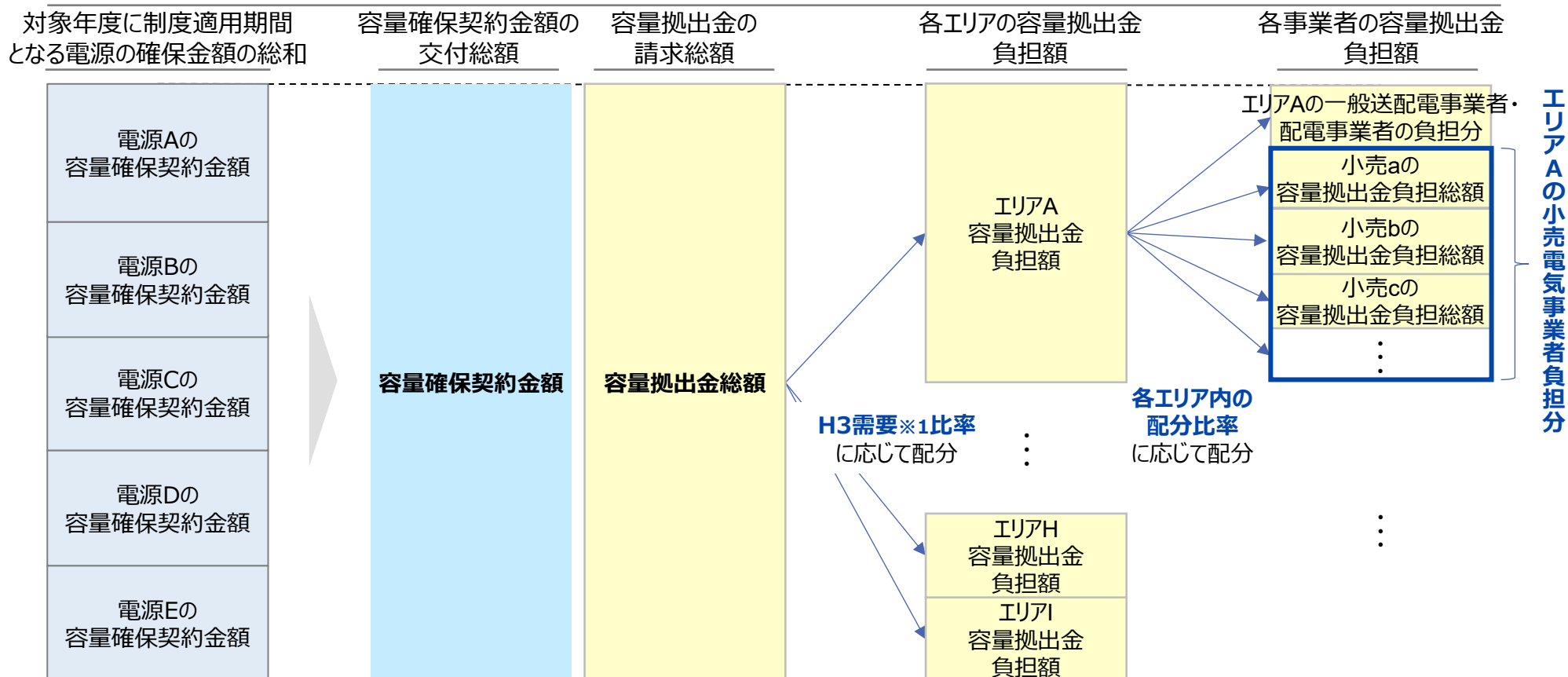
第6章 容量抛出台

容量抛出台の算定概要

122

- 各事業者の容量抛出台の負担額は、メインオークションと同様に容量確保契約金額を基に算出される容量抛出台金総額に対し、H3需要※1比率を利用してエリアごとの容量抛出台金負担額を算定し、その後当該負担額に対しエリアごとの事業者間の配分比率を利用して事業者ごとに配分することで算定します。

小売電気事業者等への容量抛出台金の配分イメージ



第6章 容量抛出台金

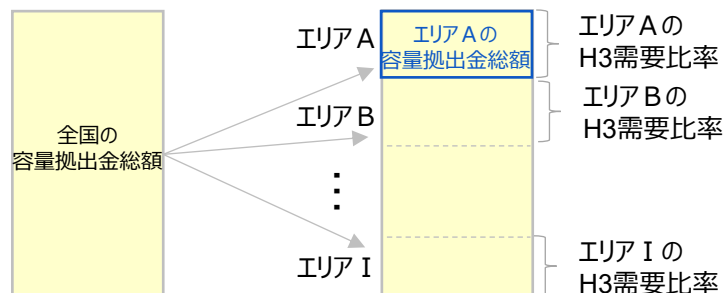
容量抛出台金の請求額の算定方法

123

■ 長期脱炭素電源オークションの容量抛出台金は、以下①～④の手順により、各事業者の負担額を決定します。

①エリア別の容量抛出台金総額の算定

全国の容量抛出台金の総額※1をエリア別のH3需要※2比率に応じて、各エリアに配分します。



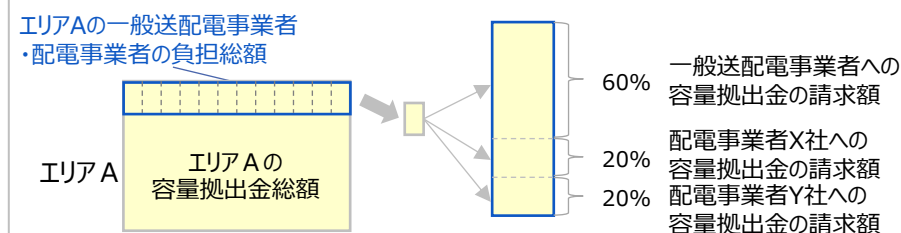
※1 当該実需給年度に本制度の適用が開始している電源等の契約単価、契約容量を基に算定

※2 当該実需給年度向けのメインオークションでエリア別の容量抛出台金総額の算定に用いるH3需要

②一般送配電事業者・配電事業者の負担総額と請求額の算定

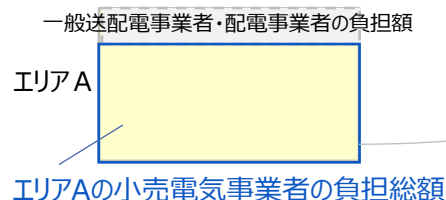
エリアに配分された容量抛出台金に、メインオークション落札時点における当該年度の送配電事業者の負担割合※3を乗じることで、エリアごとの送配電事業者の負担総額を算定し、負担総額を12等分し、各送配電事業者の配分比率※4に応じて毎月の請求額を算定します。

(例) エリアAに一般送配電事業者及び配電事業者X,Yが存在し、配分比率を60%、20%、20%とした場合



③小売電気事業者の負担総額の算定

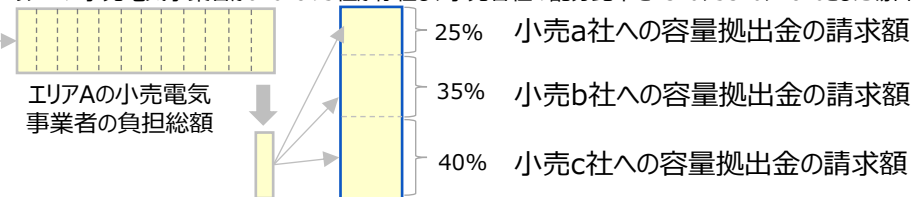
当該エリアの抛出台金の総額から送配電事業者の負担総額を減算することで、エリアごとの小売電気事業者の負担総額を算定します。



④各小売電気事業者への請求額の算定

✓エリアごとの小売電気事業者の容量抛出台金の負担総額を12等分し、小売各社の配分比率※6に応じて毎月の請求額を算定します。
✓ただし、配分比率は、前年度の年間（夏季/冬季）のピーク時の電力（kW）の構成比を基礎とし、当該年度の各月の小売電気事業者のシェア変動を加味（年間ピークの託送契約電力からの変化率に基づいて補正）します。

エリアAに小売電気事業者がa・b・cの3社が存在し、小売各社の配分比率を25%、35%、40%とした場合



※3 メインオークションのエリアの送配電事業者の負担総額※5 / メインオークションのエリアの負担総額

※4 当該実需給年度向けのメインオークションで各送配電事業者の請求額算定に用いるH3需要に占める事業者ごとの比率

※5 エリアのメインオークションの約定価格×メインオークションで用いるH3需要×8%（2025年度以降の負担比率）

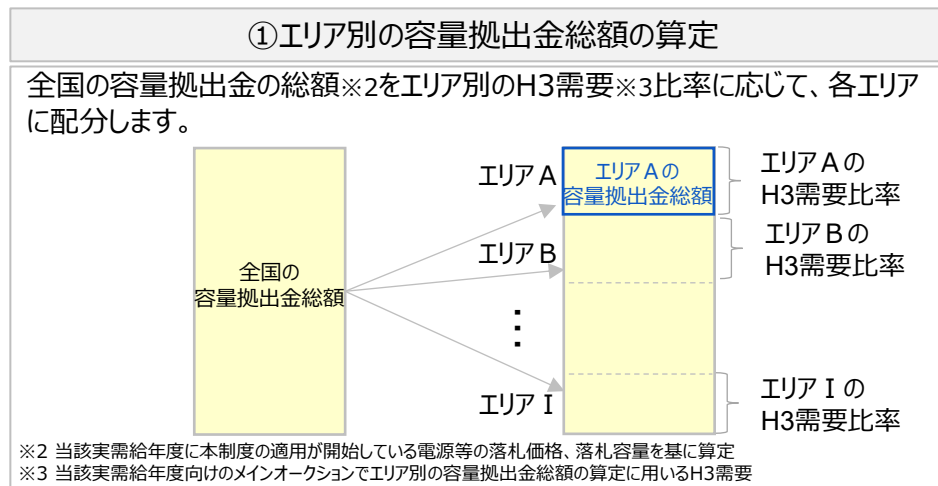
※6 小売各社の配分比率はメインオークション・追加オークションと共通のものを使用する

第6章 容量拠出金 (試算例) ①エリア別の容量拠出金総額の算定

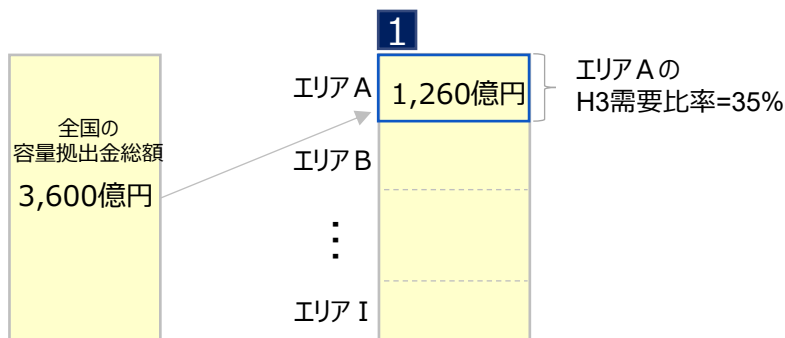
算定式

エリア別の容量拠出金総額 = 全国の容量拠出金の総額※1 × 当該エリアのH3需要比率

※1 全国の容量拠出金の総額 = Σ (当該実需給年度に制度適用期間の対象となる電源の容量確保契約金額)



試算イメージ



1 エリア A の容量拠出金の総額
 $3,600\text{億円} \times 35\% = 1,260\text{億円}$

第6章 容量抛出台

(試算例) ②一般送配電事業者・配電事業者の負担総額と請求額の算定

125

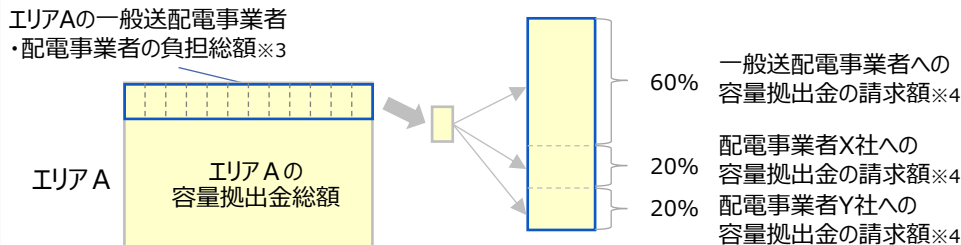
算定式

- ① エリア別の一般送配電事業者・配電事業者の負担総額
= エリア別の容量抛出台総額 × メインオークション落札時点における当該年度の送配電事業者の負担割合※1
- ② 各一般送配電事業者・配電事業者への毎月の請求額
= (① / 12) × 各一般送配電事業者・配電事業者の配分比率※2

②一般送配電事業者・配電事業者の負担総額と請求額の算定

エリアに配分された容量抛出台金に、メインオークションにおける当該年度の送配電事業者の負担割合※1を乗じることで、エリアごとの送配電事業者の負担総額を算定し、負担総額を12等分し、各送配電事業者の配分比率※2に応じて毎月の請求額を算定します。

(例) エリアAに一般送配電事業者及び配電事業者X,Yが存在し、配分比率を60%、20%、20%とした場合



※1 メインオークションのエリアの送配電事業者の負担総額※5 / メインオークションのエリアの負担総額

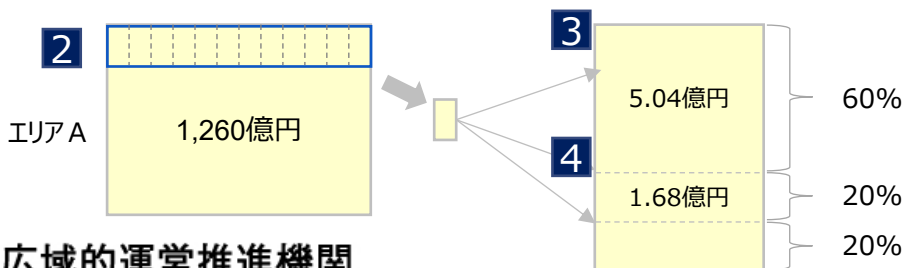
※2 当該実需給年度向けのメインオークションで各送配電事業者の請求額算定に用いるH3需要に占める事業者ごとの比率

※3 エリア別の一般送配電事業者・配電事業者の容量抛出台負担総額を12等分(12か月)で割った分については小数点以下を切り捨てる

※4 各月の請求額は小数点以下の値を四捨五入する

※5 エリアのメインオークションの約定価格×メインオークションで用いるH3需要×8% (2025年度以降の負担比率)

試算イメージ



2 エリアAの一般送配電事業者・配電事業者の負担総額
1,260億円 × 8% = 100.8億円

3 エリアAの一般送配電事業者へのある月の請求額
(100.8億円 / 12) × 60% = 5.04億円

4 エリアAの配電事業者X社へのある月の請求額
(100.8億円 / 12) × 20% = 1.68億円

第6章 容量拠出金 (試算例) ③小売電気事業者の負担総額の算定

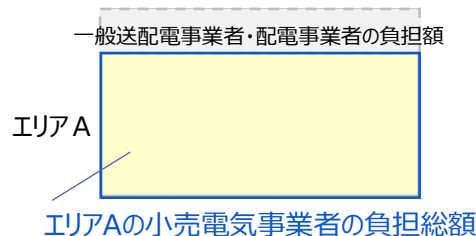
126

算定式

エリア別の小売電気事業者の負担総額
$$= \text{エリア別の容量拠出金総額} - \text{エリア別の一般送配電事業者・配電事業者の負担総額}$$

③小売電気事業者の負担総額の算定

当該エリアの拠出金の総額から送配電事業者の負担総額を減算することで、エリアごとの小売電気事業者の負担総額を算定します。



試算イメージ

一般送配電事業者・配電事業者の負担総額

5

1,159億円

5

エリアAの小売電気事業者の負担総額
 $1,260\text{億円} - 100.8\text{億円} = 1,159.2\text{億円}$

第6章 容量拠出金 (試算例) ④各小売電気事業者への請求額の算定

127

算定式

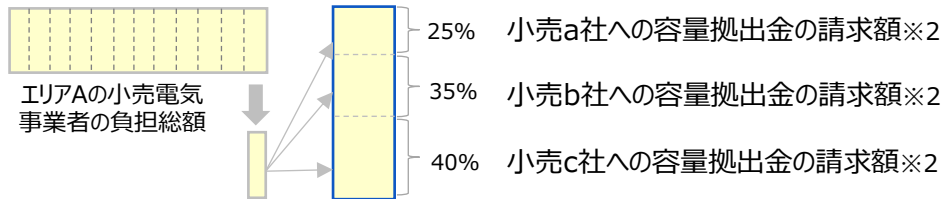
各小売電気事業者への毎月の請求額

= (エリア別の小売電気事業者の負担総額 / 12) × 小売各社の毎月の配分比率

④各小売電気事業者への請求額の算定

エリアごとの小売電気事業者の容量拠出金の負担総額を12等分し、小売各社の配分比率※1（実需給年の毎月のシェア変動を加味したもの）に応じて毎月の請求額を算定する。

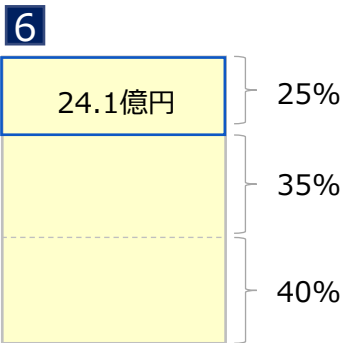
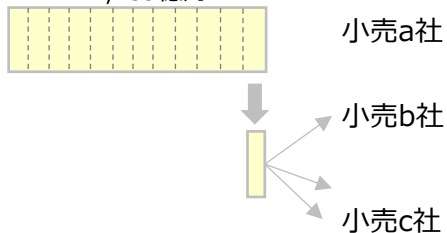
エリアAに小売電気事業者がa・b・cの3社が存在し、小売各社の配分比率を25%、35%、40%とした場合



※1 小売各社の配分比率はメインオークションと共通のものを使用する
※2 各月の請求額は小数点以下の値を四捨五入する

試算イメージ

エリアAの小売電気事業者の負担総額
= 1,159億円



6 エリアAの小売a社へのある月の請求額
(1,159億円 / 12) × 25% ≒ 24.1億円

第6章 容量拠出金

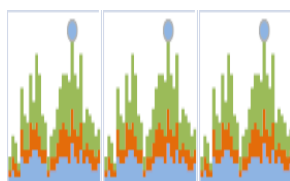
各小売電気事業者への請求額の算定_ I .前年度の当該エリアの夏季/冬季ピーク時電力kW実績の合計

128

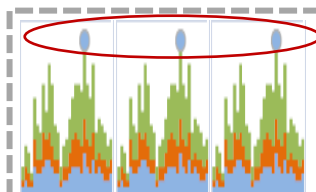
- 「ピーク時電力kW」とは、夏季ピーク（7～9月）/冬季ピーク（12～2月）の各月における、当該エリアの最大需要発生時（1時間）の電力使用量（kWh）を指します※1。
- **対象実需給前年度の夏季ピーク時電力kW実績の合計**は、実需給年度1～6回目（4月～9月分）の容量拠出金請求額算定の基礎となり、**対象実需給前年度の冬季ピーク時電力kW実績の合計**は、実需給年度 7～12回目（10月～3月分）の容量拠出金請求額算定の基礎となります。

実需給前年度におけるエリアAの需要実績

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

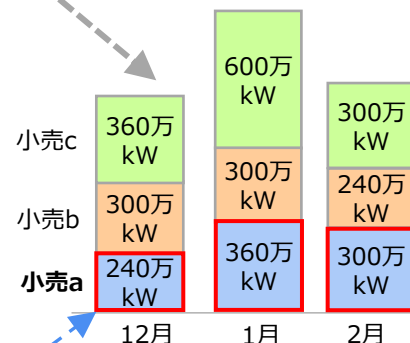


夏季ピーク



冬季ピーク

当該エリアのピーク時における、各小売電気事業者の電力使用量（1時間）を参照します。



エリアAにおける各小売電気事業者の冬季ピーク時電力kW実績



エリア合計 3,000万kW

エリアAにおける各小売電気事業者の冬季ピーク時電力kW実績の合計

※1 例) 冬季ピークの12月を対象として、エリアAにおいて実需給前年度の12月14日9:00～10:00（1時間）にエリア最大需要が発生した場合、この時間帯が最大需要発生時＝ピーク時となります。

■ 小売aのピーク時電力：240万kW（※240万kWh/1時間）
 内訳 9:00～9:30 の小売aのkWh：125万kWh
 9:30～10:00の小売aのkWh：115万kWh } 125万kWh+115万kWh=240万kWh/1時間

I . 前年度の当該エリアの夏季/冬季ピーク時電力kW実績の合計（当該小売電気事業者）

- 対象実需給前年度の夏季/冬季ピーク時電力kW実績に対し、「対象実需給前年度の夏季/冬季ピークの託送契約電力kW実績の合計」と「対象実需給年度請求対象月の託送契約電力kW実績」の変動比率によるシェア変動を算定し、次頁のとおり「シェア変動考慮後のkW(推定)」に反映します。

例：11月を容量拠出金算定対象月とした例

対象実需給前年度における小売事業者aの託送契約電力kW実績											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
						前年度の冬季ピークの託送契約電力kW					
						360万 kW 370万 kW 386万 kW					
						360万 kW 370万 kW 386万 kW					
						前年度の冬季ピークの託送契約電力kW実績の合計：1116万kW					
夏季ピーク						冬季ピーク					

ク シェア変動 : 0.278 ←
(=310万kW/1,116万kW)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
372万kW	310万kW	341万kW	372万kW	310万kW	341万kW	372万kW	310万kW	341万kW	372万kW	310万kW	341万kW

実需給年度の請求対象11月の託送契約電力kW：310万kW

Ⅱ. シェア変動

当該小売電気事業者の対象実需給年度
請求対象月の託送契約電力kW実績

当該小売電気事業者の前年度夏季/冬季
ピークの託送契約電力kW実績の合計

対象実需給年度の容量拠出金の請求対象月に係る、対象実需給前年度の夏季/冬季ピークの託送契約電力kWの合計の参照先は以下となります。

- 対象実需給年度の請求対象4月～9月分
… 実需給前年度夏季ピーク（7～9月）の
託送契約電力kW実績の合計を参照
- 対象実需給年度の請求対象10月～3月分
… 実需給前年度冬季ピーク（12～2月）の
託送契約電力kW実績の合計を参照

■ 前述のⅠ・Ⅱを用いて、**シェア変動考慮後のkW(推定)**を算定します。

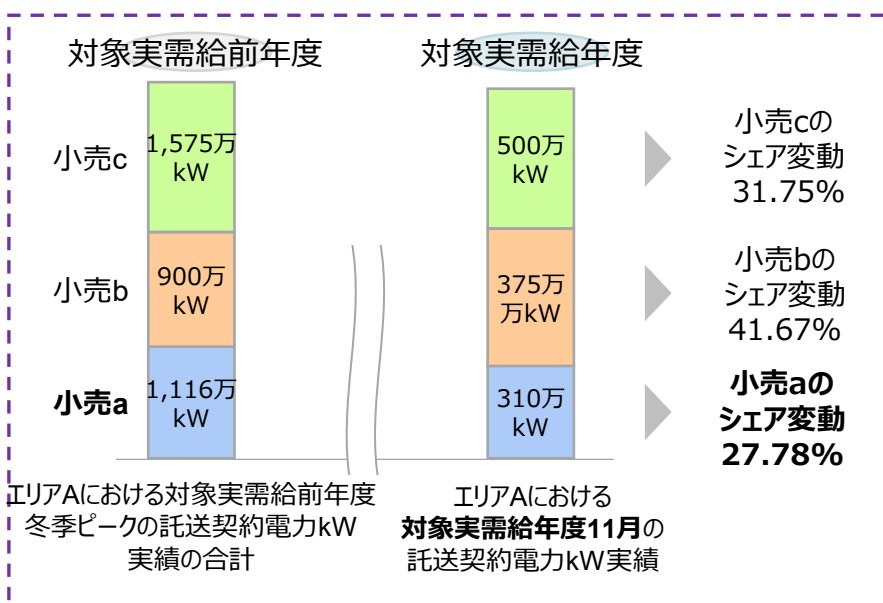
Ⅲ. **シェア変動考慮後のkW(推定)_{※1}** =

Ⅰ. 前年度の当該エリアの夏季/冬季ピーク時
電力kW実績の合計（当該小売電気事業者） ×

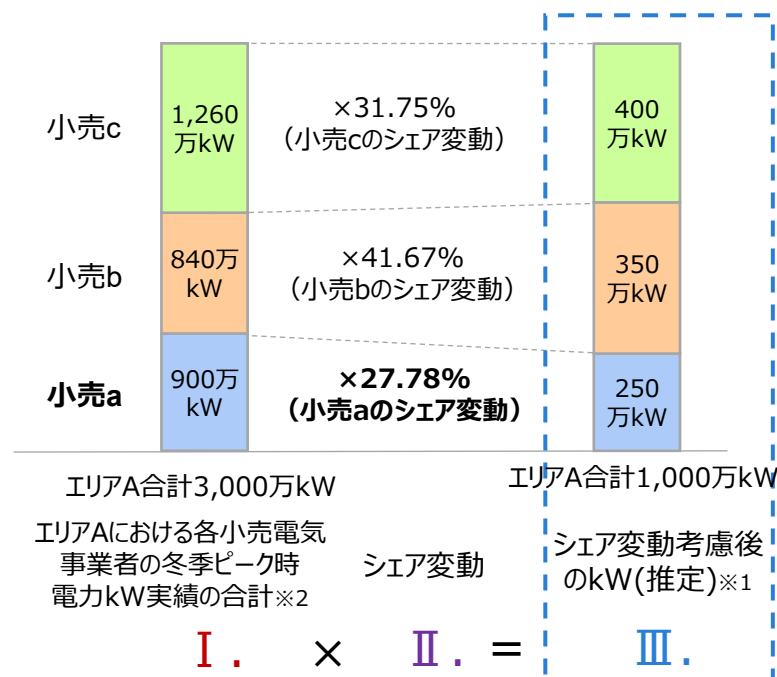
Ⅱ. **シェア変動**

当該小売電気事業者の対象実需給年度
請求対象月の託送契約電力kW実績
÷
当該小売電気事業者の前年度夏季/冬季
ピークの託送契約電力kW実績の合計

例) 対象実需給年度11月のエリアAの各小売電気事業者のシェア変動考慮後kW(推定)の算定



シェア変動考慮後
のkW(推定)を
算定します



※1 シェア変動考慮後のkW(推定)は小数点以下を四捨五入とする

※2 ピーク時電力kW実績の数値は送電端とする

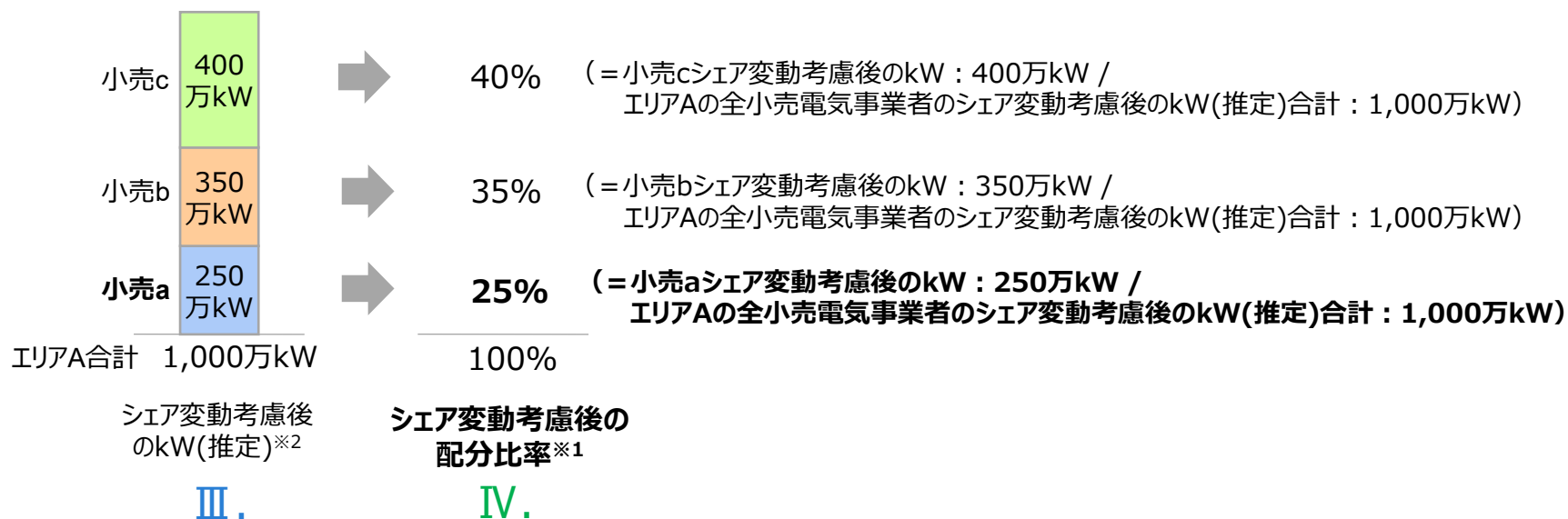
※本スライドで使用している金額は試算用の例

各小売電気事業者への請求額の算定_IV.シェア変動考慮後の配分比率

■ 前述のⅢを用いて、シェア変動考慮後の配分比率を算定します。

$$\text{Ⅳ. シェア変動考慮後の配分比率}^{\ast 1} = \frac{\text{Ⅲ. シェア変動考慮後のkW(推定)}^{\ast 2}}{\text{当該エリアの全小売電気事業者のシェア変動考慮後のkW(推定)合計}}$$

例) 対象実需給年度11月のエリアAの各小売電気事業者のシェア変動考慮後の配分比率



- 前述のIVを用いて、各小売電気事業者の容量抛出兵請求額を算定します。

$$\text{各小売電気事業者への毎月の請求額}^{\ast 1} = (\text{エリア別の小売電気事業者の負担総額} / 12)^{\ast 2} \times \text{IV.} \text{ シェア変動考慮後の配分比率}$$

例) 対象実需給年度11月のエリアAの小売電気事業者aの容量抛出兵請求額

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{エリアAの小売aの} \\ \text{2024年11月算定対象の} \\ \text{容量抛出兵請求額}^{\ast 1} \\ \hline \text{≒24.1億円} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{エリアAの小売電気事業者の容量} \\ \text{抛出兵負担総額/12か月}^{\ast 2} \\ \hline \text{96.6億円} \\ \text{(1,159億円/12)} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{IV.} \\ \text{エリアAにおける小売aの} \\ \text{シェア変動考慮後の配分比率}^{\ast 3} \\ \hline \text{25\%} \\ \hline \end{array}$$

※1 各月の請求額は小数点以下の値を四捨五入する

※2 12か月で割った部分については小数点以下を切り捨てる

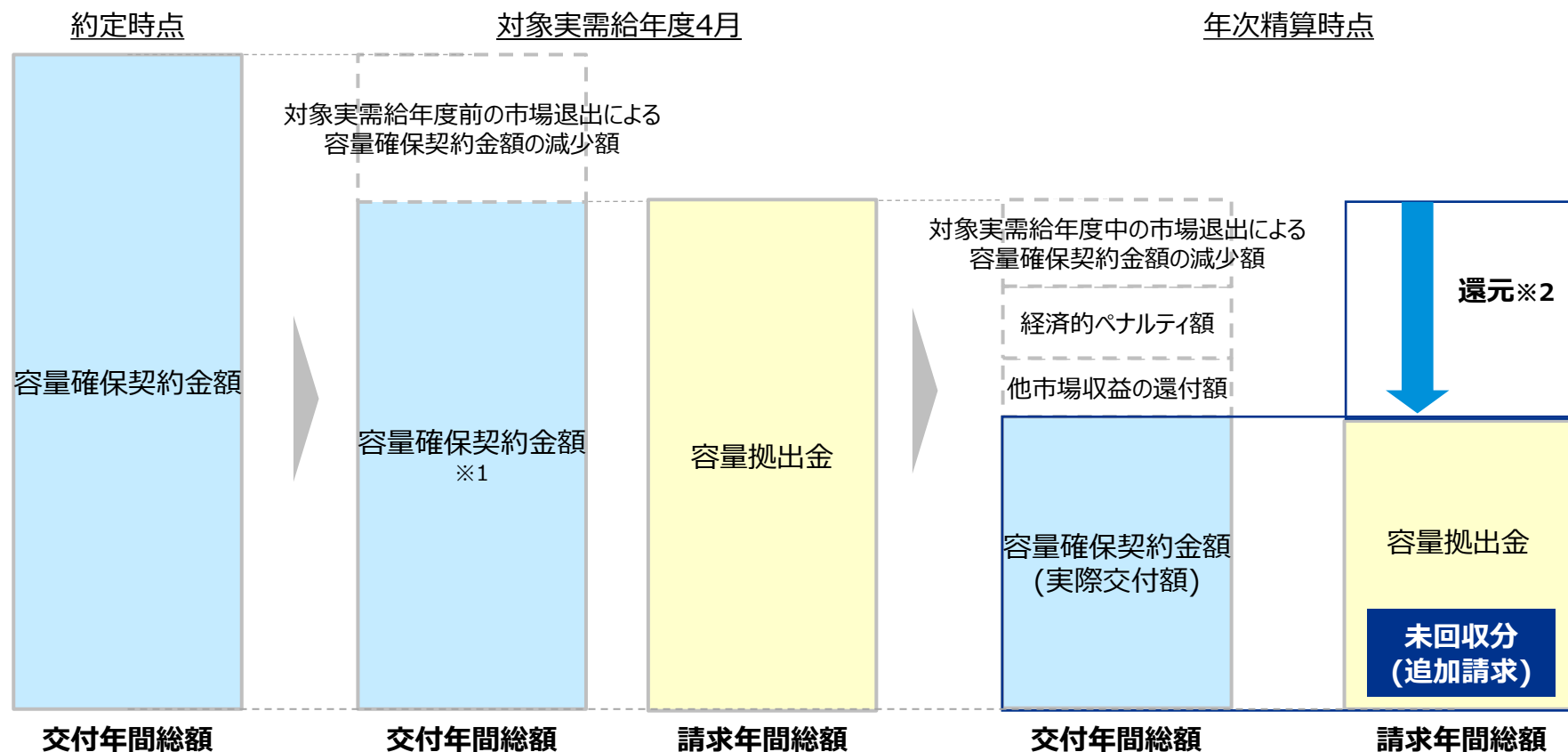
※3 シェア変動考慮後の配分比率は小数点以下16位まで計算する（小数点以下17位を四捨五入）

第6章 容量拠出金

未回収分の追加請求及び還元の取引概要

133

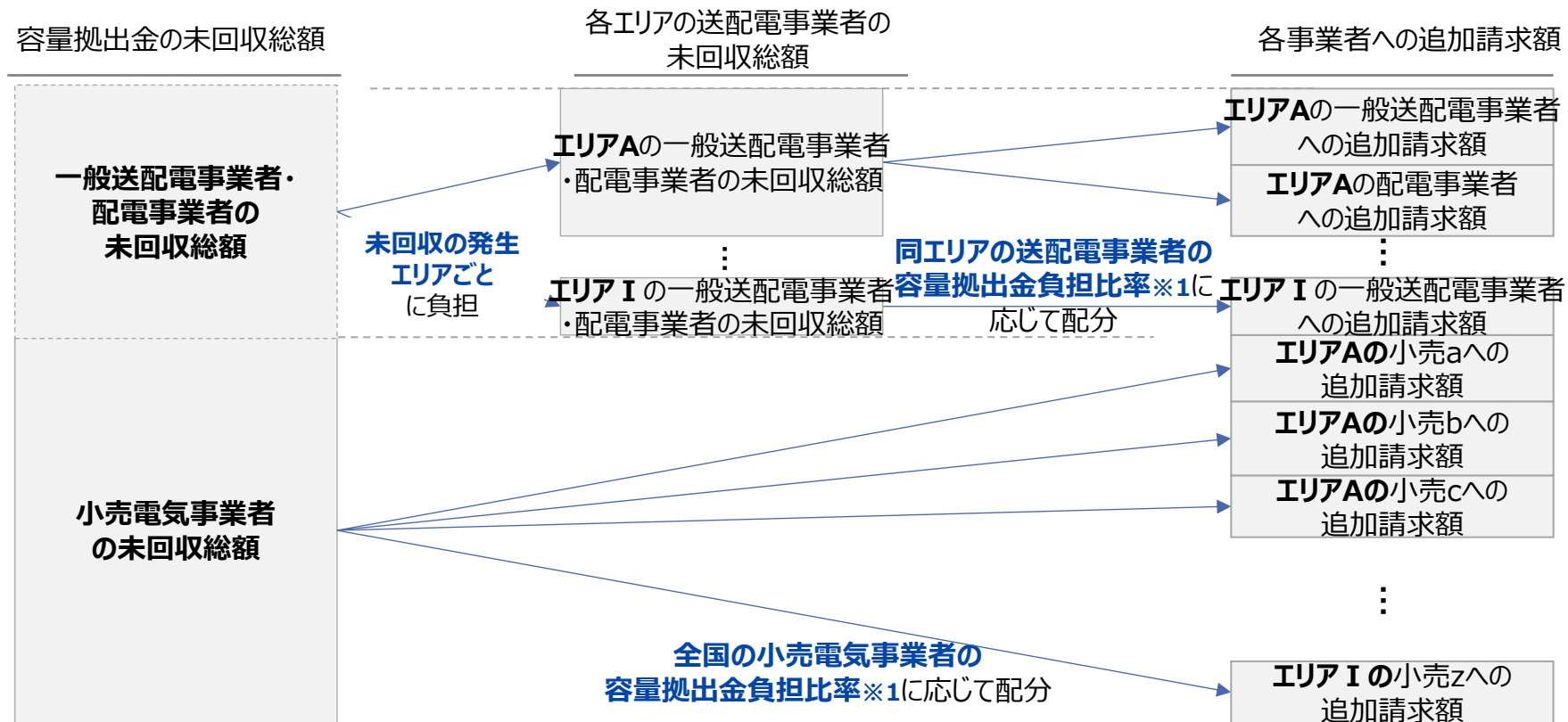
- 未回収分の追加請求は、容量拠出金の未回収分を他の事業者から回収する取引です。
- 還元は、対象実需給年度4月の容量確保契約金額から対象実需給年度のペナルティ額や他市場収益の還付などを差し引いた容量提供事業者の実際交付額と、小売電気事業者等の取引の総額を一致させるための取引です。（経済的ペナルティや還付等で生じた差額を調整し、小売電気事業者等に配分するもの）



第6章 容量拠出金 未回収分の追加請求の配分方法

- 一般送配電事業者・配電事業者への追加請求額は、未回収が発生した同エリアの一般送配電事業者と配電事業者へ、当該実需給年度の容量拠出金負担比率をもとにして算定を行います。
- 各小売電気事業者への追加請求額は、全国の未回収総額に当該実需給年度の容量拠出金負担比率を乗じることによって算定を行います。

小売電気事業者等に対する未回収の追加請求額の配分イメージ

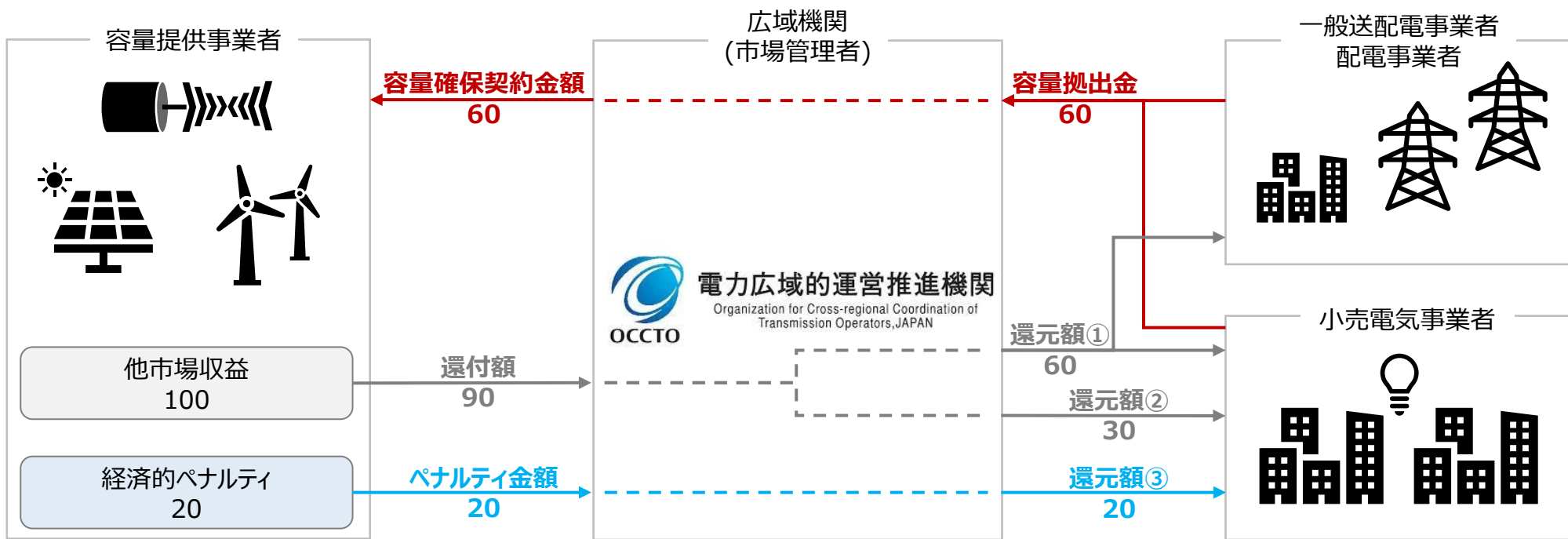


※1 容量拠出金の未払が発生した事業者分の容量拠出金は除く

第6章 容量抛出名 還元総額の算定概要

- 容量提供事業者からの「還付額」のうち、「容量確保契約金額」までは小売電気事業者、一般送配電事業者及び配電事業者に対して還元し、それを超える部分は小売電気事業者のみに還元します。
- 容量提供事業者からの経済的ペナルティは、小売電気事業者のみに還元します。

容量確保契約金額を60、他市場収益を100、経済的ペナルティを20とした場合



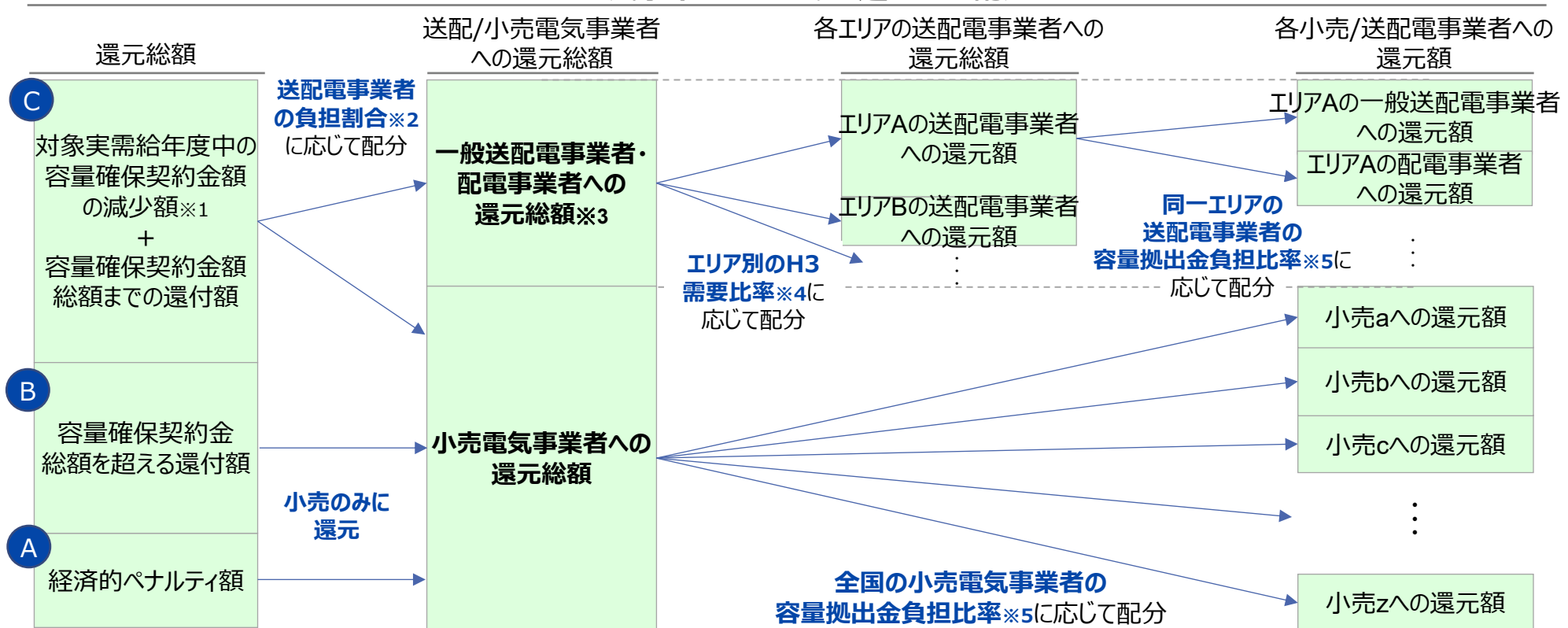
- 還元①：容量確保契約金額(60)までの還付額(60)は小売電気事業者・一般送配電事業者・配電事業者へ還元
還元②：容量確保契約金額(60)を超える還付額(30)は小売電気事業者のみに還元
還元③：ペナルティ金額(20)は小売電気事業者のみに還元

第6章 容量拠出金 還元総額の配分方法

136

- 一般送配電事業者・配電事業者への還元額の算定は、未回収の追加請求先が同エリア内の事業者を対象とすることから、還元総額にエリア別のH3需要比率を乗じた上で、容量拠出金負担比率をもとに行います。
- 各小売電気事業者に対する還元額は、還元総額に当該実需給年度の容量拠出金負担比率を乗じることで算定を行います。

小売電気事業者等に対する還元額の配分イメージ



※1 系統接続費（円/kW/年）と価格差に着目した支援制度・拠点整備支援制度（円/kW/年）にかかる応札時の見積額と実績額との差額の減額が、交付年間総額（対象実需給年度4月）の算定に間に合わなかった場合における減額分も含む

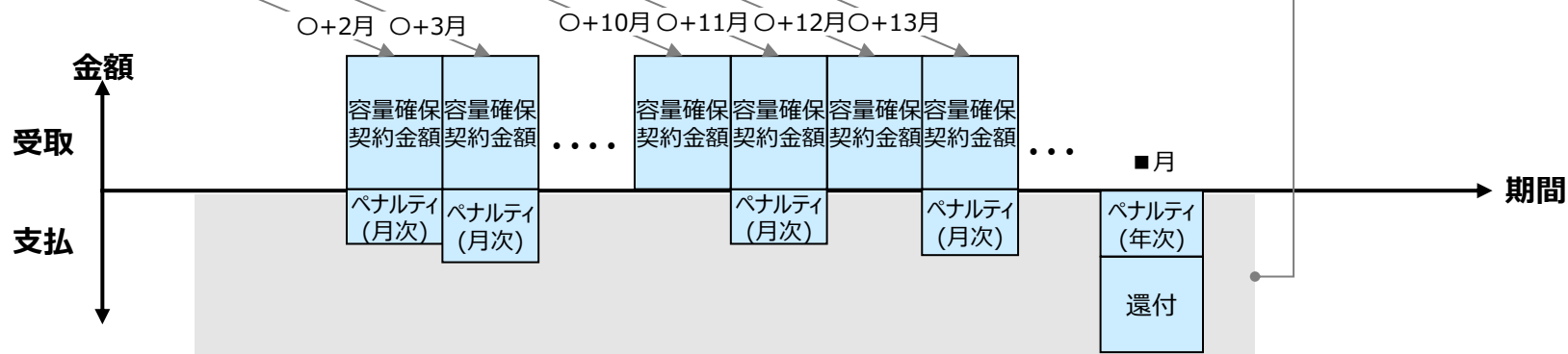
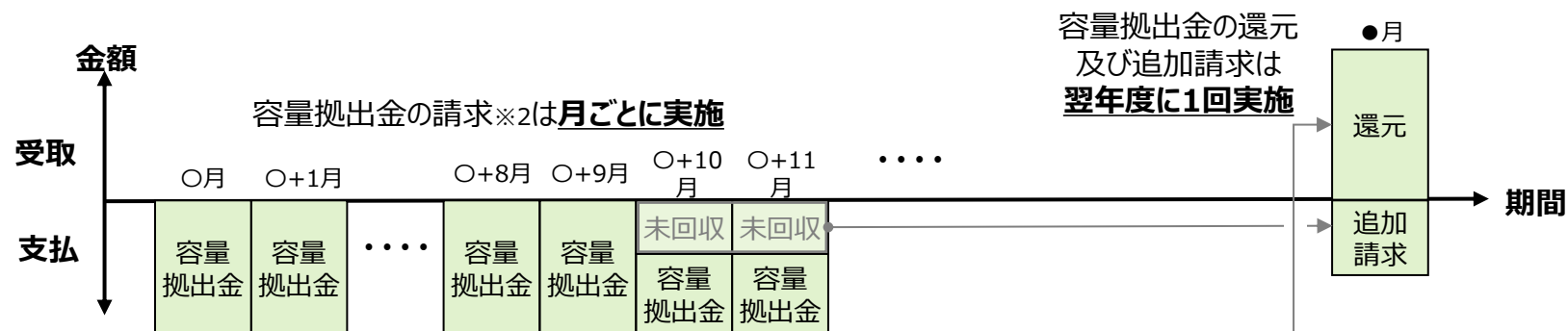
※2 対象実需給年度に支払われた容量拠出金全体の実績に対する送配電事業者の支払実績（案）

※3 送配電事業者の還元は未回収の追加請求に合わせてエリアへ配分後に各社へ配分する

※4 メインオークション落札時点のH3需要比率

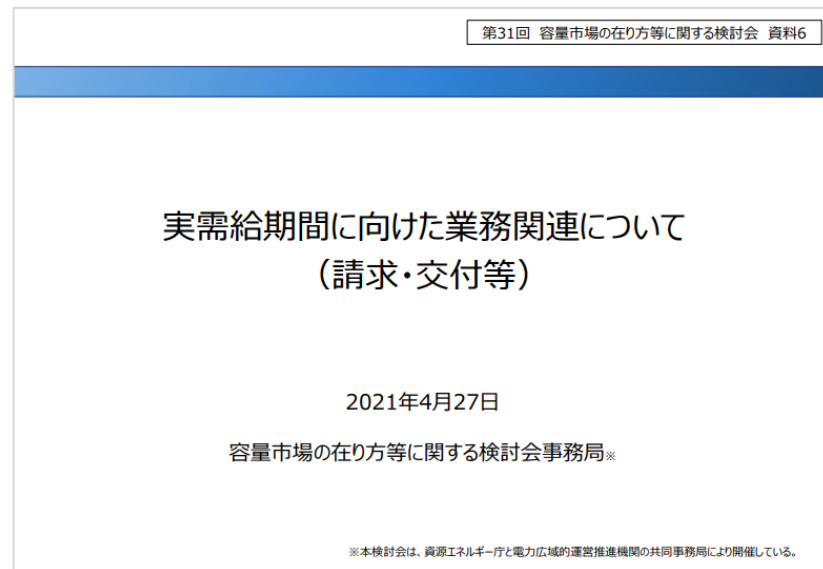
※5 メインオークション分、追加オークション分及び長期脱炭素電源オークション分を合算して請求される容量拠出金のうち、未払が発生した事業者分の容量拠出金は除く

- ## N年度分の容量拠出金の支払・還元のタイミングイメージ



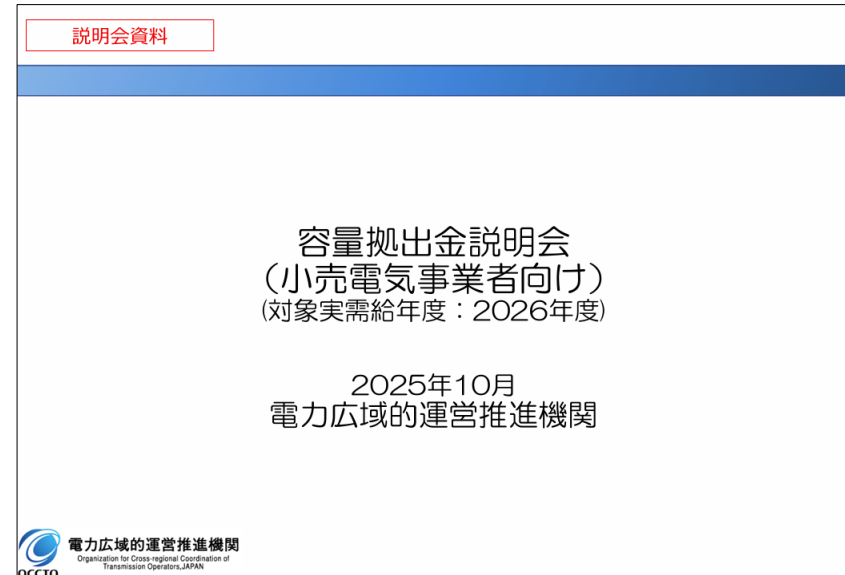
- その他関連情報については、メインオークションにおける容量抛出台の取扱いを第31回容量市場の在り方等に関する検討会や容量抛出台説明会にて整理しておりますので、適宜ご参照いただきながら確認してください。

【参考】第31回 容量市場の在り方等に関する検討会 資料6



出典： https://www.occto.or.jp/assets/iinkai/youryou/kentoukai/2021/files/youryou_kentoukai_31_06.pdf

【参考】容量抛出台説明会



出典： https://www.occto.or.jp/assets/various/capacity-market/youryou_setsumeikai/251014_youryou_kyoshutsukin_setsumeikai_r4.pdf

第7章 その他

- 本オークションの留意点
- 容量市場における消費税の取り扱いについて
- 容量市場取引におけるインボイス制度への対応
- SNS等での情報発信
- 各種資料等参照先
- FAQ
- お問い合わせ先

- 参加登録期間が短いため、提出書類については早めのご準備をお願いします。
- クライアント証明書の有効期限が過ぎますと、容量市場システムが使用できなくなります。有効期限をご確認いただき、期限が切れる前にクライアント証明書の更新をお願いいたします。また、IDとパスワードについてもお早目にご確認していただき、不明点があれば本機関までご連絡願います。
- メインオークションにおいて事業者情報を登録済の事業者は、新たに事業者情報を登録する必要はありません。登録済の事業者情報について内容を確認の上、必要に応じて修正してください。
- なお、本オークションの参加対象となる電源は、関係法令（電気事業法等）や系統運用ルール（需給バランス制約による出力制御、送電容量制約による出力制御等）などに準拠しているか確認の上、応札していただきますようお願いいたします。
- 本オークションにおける取引のうち、対価性が認められるものは消費税の課税対象となります。容量市場の取引における課税対象とインボイス制度への対応方法を確認の上、本機関からの支払通知・請求に対応していただきますようお願いいたします。

- 容量確保契約金額、容量拠出金は消費税の課税対象となります。
- 調整不調電源に科される経済的ペナルティ、実需給期間中の経済的ペナルティ、他市場収益の還付額は、容量確保契約金額を上回る部分のみ不課税対象となります。
- 詳細は公表済の「容量市場における税金の取り扱いについて※1」を参照してください。

1. 容量市場における消費税の取り扱い

（１） 容量確保契約金額における消費税の取り扱い（広域機関・容量提供事業者間）
広域機関から発電事業者などの容量提供事業者を支払われる容量確保契約金額は消費税の課税対象となります。

（例１）容量確保契約金額が１億円の容量提供事業者の場合、消費税（１０％）１,０００万円を含めた計１億１,０００万円を広域機関より受け取るようになります。

（例２）容量確保契約金額が１億円の容量提供事業者の場合で、リクワイアメント未達成によって７,０００万円に減額になった場合、消費税（１０％）の７００万円を含めた計７,７００万円を広域機関より受け取るようになります。ただし、リクワイアメント未達成による減額の総額が容量確保契約金額を上回った場合については、消費税の課税対象外となります。

（例３）容量確保契約金額が１億円の容量提供事業者の場合で、リクワイアメント未達成によって１億円の減額が生じ、さらに容量提供事業者が広域機関に１,０００万円を支払う事になった場合、消費税を課税せず１,０００万円を広域機関に支払うこととなります。

（２） 容量拠出金における消費税の取扱い（広域機関・小売電気事業者間）

小売電気事業者から広域機関に支払われる容量拠出金は消費税の課税対象となります。

（例）容量拠出金が１億円の小売電気事業者の場合、消費税（１０％）１,０００万円を含めた計１億１,０００万円を広域機関に支払うこととなります。

容量確保契約金額

： 課税対象

調整不調電源に科される経済的ペナルティ、
実需給期間中の経済的ペナルティ、
他市場収益の還付

： 課税対象 / 不課税対象

* 経済的ペナルティ及び他市場収益の還付額のうち、
容量確保契約金額を上回る部分のみ不課税対象

容量拠出金

： 課税対象

第7章 その他

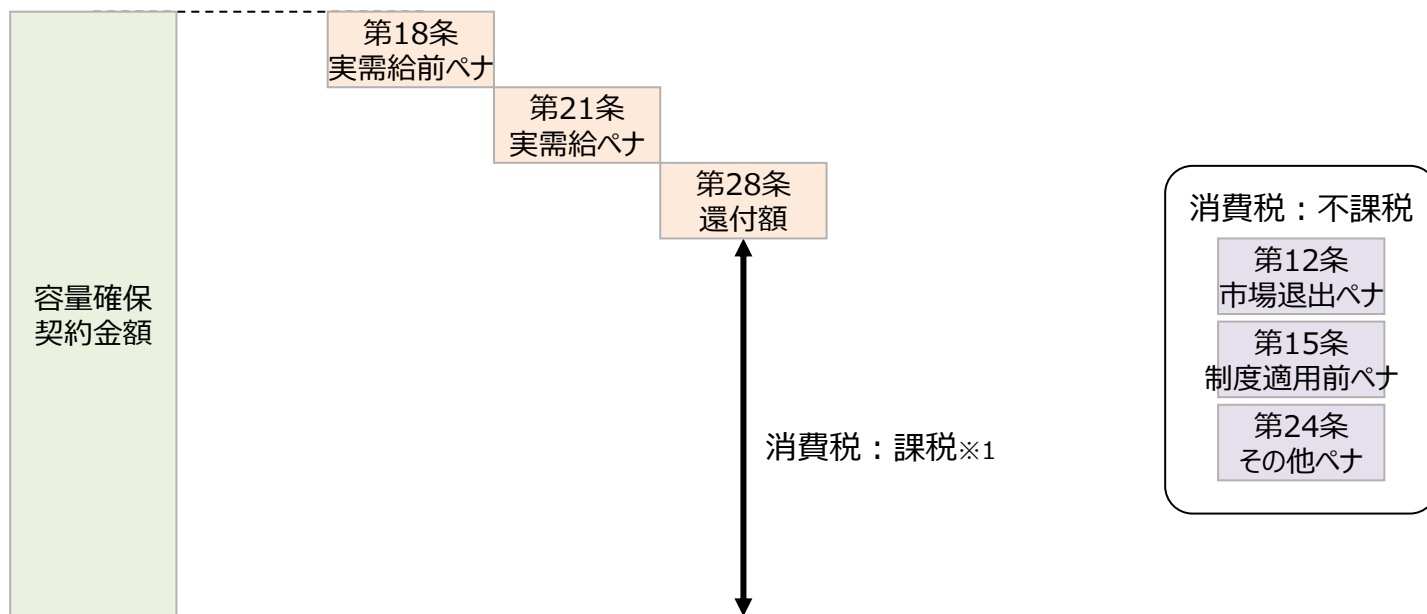
容量市場における消費税の取り扱いについて（2/2）

142

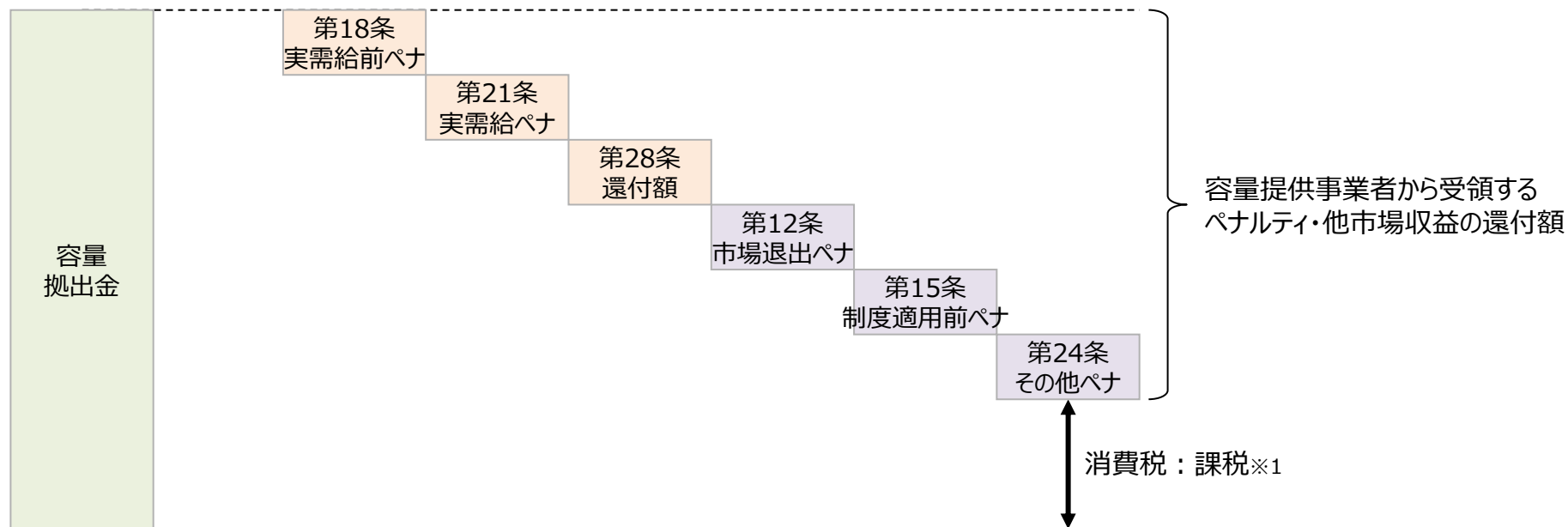
- 小売電気事業者等の事業者に関連する取引として、容量拠出金、未回収分の追加請求、還元があります。
- 既に公表済みの情報を含め、容量市場取引別の消費税の取扱いは以下のとおりです。

取引の種類	取引の性質	消費税の取り扱い※3
容量拠出金※1	小売電気事業者・配電事業者・一般送配電事業者が、供給力を維持・確保するための手段として支払う費用と位置づけられる。制度設計上も容量確保契約金額の原資とされている。	課税
未回収分の追加請求※1	容量拠出金において未回収分が生じた場合の、回収先変更による追加的な請求であり、取引上の位置づけは通常の容量拠出金請求と同様である。	課税
還元※2	経済的ペナルティなどの発生に伴い減少する容量確保契約金額の年間総額と容量拠出金の年間総額の差額調整として、一旦回収した容量拠出金の事後的な返還と位置付けられる。	課税

- 容量提供事業者は、供給能力を提供する対価として、約款第6条に基づき、容量確保契約金額を受領します。
- 約款第21条に定める対象実需給年度のペナルティ、第28条に定める他市場収益の還付については、容量確保契約金額を実質的に減額するものであるため、容量確保契約金額から当該ペナルティ・還付を控除した後の金額が課税として処理されます※1。
- 約款第12条に定める市場退出時の経済的ペナルティ、第15条に定める制度適用期間前のペナルティ、第24条に定めるその他のペナルティは、供給能力の提供に関係なく、容量確保契約に基づき発生するペナルティであり、「供給能力の提供」という対価性が認められないため、容量確保契約金額から控除せず、不課税として処理されます。



- 小売電気事業者は、供給能力の確保義務を負っているところ、容量市場に対する容量拠出金の支払により、当該義務を果たすとされています。また、一般送配電事業者は実需給断面での周波数調整に必要な調整力を確保する責任を負っています。
- 容量拠出金は、広域機関が容量提供事業者へ支払う容量確保契約金額及び、容量提供事業者から受領するペナルティ・他市場収益の還付額を勘案し、金額の算定を行い、小売電気事業者等へ請求が行われます。
- そのため、小売電気事業者等が支払う容量拠出金は、容量提供事業者において課税処理となっている約款第18条・第21条・第28条だけでなく、不課税処理となっている第12条・第15条・第24条を考慮した全体が、「供給能力の確保義務の履行」という対価性が認められることから、課税として処理されます※1。



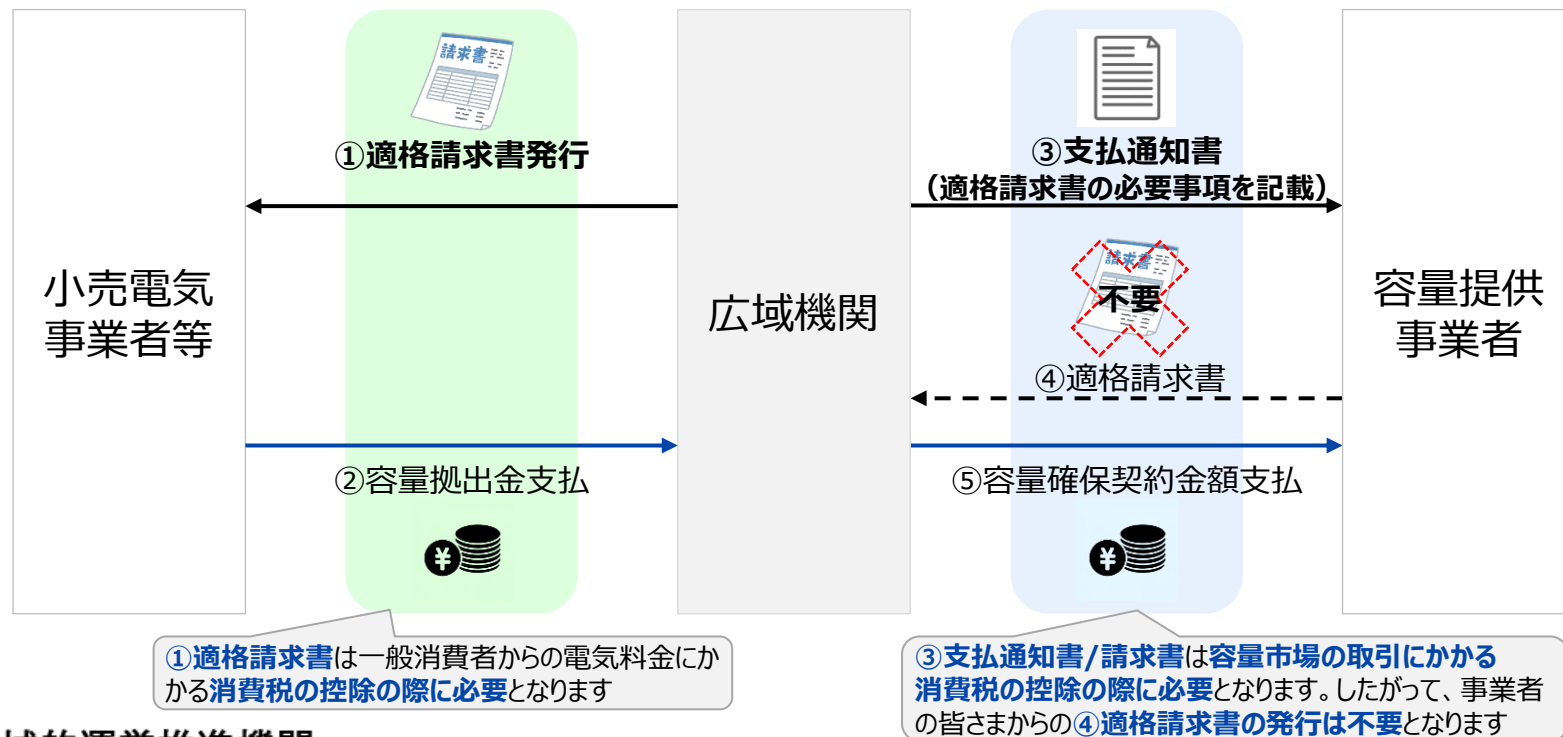
第7章 その他

容量市場取引におけるインボイス制度への対応

145

- 消費税の仕入れ税額控除のために、容量市場における取引においてもインボイス制度対応を行う必要があります。
- 本機関は小売電気事業者等（一般送配電事業者・配電事業者を含む）へ本機関の登録番号を記載した容量拠出金の適格請求書を発行します※1。
- 容量提供事業者からの適格請求書発行の代替手段として、本機関が発行する容量提供事業者への支払通知書内に適格請求書に必要な情報を記載する運用を予定しております。

■ 例：容量確保契約金額が経済的ペナルティより大きい場合の実運用イメージ



※1 小売電気事業者等は、会員情報管理システムを通じて登録番号を登録すること。当該番号は本機関から発行する請求書又は支払通知書に記載する

- 小売電気事業者と登録特定送配電事業者の方は、会員情報管理システムに以下の情報を登録してください。
- インボイス制度における適格請求書発行事業者の登録番号
 - 年次精算において還元額が発生し、本機関から支払通知書が発行される場合※1に、当該金額を本機関から支払うための口座情報※2※3

インボイス制度における適格請求書
発行事業者の登録番号

年次精算において還元額が発生し、
本機関から支払通知書が発行される
場合に、当該金額を本機関から支払う
ための口座情報※2※3

●容量市場口座情報等 登録

〔インボイス制度に関する情報〕

登録番号
(適格請求書発行事業者)

〔口座情報〕

金融機関コード

銀行名

支店番号

支店名

口座種別

口座番号

口座名義

口座名義カナ

〔株式会社等が振込名義人の場合〕※振込入金時に事業者の特定のために利用します。

事業者コード(債権代表者)

債権代表者振込名義カナ

※1 年次精算(対象実需給年度X年度)において、追加請求額及び対象実需給年度X+1年度の月次の容量拠出金請求額の合計額が、還元額を上回る場合は請求書を、追加請求額及び対象実需給年度X+1の月次の容量拠出金請求額の合計額が、還元額を下回る場合は支払通知書を、本機関から発行する

※2 「口座名義カナ」「債権代表者振込名義カナ」に入力可能な文字は下記の通り
半角カナ(小文字を除く)、半角濁点・半濁点、半角英大文字(A~Z)、半角数字(0~9)、半角SP〔 λ° - λ 〕、半角記号4種類(() -〔ハイフン〕 .〔ピリオド〕)
半角カナ小文字(ツ・ヨ・ユ等)は利用できないため、半角カナ大文字で入力すること

※3 登録口座は当座預金口座又は普通預金口座とすること

「容量市場口座情報等」画面イメージ

- 容量市場かいせつスペシャルサイトでの制度の解説やYouTube、Xによる発信も行っています。

容量市場かいせつスペシャルサイト



[容量市場かいせつスペシャルサイト | 電力広域的運営推進機関
ホームページ \(occto.or.jp\)](https://occto.or.jp)

容量市場かいせつスペシャルサイト 長期脱炭素電源オークション特設ページ



[長期脱炭素電源オークションを知ろう! | 電力広域的運営推進機関ホームページ \(occto.or.jp\)](https://occto.or.jp)

Youtubeによる説明動画の配信



[電力広域的運営推進機関 - YouTube](https://www.youtube.com/channel/UCOccto)

X による発信



[電力広域的運営推進機関 \(@occto_jp\) /](https://twitter.com/occto_jp)

- 容量市場かいせつスペシャルサイト : <https://www.occto.or.jp/capacity-market/>
- 容量市場関係の情報・手続き : <https://www.occto.or.jp/various/capacity-market/>
- 容量市場の在り方等に関する検討会 : <https://www.occto.or.jp/iinkai/youryou/index.html>
- 容量市場説明会資料・動画 : https://www.occto.or.jp/various/capacity-market/youryou_setsumeikai.html
- 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会
電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会（第102回まで）／次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会 制度検討作業部会（第103回から第114回まで）／次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会 電力安定供給ワーキンググループ
第八次中間とりまとめ（令和4年10月）
https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/20221003_1.pdf
第十一次中間とりまとめ（令和5年6月）
https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/20230621_1.pdf
第十八次中間とりまとめ（令和6年8月）
https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/20240816_1.pdf
第二十二次中間とりまとめ（令和7年8月）
https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/jisedai_kiban/system_review/pdf/20250827_1.pdf
長期脱炭素電源オークションの第4回募集に向けて（令和8年8月）
https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/jisedai_kiban/stable_power_supply_wg/pdf/006_s02_00.pdf
長期脱炭素電源オークションガイドライン（令和8年8月）
https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/regulations/pdf/choukigl_20260831.pdf
- 電力・ガス取引監視等委員会
長期脱炭素電源オークションにおける他市場収益の監視の在り方に関する検討会 とりまとめ（令和7年7月）
https://www.egc.meti.go.jp/activity/emsc/pdf/002_carbotorimatome.pdf

- 本機関への問合せ内容や本オークションの公表資料に係る過去の意見募集をもとに作成した「長期脱炭素電源オークションFAQ」を、本機関HP「容量市場 FAQ」にて公表しています。
- 本オークションについて不明点がある場合は、「長期脱炭素電源オークションFAQ」をご確認ください。

長期脱炭素電源オークションFAQの公表箇所※1



電力広域的運営推進機関
Organization for Cross-regional Coordination of
Transmission Operators, JAPAN

→ アクセス → お問合せ → 採用情報 JP | EN

広域機関とは 業務紹介 各種手続き 各種情報提供 委員会・検討会 各種専用システムログイン

SEARCH MENU

Top > 各種手続き > 容量市場関係の情報・手続き > 容量市場 FAQ

Procedure — 各種手続き

容量市場 FAQ

・ 容量市場 メイン・追加オークションFAQ(44KB)  (2025年7月1日更新)

・ 容量市場 長期脱炭素電源オークションFAQ (53KB)  (2026年9月15日更新)

・ 容量市場における税金の取り扱いについて(61KB) 

・ 容量市場における消費税の取り扱いについて(536KB) 

・ 容量市場 長期脱炭素電源オークションにおける物価補正に用いるコアCPIについて(609KB) 

長期脱炭素電源オークションに係るFAQ

※FAQの最新版が公表された場合は、広域機関HPに公表される最新版をご確認ください。

No.	対象文	章	表	項	FAQ区分	質問	回答
1	募集要項	第3章 募集概要	—	第2項 募集内容	参加登録可能な事業者	長期脱炭素電源オークションへの参加登録に際して電気事業者としての許可が必要ですか。また、電源を所有している必要はありますか。	応札時点で電気供給事業者でない場合、供給力提供開始時期までに電気供給事業者としての登録を行うください。事業計画に定める参加要件を満たしている、電源を所有していても当該事業者名義で事業カードを取得し、長期脱炭素電源オークションに応札可能です。
2	募集要項	第3章 募集概要	—	第2項 募集内容	応札可能な電源	工事発注や工事着手が実施済の電源について、工事が完了していない場合、長期脱炭素電源オークションに参加することは可能でしょうか。	長期脱炭素電源オークションにおいては、供給力提供開始前の電源が対象です。このため、すでに工事が開始されている、応札時点で供給力提供開始前の電源であればオークションに参加することが可能です。
3	募集要項	第3章 募集概要	—	第2項 募集内容	応札可能な電源	既にメインオークション・追加オークションで落札されている電源については応札不可となりますが、リプレース後の電源が落札されていない場合、長期脱炭素電源オークションに参加することは可能でしょうか。	リプレース・改修前の電源がメインオークション・追加オークションで落札されている、リプレース後の電源が落札されていない場合、長期脱炭素電源オークションへの参加は可能です。
4	募集要項	第3章 募集概要	—	第2項 募集内容	応札可能な電源	参加対象となる電源として(今後、設備投資が必要であり、応札時点で供給力提供開始前の電源)とありますが、建設期間中もしくは完工前の電源もこれに含まれ、長期脱炭素電源オークションへ参加可能でしょうか。	長期脱炭素電源オークションへ応札が可能な電源は、応札時点で供給力提供開始前の電源が対象です。このため、電源等要件を満たす電源で応札時点において供給力提供開始前の電源であれば、建設期間中もしくは完工前の電源でも長期脱炭素電源オークションに参加可能です。
5	募集要項	第3章 募集概要	—	第2項 募集内容	応札可能な電源	小売電気事業者へ運用を委託し、小売電気事業者が発電量調整供給契約を締結している電源(参加要件中の発電量調整供給契約者ではない電源)は登録可能な電源でしょうか。	電源登録可能です。
6	募集要項	第3章 募集概要	—	第2項 募集内容	応札可能な電源	メインオークションまたは追加オークションと併せて参加登録及び応札を行うことは可能でしょうか。また、メインオークションと、長期脱炭素電源オークションの適用年度が異なっても、参加は可能でしょうか。	メインオークションまたは追加オークションの電源等情報に登録を行う電源でも、落札していない場合は、長期脱炭素電源オークションへの参加が可能です。メインオークションまたは追加オークションに落札している場合は、長期脱炭素電源オークションへの参加はできません。メインオークションまたは追加オークションで落札後に長期脱炭素電源オークションも落札された場合は、長期脱炭素電源オークションの応札容量の量が市場退出となり、市場退出ペナルティが課されます。
7	募集要項	第3章 募集概要	—	第2項 募集内容	メインオークションへの応札	1応札単位(電源・号機)の容量を分割して長期脱炭素電源オークションおよびメインオークションそれぞれに応札することは可能ですか。	「応札単位(電源・号機)」を二案件に分けたうえで、一部をメインオークションに応札することは認められません。なお、長期脱炭素電源オークションにおいて、電源単位ごとに特定量数の設置を求めているため、複数の電源(ユニット・号機)に個別の特定量数を設置する場合は、その総本オークションの要件を満たしていれば、電源(ユニット・号機)単位で本オークションへ応札可能です。

公表日：2026年 9月15日

2026/09 新規

※1 https://www.occto.or.jp/various/capacity-market/youryou_faq.html

■ ご不明な点がございましたら、下記窓口にお問合せください。

お問合せ内容	窓口	メールアドレス・URL (@は半角に変更してください)
長期脱炭素電源オークションに関するお問合せ（参加登録に関するものを含む）	電力広域的運営推進機関 容量市場 長期脱炭素電源オークション 問合せフォーム	https://www.occto.or.jp/market-board/market/otoiawase/otoiawase.html 2026年度オークションに関するご質問については、以下の区分をご選択の上、お問合せください 大項目：2026年度オークションの参加登録 小項目：システム登録方法全般 事業者情報全般 電源等情報全般 期待容量の登録全般 その他
脱炭素化ロードマップ及び蓄電池に係る事業計画に関するお問合せ	経済産業省 資源エネルギー庁 電力基盤整備課 長期脱炭素電源オークション問合せ窓口	bzl-chouki-auction@meti.go.jp
長期脱炭素電源オークションの応札に向けた予備審査（水素・アンモニアを燃料として用いる電源）に関する事前相談	経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 水素・アンモニア課 ウェブサイト	https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/advanced_systems/hydrogen_society/carbon_neutral/dengen_auction/ ウェブサイト内の記載要領及びFAQをご参照ください
応札価格の監視に関するお問合せ	電力・ガス取引監視等委員会 長期脱炭素電源オークション問合せ窓口	bzl-ms-decarbonization@meti.go.jp
他市場収益の監視に関するお問合せ		bzl-mp-decarbonization@meti.go.jp